

平成 2 8 年第 2 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第2回定例会会議録目次

第1日目（平成28年6月15日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	行政報告	3
○日程第 5	議案第 1 号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第2号）	
	議案第 3 号 滝川市の休日定める条例等の一部を改正する条例	
	議案第 5 号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例	5
○日程の追加について		18
○日程第 6	議案第 2 号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例	18
○日程第 7	議案第 4 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	30
○日程第 8	議案第 6 号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例	
	議案第 8 号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修工事）	
	議案第 9 号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修機械設備工事）	31
○日程第 9	議案第 7 号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例	33
○日程第10	議案第10号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について	34
○日程第11	議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	35
○日程第12	議案第12号 議員の派遣について	36
○日程第13	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	36
○休会の件について		37
○散会宣告		37

第8日目（平成28年6月22日）		頁
○開議宣告		41
○日程第 1	会議録署名議員指名	41
○日程第 2	一般質問	41
	15番 柴田文男君	41

17番	関 藤 龍 也 君	4 7
12番	渡 邊 龍 之 君	5 4
13番	木 下 八重子 君	6 2
6番	安 樂 良 幸 君	6 6
2番	堀 重 雄 君	7 1
1番	三 上 裕 久 君	7 5
○延会の件について		8 2
○延会宣告		8 2

第9日目（平成28年6月23日）

○開議宣告		8 7
○日程第 1	会議録署名議員指名	8 7
○日程第 2	一般質問	8 7
16番	荒 木 文 一 君	8 7
3番	舘 内 孝 夫 君	9 2
4番	清 水 雅 人 君	9 6
○日程の追加について		1 1 5
○日程第 3	報告第 1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	1 1 6
○日程第 4	報告第 2号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について	1 1 7
○日程第 5	報告第 3号 監査報告について	
	報告第 4号 例月現金出納検査報告について	1 1 8
○日程第 6	意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書	
	意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書	1 2 1
○日程第 7	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 2 2
○市長挨拶		1 2 2
○閉会の件について		1 2 3
○閉会宣告		1 2 3

平成28年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成28年 6月15日（水）

午前 9時59分 開 会

午後 1時37分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 議長報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第2号）
議案第 3号 滝川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例
議案第 5号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例

○追加日程

- 日程第 6 議案第 2号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例
日程第 7 議案第 4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 6号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例
議案第 8号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修工事）
議案第 9号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修機械設備工事）
日程第 9 議案第 7号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第10号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
日程第11 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第12 議案第12号 議員の派遣について
日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君

11番 小野保之君
 13番 木下八重子君
 15番 柴田文男君
 17番 関藤龍也君

12番 渡邊龍之君
 14番 山口清悦君
 16番 荒木文一君
 18番 東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長 前田康吉君
 教育長 山崎猛君
 総務部長 中島純一君
 市民生活部長 舘敏弘君
 保健福祉部長 国嶋隆雄君
 産業振興部次長 長瀬文敬君
 市立病院事務部長 田湯宏昌君
 教育部長 田中嘉樹君
 監査事務局長 加藤孝昭君
 企画課長 深村栄司君

副市長 千田史朗君
 会計管理者 若山重樹君
 総務部次長 高橋一美君
 市民生活部次長 石川雅敏君
 産業振興部長 中川啓一君
 建設部長 高瀬慎二郎君
 市立病院事務部次長 椿真人君
 教育部指導参事 小野裕君
 総務課長 鎌田清孝君
 財政課長 堀之内孝則君

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷和徳君
 書記 平川泰之君

書記 菊田健二君
 書記 村井理君

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成28年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る5月31日に開催されました全国市議会議長会第92回定期総会において議員25年以上の功績で田村勇議員が一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において堀議員、館内議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの10日間といたしたいと思いを。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日6月15日から24日までの10日間にわたりまして平成28年第2回滝川市議会定例会が招集され、一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成28年2月18日から平成28年6月1日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目ですが、平成27年度の各会計決算につきまして口頭をもってご報告をさせていただきます。これは、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、後ほど正式に手続を踏みまして議会の承認を求めることになるわけですが、本日その決算の概要につきまして簡潔にご報告申し上げます。一般会計におきましては6億3,264万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金が主な原因となっております。予算との対比で主なものを申し上げますと、歳入では地方消費税交付金が1億2,953万円の増、地方交付税が8,183万円の増、市税が6,151万円の増が主なものであり、歳出については各事業の歳出抑制に努めたことなどの結果であります。なお、繰越明許費繰越額が186万円ありますので、それを差し引いた6億3,078万円が実質収支額となります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は国民健康保険準備基金より1億3,600万円の繰り入れを行い、359万円の剰余となりましたが、このうち180万円を国民健康保険準備基金に積み立てたところです。公営住宅事業特別会計は6,249万円の剰余となりましたが、これは前年度からの繰越金及び経費節減等によるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定では1億4,193万円の剰余となりましたが、前年度の繰越金及び保険給付費の減などによるものです。次に、介護サービス事業勘定では2,534万円の剰余となりましたが、これにつきましても前年度からの繰越金などによるものです。また、後期高齢者医療特別会計は192万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金などによるものです。土地区画整理事業特別会計は歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で6,406万円の純利益となりました。また、資本的収支では5億6,855万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。病院事業会計は収益的収支において当初予算では病院の建てかえに伴い5億1,400万円の純損失を見込んでいたところですが、入院収益の減などもあり、8億1,395万円の純損失となりました。また、資本的収支では4億8,663万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。以上、一般会計ほか各会計の決算概要につきましてのご報告いたします。

2点目ですが、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は積雪が最近5年間の平均と比較し多い状態が続いていましたが、3月に入り急速に雪解けが進み、融雪期は平年より5日早い4月6日となりました。平均気温は、4月上旬は平年より2度ほど高く、中旬、下旬は平年並みに推移し

ました。５月に入ってから気温の高い日が続き、平均気温で上旬は１．４度、中旬は２．３度、下旬は３度、それぞれ平年より高くなり、５月２２日には最高気温２９．４度を記録したところです。６月１日現在における主な作物の生育状況ですが、水稻は好天により移植期が平年より３日早い５月２２日となり、前半に移植したものは順調な生育ですが、後半に移植したものは強風により植え傷みが散見されます。秋まき小麦は、好天により生育は順調に進んでおり、出穂期は平年より４日早く、６月１日となりました。大豆は、播種作業が順調に進み、播種期は平年より４日早い５月２７日となりました。タマネギは、移植期が５月１日と平年より５日早まり、移植後の降雨、好天により生育は進んでいますが、移植のおくれた一部の圃場では少雨により生育がおくれているところが見られます。リンゴは、生育は順調で、目立った病虫害は見られません。好天により開花は順調に進み、満開期は平年より６日早い５月２３日となったところです。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 おはようございます。教育委員会からご報告を申し上げます。

滝川市指定文化財の屯田兵文書が３月３１日に北海道指定文化財となりました。滝川市所有の北海道指定文化財は、タキカワカイギウに続いて２件目となります。屯田兵に関する記録文書は、昭和２０年の敗戦時に軍隊組織に関連する文書とみなされ、多くの中隊本部で焼却処分されたため、現存する資料は東旭川兵村の第二大隊第三中隊等の数隊分を残すのみとなっております。滝川市が所有する第二大隊第三中隊の文書は、兵村小学校、現在の滝川第二小学校に移管されていたため廃棄されず、そのまま保管されておりました。６１点から成る資料は、給与地の地図を初め、月報、演習、戸籍など軍事訓練に関するだけでなく、農業のことや日常生活のことなど最後の士族屯田に係る兵村の暮らしぶりを探ることのできるものと認められ、北海道における開拓の姿を知ることができる歴史的遺産として、北海道大学並びに旭川市が所有する屯田兵資料とともに指定されたものでございます。これに伴い、本資料につきましては、滝川市文化財保護条例第６条に基づき滝川市の指定を解除したことを報告いたします。

以上を申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第５ 議案第１号 平成２８年度滝川市一般会計補正予算（第２号）

議案第３号 滝川市の休日定める条例等の一部を改正する条例

議案第５号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第５、議案第１号 平成２８年度滝川市一般会計補正予算（第２号）、議案第３号

滝川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例、議案第5号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、落雪により破損した滝川市穀類乾燥調製施設の外壁等修繕工事实施のための補正及び労務単価改定に伴う除排雪等委託料の補正並びに一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金を活用して実施する事業の補正が主な内容となっております。

1ページ目をご覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ3,004万8,000円を追加し、予算の総額を209億1,516万8,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。2款1項7目市民生活推進費、補正額82万1,000円の増額につきましては、消費者行政推進事業に要する経費の補正でございます。消費生活相談員等の資質を向上させ、消費生活相談がより一層適正かつ迅速な対応となることを目的に、国民生活センターなどが開催する研修に相談員を積極的に参加させるとともに、地域や学校における啓発活動のためにパンフレット等の作成を行うもので、費用の全額が北海道の消費者行政推進事業補助金にて措置されるものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額69万2,000円の増額につきましては、休日夜間初期救急維持確保事業に要する経費の補正でございます。議案第3号 滝川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例で説明を申し上げますが、年末年始の休日を変更することに伴い市立病院の休診日も変更となることから、12月29、30日の初期救急診療体制の確保が必要となり、北海道大学病院からの派遣医師へ報酬等を支出するために補正したいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額280万8,000円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございます。滝川市穀類乾燥調製施設北の米蔵で本年3月に屋根からの落雪により壁の鉄骨の変形や窓枠の破損等の被害が生じたことから修繕を行うもので、費用の約92パーセントが全国市有物件災害共済会の災害共済金で措置され、残金を管理委託先の滝川農業協同組合の負担とするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額2,255万6,000円の増額ですが、道路・橋りょうの維持に要する経費543万7,000円の増額、街路樹の整備に要する経費85万5,000円の増額、除雪・排雪対策に要する経費1,448万8,000円の増額、流雪溝の維持管理に要する経費177万6,000円の増額でございます。平成28年2月に公共工事労務単価が改定されたことにより、当初予算で措置できなかった道路側溝等補修委託料を初め、既に発注している委託等を含め今後不足する見込みである各経費についてそれぞれ補正したいとするもので、流雪溝の維持管理につきまして

は国土交通省から８１パーセントが流雪溝維持管理委託金として財源措置されるものでございます。

８款３項１目河川維持費、補正額２０万円につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。同じく公共工事労務単価が改定されたことにより、本年度の河川補修等管理料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものでございます。

８款４項３目公園管理費、補正額６５万３，０００円の増額につきましては、公園管理に要する経費の補正でございます。これも同じく公共工事労務単価が改定されたことにより、本年度の公園管理等委託料が不足する見込みとなったことから、補正したいとするものでございます。

１０款６項１目社会教育費、補正額２００万円の増額につきましては、文化ゾーンの検討に要する経費の補正でございます。一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し、文化センター、美術自然史館等の施設敷地の新たな利用可能性を探る実験的プログラムを実施する実行委員会に滝川市文化ゾーン活用事業助成金を交付するため、補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。１０款６項３目子ども科学館費、補正額１万８，０００円の増額につきましては、わくわくサイエンス事業に要する経費の補正でございます。昨年度に引き続き子ども科学館が実施している土曜リカひろば事業が北海道の土曜日の教育支援体制等構築事業補助金の内示をいただいたことから、現在実施している工作に加え、実験の援助を実施するため、補正したいとするものでございます。

１０款６項５目社会教育・文化施設費、補正額３０万円の増額につきましては、文化センターの運営管理に要する経費の補正でございます。議案第５号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例でご説明申し上げますが、文化センター大ホールの利便性の向上を図るため、利用人数に応じた３区分の利用料金の設定を時限的に試行いたしたく、そのために必要となるホールパーティションを購入するため補正したいとするもので、昨年度教育振興への活用にと複数の方よりご寄附を賜りました３０万円を財源とするものでございます。

以上、歳出合計で３，００４万８，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。１５款３項３目土木費委託金１４３万８，０００円の増、１６款２項６目教育費補助金１万８，０００円の増、１６款２項７目総務費補助金８２万１，０００円の増は、いずれも歳出関連でございます。

２０款１項１目繰越金２，２９６万３，０００円の増につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款５項２目雑入４８０万８，０００円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で３，００４万８，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第３号 滝川市の休日定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

滝川市の休日及び公共施設等の年末年始の閉庁日、閉館日等につきましては、条例により原則１２

月３１日から翌年の１月５日までと定められているところではありますが、国や北海道の公的機関を初め、民間企業等においても一般的に１２月２９日から１月３日を休日とされている例が多く、そうした休日のずれによる利用者の不便の解消や他の行政機関とのさらなる連携を目的として、滝川市の休日及び滝川市の年末年始の閉庁日等を１２月２９日から１月３日までと変更したいとするため、改正したいとするものであります。

改正内容につきまして参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。まず、１ページ目ですが、第１条関係で滝川市の休日を定める条例、第２条関係で滝川市コミュニティセンター条例、第３条関係で滝川市まちづくりセンター条例、第４条関係で滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、２ページ目に入りまして、第５条関係で滝川市文化センター条例、第６条関係で滝川市公民館条例、第７条関係で滝川市航空科学センター条例、第８条関係は後ほどご説明申し上げます。３ページ目に入りまして、第９条関係で滝川中高年齢労働者福祉センター条例、第１０条関係で滝川市児童館条例、第１１条関係で滝川市老人福祉センター条例、第１２条関係で滝川市老人デイサービスセンター条例、４ページ目に入りまして、第１３条関係で滝川市三世代交流センター条例、第１４条関係で滝川市身体障害者福祉センター条例、第１５条関係で滝川市地域ふれあいセンター条例、第１６条関係で滝川市東滝川地区転作研修センター条例、５ページ目に入り、第１７条関係で滝川市病院条例のそれぞれの条例に関する一部改正ですが、休館日、休所日、休日として規定されている１２月３１日から翌年の１月５日までを１２月２９日から翌年の１月３日までに改めたいとするものであります。

なお、参考資料２ページ目の第８条関係の滝川市スポーツセンター条例の一部改正ですが、この条例のみ当初の休館日が他の条例と異なり、１２月３０日から翌年の１月５日までと規定されておりますものを他の条例と同様に１２月２９日から翌年の１月３日までに改めたいとするものであります。

附則で、施行期日を公布の日からとしたいとするものであり、附則第２項で経過措置として、この条例の施行日前において既に通知書等によって通知がなされている期限のうち、具体的には１月６日とされているものにつきましては本条例による休日等の改正により本来は１月４日と改められるべきところでございますが、これを変更せずに、既に通知した期限をそのまま有効とする旨を規定しております。

以上、議案第３号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 それでは、議案第５号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますけれども、文化センター大ホールを幅広い利用者ニーズに対応できるよう、利用区分を細分化することによりまして少人数での利用に応じた施設機能、ニーズなどを検証するため、今年度末までを暫定期間としまして運用するために所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、参考資料によりご説明いたしますので、次の次のページになりますけれども、新旧対照表をお開き願います。附則に暫定措置を加えまして、第２項は平成２９年３月３１日までの間、条例別表で定めております利用料金設定基準を適用せず、附則に別表を新たに定めまし

て適用する規定でございます。附則別表の内訳でございますけれども、大ホールの利用区分のうち、平日と土日祝日のA料金、B料金をそれぞれ342席、717席、1,101席の3区分としまして、利用料金の設定基準を時間区分ごとに定めるものでございます。大ホールのC料金と小ホール以下につきましては、これまで同様で変更は特にございません。なお、利用料金の補足事項につきましては、備考で定めているところでございます。

施行期日を平成28年7月1日とし、経過措置としまして、改正条例施行前に改正前の規定によりなされた処分、手続などは改正後の規定によりなされたものとみなす規定でございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 議案第5号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。今ほど趣旨を伺いましたので、利用者人数等がいろいろあるので、そのニーズに対応するための検証ということで、その条例改正については特段異論はないのですが、2点ほど確認をさせていただきます。

1点目なのですが、恐らく利用増を目的としている意味合いもあるのだと思うのですが、今年度末までの検証ということです。ただ、今スマイルビルを含めたたきかわホールの問題があるというふうに認識しておりまして、方向性は決まっていますが、存続することが私は非常に厳しい状況になっているというふうに認識をしています。当然たきかわホールの利用者は小規模利用ということになりますので、そのことにも対応すべくの検証なのかということを1つ確認したい。

それから、もう一つは、利用区分の分割はいいのですけれども、恐らく100人規模も300人規模も1,000人規模もかかる費用は一緒なのではないかというふうに思うので、仮に小規模利用、三百何人でしたか、以下がふえた場合に収入とかかる費用というか、そのひずみが出てくるのかなというふうに思っています。そのことは、いかに検証とはいえ対応を迫られる局面が出てくるのかなというふうに思うので、そのことをどうお考えかを伺います。

○議長 荒木議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 まず、1点目のスマイルビルとの関係でございますけれども、総務文教常任委員会でご報告させていただきましたけれども、8月をめどに一定の方向性を判断しなければならないと、今そういう状況にきております。一方、今申し上げましたとおり文化センターはさまざまな要望をこれまでも受けておりまして、そういったものにも対応したいものがまず1つの大きな理由でございますけれども、担当としましてはそういったことも当然頭に入れての検証と。ただし、ここは指定管理の施設でございますので、その期間が今年度末までということの指定管理期間となっています。ですから、2番目の質疑にも関連しますけれども、利用料金をさまざま設定するときに管理代行負担金に影響が当然出てきますので、そこに影響しないようなという料金設定を勘案しまして、例えば小規模の利用が多くなって本来大規模で使うべきものが使えないといえますか、申し込みによって使えない場合もありますけれども、そうなりますと本来得られる収入が減るということも想定はされます。ただし、今大ホールは既にもう利用を受け付けておりまして、ある程度日程が埋まっています。ですから、そ

の中で小規模な利用になる、そこに移行するものも何件かはあるのだろうなというふうには思いますが、まずはそのひずみの部分といいますのは、今年度については管理代行負担金に影響しないようにということの検証を踏まえて、来年度以降どうするのかというところは改めて考えていきたいというところでございます。

○議長 本間議員。

○本間議員 それでは、補正予算について質疑をさせていただきます。

8ページ、9ページの社会教育費の文化ゾーンの検討に要する経費につきまして質疑をさせていただきます。これは200万円計上されておりますけれども、この使途ということになりますと会議体を組織して協議を行っていくということと、それから検証事業を行うということが主なものだというふうに聞いております。実はその協議内容と目指すところをテーマにしてお聞かせいただきたいということなのですが、いろんな予算を計上するというのは今後も非常に難しい状況にあるということをお前提にしても、例えば文化センター、それから美術自然史館、その他大変老朽化も進んできているというようなこともございまして、文化センターの耐震なども非常に問題であるということは目前に迫っているものでもあるということでございまして、今回さらには今荒木議員のほうからありましたとおりにたきかわホールももしかしたら使用ができなくなるかもしれないと、それから福祉センターも閉館してしまっている状況にある中で、市民活動が非常に制限されるというか、そういう状況にもなっていく可能性もあります。そうしたところで、いろいろ内容を例えば検証をする上で、イベントのようなものを行うのですけれども、基本的にどうしても現状ある姿の中でどうやって活性化するかというところに重きを置きがちになってしまうという可能性があるのではないかというふうに思っています。その会議体組織の中でどんな協議を進めていくかということをお聞かせいただきたいのですが、私が願うところでは今後あらゆるものを抜本解決していく中でもそうしたところに踏み込んで話し合いができる状況をつくっていくということにどれだけお考えがあるのかということなのです。ぜひそういうふうに進んでいただきたいということも含めてお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長 本間議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 非常に重たいご質疑だと思っております。

今回の200万円、これは実行委員会を組織しましていろいろな事業を実験してみるということでございます。その裏には、当初予算で計上しておりました地域創造の補助金をいただいた検討市民会議をつくっております。まず、市民会議としましては、今ご指摘ありましたように既存の施設、この中で機能をまず洗い出すと、そして今の施設の精査、要るもの、要らないもの、要るものだとすれば、それをどう有効活用するのかと。どちらかというと今の文化ゾーンにある既存施設をどう使うかというところに視点を置いて、それとそこで活動する3団体、これをコンソーシアムを組みまして新たな活動、合理的な施設にできないかというところに重きを置いています。今本間議員のご質疑は、恐らく機能を洗い出して、それを新たな全く違うゾーンで、あるいは違う建物でということだと思います。我々も内部ではそういう議論もしております。ただし、その議論をこの検討市民会議で議論していただくにはちょっと重いなと、そういうご意見は当然出てくるものと思います。ですから、例えば新た

な場所にということになりますと、当然資金調達から新たな官民連携、PPPの視点、こういうものが大事になってきますので、それを検討するとすれば別組織が必要かなと、庁内組織もそうですけれども。ですから、議論としてはそういう意見は当然出てくると思います。ですけれども、この検討委員会についてはこういった視点。今本間議員のご指摘の部分は、またちょっと新たな視点で検討する必要があるというふうに考えております。

○議長 本間議員。

○本間議員 おっしゃる意味はわかりました。ただ、今回これを文化ゾーンという視点でこの市民会議を組織して行うということは、ある意味スタート地点に立っているのではないかなというふうに思うのです。多分そういう意見も出るというふうにお考えだと思うのですけれども、要するに市役所、教育委員会としては実現可能性が視野に入れられないものを前向きに議論していくということにはならないだろうというお考えが多分あると思うのですけれども、ただやっぱり市民会議の市民の方からの素直な意見を積み上げていくということが大事だと思うので、ぜひそういうものをフランクに議論していただけるような姿をつくっていただきたいというふうに思いますので、確かに責任を感じるのはわかりますけれども、そうしたのもスタートラインとしては積み上げていくというお考えはあるのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長 教育部長。

○教育部長 可能な限りそういう意見を取り入れまして、一応補助金ですから、今年度で一つの報告書的なものをつくり上げることになります。ですから、そこにどれだけ盛り込めるかというのは今後の議論になりますけれども、今のご意見を参考にしながら進めさせていただきたいと思います。

○議長 館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。議案第5号 文化センター条例の一部改正のことについてお尋ねいたします。

まず、342席に近いホール、中空知、北空知かいわいにも他市町にもあるわけなのですけれども、その施設名と、また料金比較について。また、その上の717席についてお伺いいたします。施設名と料金比較についてお伺いいたします。

○議長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 まず、近隣のホールとの比較ということで、342席ですけれども、隣の新十津川町のゆめりあ、ここが352席ということで、料金は町内、町外とそれぞれ違ってございますけれども、これは町外ですけれども、1日利用した場合で平日で5万4,600円、土日祝日で6万5,000円と、入場料によりまして5割から2倍までの加算ということになってございます。717席に近いホールということでいきますと深川市の文化交流ホールみ・らい、ここが691席で、1日利用した場合で平日で4万4,604円、土日祝日で5万2,164円と、これも入場料ごとに7割から3倍までの加算があるというようなことになっておりまして、ここは使用料にプラスして舞台に照明ですとか音響資材あるいは冷暖房、これらはまた別途加算ということになってございます。

○議長 館内議員。

○館内議員 確かに近隣町村のホールが滝川文化センターよりも利用料金がお値ごろになっていると

いう現状もあります。また、現実としては滝川文化センターよりも近隣町村のほうが施設が新しいというところがあるのです。そう考えますと、この料金を見ますところに割高ではないかということが感じられるのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 比較で高いか、安いかというところで、料金表だけを比較すると確かに高いと思う方が多いのではないかなというのがあります。ただし、先ほど言いましたとおり、文化センターはセットの料金、それぞれ他の施設は使った設備によってプラスアルファというところもありますので、施設によって一概に高い、安いということにはならないのかもしれませんが、そのまちの状況ですとか、公共施設の役割ですとか、さまざまな事情がありますので、滝川市はこの料金で今設定しているというところでございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 他市町の文化施設については、1時間当たり幾らという料金設定を提示しているところもあると思いますが、本市におきましては午前、午後、夜間という区分で分かれておりますけれども、こちらを変える予定というものはございませんか。市民に対してもっとわかりやすい料金、1時間単位の料金表示であったりとか、そういうことは考えていませんか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今ご提案申し上げておりますのはそれを変えるという前提でご提案はしておりませんので、今はこの料金体系でいくというところでございます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 議案第3号 滝川市の休日を定める条例等の一部を改正する条例なのですが、滝川市役所とか病院というのは集客機能が相当あると思うのです。マグネット機能というのですか、確かに今回の条例というのは官公庁が29日で終わる、正月は3日までということに合わせたのでしょうかけれども、滝川は以前からこのような形でやってきて、商店街の皆さんあるいは地域経済を考えたときにどのような影響があるのかということを検証されてきて今回提案されているのか伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質疑でございますが、まず今回の条例改正に至った経過、冒頭ということになります。が、昨年の10月に商工会議所から経済団体含めて、市の休日についても国あるいは道、あるいは今民間もかなり、いろんな建設業界も含めてですが、今回の改正後の休日になってきているという部分で、年末はさておきまして、年始がもう既ににほかの機関があいているのに市役所があいていないという部分においては市民の利便性を考えた上でやはり問題があるのではないかとということで、検討していただきたいと実は経済界からの要望を受けて今回の提案に至ったという部分でございます。ただ、議員がおっしゃられたとおり、この提案に基づいて既に経済的な影響等を市で独自に調査したかと言われますと、それは実際は行ってはおりませんが、この提案に至るまでに各所管を通じて関係団体等に、休日がもし29日から3日までというふうになったときにどういう影響があるかというようなことは事前に確認をして、周知期間等の問題はありますが、周知期間さえきちっととれば特に影響がないというような意見を踏まえて今回の提案に至ったということでございますので、ご理解をい

ただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 各関係団体から要望があったというのは、私も知っております。それを受けて、条例を提案するということであれば、それまでの下調べというか、調査をするのが当たり前だと思います。今回の6月の条例改正提案というのは、これは年末に向けてですから、まだ期間があると思います。周知の部分もあると思いますけれども、そういうことを考えたら、きっちりと調査をして条例を再提案する考えはないですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員からのご提案という部分の再提案の考えはないかという再質疑でございますが、基本的には先ほど申し上げましたとおり、本条例改正を提案する上におきましては、所管を通じて各団体、町内会も含めてですが、各施設利用者等の意向、変わった後にどういった弊害あるいは障害があるのかと、費用を含めてですが、そういった部分について事前に調査した上で今回の提案に至ったということでご理解をいただきたいと思いますし、今回提案したという部分でございますので、現時点において再提案という部分についての考えはございませんが、ただし条例を改正した後に今後市民あるいは各団体に対して十分周知を行いながら、支障がないような形で配慮していきたいというふうに考えておりますので、改めてご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、補正予算につきまして議案第1号につきまして質疑を行います。

まず、8ページ、9ページの土木費ですが、国の労務単価決定はいつだったのか。また、4月にさかのぼって契約について適用するというご説明はありましたが、各企業に対しては給与にも同じように4月から働いた分についてこれを適用するというような通達等は国や道のほうからされるのだというふうに思いますけれども、市からも行うというふうに思うのですが、その点を伺います。

2点目は、この土木費の労務単価増額総額は2,340万9,000円と、歳入は交付金の143万8,000円の増ということで、残り2,111万8,000円は繰越金、一般財源を充てられると、この点でまず交付税措置等は今後あるのか、また財政健全化計画の収支改善目標額5億円の計画では恐らく見込んではいないと思いますけれども、見込んでいたかということを確認いたします。

3点目ですが、国交省の単価改定は3年連続4度目というふうに私は記憶をしているのですが、まずそれを確認をしていただいて、これまでの連続した改定の全部を合わせると労務単価はそれ以前より平均何パーセントの増加になるのかということで伺います。

4点目は、その増額分がどの程度賃金増につながっているのかということで伺いますが、まず市としてそれを検証しているか、また国や道は検証や調査をしているか、またこれまでした結果があれば、概要を伺いたいと思います。

次に、教育費についてですが、文化ゾーンの検討に要する経費200万円について、補助先の滝川市文化ゾーン活用実行委員会はNPO法人空知文化工房、リブラーン、岩橋ふるさと北辰振興会の3

団体により構成されていると報告されておりますが、実行委員会の概要について設置時期や実行委員構成はこの3団体のみなのか、また目的については先ほど本間議員のご答弁で概要は述べられましたが、文章化されているようであれば、その目的を具体的にお伺いしたい。要綱などは整理されているのか伺います。

次に、一方当初予算の90万円で、こちらは市民会議という別の会議によって有効活用の可能性を洗い出すというふうに常任委員会の説明資料では出されております。今回の補正予算は有効活用の可能性として出された3点が報告されておりますが、こういったことを土台として進めるということなのか、またそうではないのか伺います。

2点目として、その場合の可能性について、この可能性についてというのは、文化ゾーンの検討事業ということが正式名称なのかよくわかりませんが、何かそのような名前が委員会提出資料に書かれているわけですが、文化ゾーンの検討事業、仮称で私はそういうふうに言いたいと思いますが、その検討内容全体、今回は3つ資料を示されましたけれども、検討内容全体はどのようになるのかということでお伺いをいたします。

また、実験的プログラムの実施とまとめが実行委員会の補助金の活用内容になります。実験的プログラムとして大ホール342席での公演、中央児童センター体育館での生涯学習発表会、美術自然史館前でのビアガーデン等、まずどのような費目に補助金を使用できるのか、また補助金の主な使用内訳、また素案、文化ゾーンの検討事業、これの素案になるものだというふうに思うのですが、こういったものをまとめるに当たり、まとめを市民会議と実行委員会からそれぞれ受けて素案をまとめていくわけですが、その場合職員会議は当然入ると思うのですが、ほかの団体もまたそのときに一緒に委嘱してまとめられるのかという点について伺います。

そして、以上の点は通告してあるのですけれども、通告していない点が4の衛生費の休日夜間初期救急維持確保事業に要する経費で医師報酬等なのですが、厚生常任委員会の資料によりますと29、30日の初期救急診療体制を確保する必要があると、これまでは29、30日は開院しておりましたので、休日夜間ではないと。ただ、29、30日というのは今年度の場合木曜と金曜なのです。休日が変更前の30から5日までだとすると、4、5日なのです。4、5日は水、木なのです。つまり水、木から木、金にかわるのにどうして新たな報酬が、委託というか、医師報酬が発生するのかというのがよくわからないので、そこをご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは、土木費の補正について答弁させていただきます。

質疑では国の単価決定はいつだったかということ、また4月からこれまでに発注した分に対しての通達等は、変化があった場合通達等はするのかという質疑だったと思いますが、平成28年度の公共工事設計労務単価につきましては2月からの適用になっております。これらについて通達等は直接的にはしていません。ですが、労務単価につきましては公表されているものでございますので、事業者においては積算システム等を今導入されていますので、当然そこにおいては改訂版ということで連絡が行き、いろんな広報的な、建設新聞等においても公表されておりますし、そういうことからあえて

個別な通達、市からの通達という事案については行っておりません。

続きまして、3つ目の公共工事の増額補正により、労務単価の改定はたしか3年4度目と言われましたけれども、私の押さえでは4年連続5度目と押さえております。この5度の改定により労務単価については平均何パーセントかという質疑になるかと思いますが、増額改定前の平成24年度と比較しますと平均では34.7パーセントの増加となっております。

続きまして、4番目、これまでの増額分がどの程度の賃金増につながっているのかとして、1つ目は市として検証しているか、2つ目は国や道は検証や調査しているのかということで、その結果についてでございますが、1つ目の市としては検証はしておりません。2つ目の北海道の建設部では、道内の各建設管理部の発注工事からピックアップしまして、その1次下請及び2次下請を含めまして、その工事に使用している職種について賃金の調査を実施していると聞いております。同一職種でも資格を有する熟練者もいれば新人もあり、その賃金にはかなりばらつきがあると聞いております。公共工事設計労務単価は、公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに実態調査し、その調査結果に基づき決定されております。多くのサンプルの中に、決定された労務単価より安い支払い実態のものもあれば、逆に高い支払い実態のものも含まれていると思われます。しかしながら、そのようなプロセスを経て決定されていることを踏まえた場合、総体的にはこれまでの増額分は賃金増に反映されていると判断しているところでございます。

以上です。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 土木費補正予算の2点目のご質疑にお答えをいたします。

まず、2点目の1つ目ですが、交付税措置はあるかということでございますが、今回の補正に対する把握をできる範囲での交付税措置はないというふうに考えております。

それから、2点目の財政健全化計画で見込んでいたのかということでございますが、これもお見込みのとおりでございますが、財政健全化計画は財政フレームをもとに作成をしたもので、将来にわたる大型財政需要の中から事業の枠を想定して推計しているということで、大枠として捉えているということでございます。個々の事情を考慮しているものではございません。推計においてもこれから発生するものについてはやはり捕捉不可能ということでございますので、このような要素については見込んでいないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 文化ゾーンの検討に要する経費の関連でございます。

まず、実行委員会に関してですけれども、設置時期ですけれども、これは実は補助金を獲得するために既に実行委員会が立ち上がっているというところが申請の条件になっておりますので、規約上は去年の10月6日に設立と、実際に第1回目の実行委員会は先般5月20日に開催をしているところでございます。要綱という面では、今申し上げました規約を定めております。実行委員会の目的ですとか役員関係などを定めてございます。目的ですけれども、規約の中で文章化しております。ちょっと読み上げますけれども、滝川市文化ゾーンを対象に文化芸術活動及び生涯活動を支える人を育て、

市民が集う施設の魅力を拡充するための調査研究や事業を実施し、地域文化の創造、発展に寄与することを目的ということでございます。

それから、2番目でございますけれども、今回の補正予算ですけれども、市民会議の検討を土台としまして、実行委員会がそれぞれアイデアをそれにつけ加えましてプログラムを実施していくということでございます。

それから、検討内容の全体像ということでございます。これは、先ほど本間議員のご質疑にお答えさせていただきました。まず、文化ゾーンの機能、そして施設、これの精査ということです。これが一つの大きな目的ということになります。それから、構成3団体、それらでコンソーシアムとして、新たな効率的な施設の運用あるいは事業実施というところも目指しているところでございます。

次の補助金の使用できる費目だと思います。これは、まずこの補助金はソフト事業を対象としたものということで、報償費ですとか施設使用料あるいは印刷製本費などが対象となっているということです。具体的に今回この実験のプログラムで使うものとしましては、施設の使用料、それから講師謝礼ですとかポスター等の印刷製本などを予定しているところでございます。

それから、計画づくりですけれども、市民会議、それから実行委員会、それぞれ報告書をまとめることになっておりますので、それをベースにしまして、計画をつくるのはあくまでも行政ということで、関係する所管、団体、それから今ある市の計画、それらを勘案しながら教育委員会として計画を策定するということになってございます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 初期救急の確保についてですが、現状は29、30日につきましては市立病院がやっている。年明け、4、5日につきましては市立病院は休みですけれども、市内の医療機関が営業している。これを条例の改正した場合、29、30日につきましては市内の医療機関が休みで市立病院も今回の改正によりまして休みになるので、その分の手当が必要になるということでございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 文化ゾーンの経費というか、費目というか、そういったことでまずお伺いしたいのですが、当然補助金を申請するに当たって、この3つのプログラムを想定して200万円という積算をされたのだというふうに思うのですが、施設使用料、これは文化センターと美術自然史館の前庭、それと中央児童センターの体育館、どんなにかかっても20万円とかそんなものだと思うのです。印刷代も、どれだけ印刷するかは別として、やはり二、三十万円程度だろうと。そうすると、講師謝礼とかとなるのですけれども、前定例会でも講師謝礼で1日メインの講師で約20万円、サブの方がたしか10万円近くというような話もございましたが、まず1点、私の最初の質疑で、今回のこの実験プロジェクトは3つ常任委員会の資料で示されていますけれども、3つだけなのかと、まだこれからふえるということで計画をしているのかというのを1点。

もう一点は、今言いましたように、ソフト的なこととなると講師謝礼というのは非常に大きいのだろうなというふうに思うのですが、今の講師謝礼と使用料と印刷と、この3つの内訳を概要で結構ですから伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、実験プログラムでございますけれども、今想定しておりますのが10件程度想定しております。報償費としましては、これは約65万円ぐらいの予算を見込んでおります。これは、コンサートとしまして2人組の音楽コンサートになりますけれども、この部分、それから生涯学習体験、リブラーンがやるものでございますけれども、これについては講師25名ほどを予定しております。そういう予算でございます。それから、もう一つのイベントでそれぞれ講師謝礼として3人の方に15万円程度ということを用意しております。印刷製本費で約38万円、使用料で15万円と、概算でそういう予算組みになっております。ただ、これを行う上でこれはちょっと動くだろうなと思っておりますけれども、予算としてはそういうことで考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今10件程度ということで、最初からそれを答弁していただければ先ほどのような再質疑にはならなかったのですけれども、ただ10件程度といいながら、コンサートは2人組で65万円の報償費、生涯学習振興会の発表会ですか、これがどれぐらいになるかわかりませんが、印刷製本と使用料で53万円というのと、あと147万円程度は報償費と。私がお聞きしたいのは、確かに10分の10の補助金です。しかし、実験的プログラムというふうに銘打ってはいますけれども、果たして文化センターを小さくしたところで、2人組のコンサートを呼んでやるという、その報償費や、あるいは生涯学習振興会の恐らく定例事業だというふうに思うのです。体験発表会のようなもの、それをただ中央児童センターでやるということが違うということなのだろうと思うのです。つまり毎年やっている、あるいはいつでもやっているようなことを何か実験的プログラムというような形でこの補助金を獲得し、実施するということになってはいないかということについて質疑をしたいと思います。私は、近年補助金についてはとにかくまず獲得することが大事だと、その獲得したもので、使用目的は今回でいえば文化ゾーンで実験的なことをやって、これが市民の文化や芸術、また生涯学習、にぎわいだとか、そういったことに資するものにしていくというふうに言われていますが、いつもやっているようなことが果たしてそういうことに本当に役立つか、まず実験という言葉が果たして適切かということも危惧してそういったことをお聞きいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 先ほどの報酬65万円ですけれども、コンサートだけで65万円ではございません。生涯学習の講師ですとか、それ以外の講師、それは人数でいきましたら約30人程度というところ、その総額が65万円ということでございます。それから、その他は手数料ですとかさまざま、騒音調査、太鼓をたたいたりしますので、騒音調査だとか、そんなものももろもろ含まれての200万円ということでございます。それから、生涯学習の既存事業ののせかえでないかということではなくて、新たな体験プログラム、そういうようなものを実証実験したいということでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、第3号及び第5号の3件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第3号及び第5号の3件はいずれも可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますので、追加日程表を配付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第6から第13までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第6 議案第2号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例

○議 長 日程第9、議案第2号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第2号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨でございますけれども、市民の健康増進などを目的に、現在石狩川河川敷を活用しました新たなパークゴルフ場の整備を進めているところでございますけれども、施設を設置するに当たりまして、地方自治法第244条の2第1項の規定によりまして公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定めたいとするものでございます。

制定の内容でございますけれども、本条例は全13条から構成されておりまして、第1条では設置

の目的としまして、市民の健康増進並びにスポーツ活動の普及振興を図ることとしているところでございます。

第2条では施設の名称及び位置、第3条では使用の許可、第4条では使用の制限についてそれぞれ規定するものでございます。

第5条は、使用料を別表で定める規定でございます。次のページに別表を記載しておりますけれども、料金は市内、市外の区分で、個人使用、団体使用、シーズン使用、それぞれの利用料金を定めてございます。なお、使用料の補足事項を備考で定めているところでございます。この中で、小学生以下の利用については無料としたところでございます。

第6条では使用料の減免、第7条では使用料の不還付、第8条では目的外使用等の禁止、第9条では特別設備等の許可、第10条では使用の許可の取り消し、第11条では原状回復、第12条では施設等の破損の届け出と損害賠償について規定するものでございまして、第13条では規則への委任について規定しているものでございます。

附則におきまして、この条例の施行期日を平成29年5月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。小野議員。

○小野議員 それでは、石狩川河川敷パークゴルフ場について質疑させていただきます。

まず、市長公約の一つでもあります空知管内最大級と言っても過言でないのですが、パークゴルフ場がいよいよ来春オープンの予定です。待ち望んでいる人も多い中、現在芝の養生、あるいは駐車場の整備などの工事が進んでいます。まず、市長にお聞きいたします。まち自慢のパークゴルフ場とはどこをいうのか、具体的にご答弁いただきたいと思います。

また、秋に仮オープンすると一部で話が出ていますが、その意向があるのかどうかも重ねて伺います。

次に、平成24年の市政執行方針で将来にわたって滝川市が発展していくために、市長を初め職員が現場に入り、市民の皆さんとともに知恵を絞り、汗をかきながら取り組んでいく必要があると述べていました。今完成しようとしているこのパークゴルフ場に市理事者あるいは所管の職員で現場に足を運んだ人が何人いるのか。一部の関係者のみと思いますが、そこでまず貴重な税金を使って造成したゴルフ場を職員が認識すること、そして真剣に取り組む姿勢を見せ、市民の模範となるべく、また結果が利用者増にもなることから、オープン記念全市職員のパークゴルフ大会などを企画されてはどうでしょうか。

次に、利用者の動向と一番関心がある利用料金についてですが、パーク愛好者も高齢化により同好会の会員が減少傾向です。目新しいうちは利用者も多いかもしれませんが、しかしコースも大体ある程度知り得ると次のコースを求めて利用します。どうせお金を払うのなら、ワンランク上の芝の管理の行き届いたコースを選んで利用し、土曜、日曜日は各種の大会の景品のいいところに参加をしているようです。まち自慢のゴルフ場も市街から離れているところがちょっと不満なのですが、今月初旬、実情を体感するため私が扇町コミュニティセンターから自転車スタートハウスまで一服しないで行

ってきました。ママチャリなので、ゆっくり走りましたけれども、ちょうど20分かかります。パークをしてからのことを考えると、自転車利用については高齢の方については減るかもしれませんが、そこで、利用料金ですが、市民500円、一応団体400円、市外900円の設定となっていますが、この市外金額について高いのではないかという要望があったと思いますが、その辺はどのような経緯なのかをお聞きます。近隣の市町村、新十津川、芦別では利用者減により金額を350円、400円にそれぞれ下げました。それでも平日は結構あきが目立つようです。今まで無料の西公園空知川コースを利用し、同好会の月例会や、あるいは町内会の大会を開催していたところは、回数を減らすか、あるいは中止が検討されています。中には無料のコース、國學院の万葉コース、新十津川の石狩川あるいは砂川のコースに月例会などを変更するようなことを考えているところも正直あるようでございます。年金生活者は、今まで無料で楽しめたのが月1回行くと500円、10回行くと5,000円になります。生活優先で足が遠のくのが自然だと思います。利用者料金をいま一度再検討されてはどうでしょうか。今この設定がこれからの運営に大きく影響してくると思いますが、そのお考えもお聞きます。

次に、サポートシーズン券について説明されていますけれども、中身がよくわからないので、説明を再度お願いいたします。

次に、附帯設備については改めてお伺いしますが、まずその中で交通安全対策についてなのですが、平成橋と交差する場所、堤防上を走行の自転車あるいは車が道路横断時に交通事故が考えられます。市道と認識する中での警戒標識の設置など、案内の看板等は絶対必要と思いますが、対策は検討されているのか伺います。

次に、休憩施設についてなのですが、これから休憩設備についてはいろいろと検討されると思います。設置基準があり、大変ですが、ここである程度予算をかけてやらないと、なお利用者離れになると思いますが、多くの意見を聞きながら検討されるようお願いいたします。トイレの配置はどの程度検討されるのかお聞きます。駐車場は80台整備するようですが、橋の真下の空き地、広い範囲であります、それもどのように考えているのかお伺いします。

利用サービスについて、ほかのパークゴルフ場ではいろんなサービスがあるようですが、これも施設整備と同様に多くの意見を取り入れることを要望します。貸し出し用具についてですが、クラブ、ボールセットで300円が妥当と思うが、どの程度と考えているのか。スタートハウスあるいはコース等に協賛メーカー、企業の広告の募集は検討されているのか。8コースあるわけですが、コースごとにA、B、Cではなく、滝川市に関連あるコースの名前をつけるとか、そのコースの旗もありますけれども、そのコースが花コースあるいは動物コースとか、ロゴマークを入れることなどを募集時に提案することも必要と考えます。

最後に、コース管理のことですが、コースの中で芝の維持管理はどうするのか、あるいは周辺緑地の草刈りも含むのかどうかをお伺いいたします。

以上です。

○議 長 小野議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、パークゴルフ場のご質疑、多岐にわたる部分でございます。

まち自慢のというところは後ほど市長から補足があるかもしれませんが、まず議員ご指摘のとおり、規模としましては空知管内最大規模ということでございます。それから、パークゴルフの魅力は何といても芝ということでございます。ですから、施設的にはしっかりした施設というところをまず考えてございます。それから、まち自慢ということでございますから、パークゴルフをやるのだったら滝川のコースへ行ってやろうと、そういったことを言われるようなコースにしていきたいというふうに考えております。

仮オープンのお話でございますけれども、今現在は芝の養生と、これをまず最優先に考えてございます。ですから、何をもって仮オープンと言うかというのもありますけれども、今現在は芝養生ということが最優先ですから、いつやるのだということは今の段階ではお答えしかねるというところでございます。

それから、職員は足を運んでいるのかということでございますけれども、今工事の途上でございますので、みんながわいわいということにはなかなかありませんけれども、まず芝ができた段階では市長以下が状況をまず視察をしているところでございます。もちろん担当所管としましては、常に足を運んでおります。芝の状況などを見ております。それと同時に、コース管理だけでなく、さまざまな企業、団体、ここにもアプローチをかけております。いろんなメディア、それから旅行会社、広告代理店というところにも足を運んでいるところでございます。職員大会というご提案でございますけれども、大会というのは入場者を獲得するためには大事なことだと思っていますので、議員のご提案をいただきながら大会運営などもしっかりと考えていきたいというふうに思います。

それから、利用料金でございますけれども、市外は高いのではないかと、意見を聞いたのかということでありますけれども、まず料金設定につきましては市内のパークゴルフ協会と何度か意見交換をさせていただいております。もちろん利用する方にとっては安いほうがいいということでありますけれども、この500円という設定につきましては、今は財政健全化の途中ということで、収支をとれるような施設ということも項目に入っておりますので、我々としては何とか採算がとれるようにというところをさまざまな想定段階でありますけれども、入場者数などを勘案して500円という料金にさせていただいておりますし、市外につきましては高いのではないかとのご意見としては受けとめますけれども、市外については1日料金でなくて4時間という料金を設けておりますので、その中で対応していきたいと。現段階で再検討というのは、まだ始まっていませんので、これについては今の段階では再検討という考えは持ってございません。

それから、サポートシーズン券ですけれども、これはパークゴルフ場のオープン前にごみ拾いなどの環境整備、そんなもののボランティア参加をしていただきたいなと思っています。これについては、そんな負担になるようなことは考えてございません。ファンづくりあるいはサポーターづくりというところをまず1つ目的としまして、シーズン前に負担にならない程度でボランティア活動をしていただきたいということを考えてございます。

それから、交通安全でございますけれども、ご指摘のとおり堤防を走って平成橋との交差点というところは、これはちょっと危険だなという認識を持っておりますので、この動線につきましては土木課とも相談しながら、どういうコースがいいかというのは今考えているところでございます。

トイレでございますけれども、委員会で配置図を配付させていただいております。当初の計画では2カ所程度というふうに思っておりましたけれども、さまざまなご意見をいただいておりますので、それについては何カ所がいいのかというのも、予算に絡む話でありますので、今後検討していきたいと。また、大会時には2カ所で足りないということもありますので、大会時には増設するとか、さまざまな対策はとれるかなというふうに思っております。

それから、橋の下空き地ということですが、ご承知のとおり橋の両サイドにコースを設けておりまして、橋の下もコースの中ということで、そこは通路として利用するという事になっておりますので、空き地という捉え方はしていないところでございます。

それから、貸し出し用具の関係ですが、これも幾らぐらいがいいのかというところで議員のご意見を参考にさせていただきながら、これから決めていきたいと考えております。

それから、企業広告ですが、これも今ネーミングライツということを考えております。それと、ホールごとに8コースありますので、それぞれコースごとにとということも考えられますので、これはこの条例が決定されましたならば、今職員会議を立ち上げておりますので、ネーミングライツの中で考えていきたいというふうに考えております。

それから、コースの管理ですが、周辺緑地の草刈りは入っておりません。これは、当初予算でご提案しておりますけれども、約1,600万円ほどで振興公社に管理委託しているという状況でございます。

以上です。

○議長 市長。

○市長 小野議員のご質疑でございます。まち自慢とはどういうことだということでございます。先ほど教育部長のほうからも少し私にかかわって答えていただきましたけれども、私の考えとしましては、これからできるパークゴルフ場は面積とかは確かに大きい部分がございます。空知唯一云々だと思いますが、その中において市民の皆さん方がこれからパークゴルフ場に対してスポーツに親しむ、そしてそれを通して健康増進、高齢者の皆さん方の健康増進につながっていく、それぞれが少しでもいい芝の上でパークゴルフというものを楽しんでいただいて、このパークゴルフ場よかったねと。そして、これも教育部長が申し上げましたけれども、例えば小野議員がこういういいのができたから、遊びに来いというふうにお仲間に声をかけていただいたりとか、市民の皆さんそれぞれが家族で楽しまれたり、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に子供たちが楽しまれたり、そのようなパークゴルフ場が私はまち自慢につながる。それを皆さんとともにつくっていく。先ほどご提案がございました市の職員ももっと足を運んでという話もございましたが、それぞれが意識を持ってパークゴルフ場を愛していく、育てていくというような感覚を持つのが私はまち自慢というふうに考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長 小野議員。

○小野議員 今市長のほうから答弁いただきました。皆さん考えていることは同じだと思います。次に来ようとするのは、やはりお金をかけなかったら次に来ない。滝川の場合は、これは絶対いいと、景観もいいのです。川があるのです、せせらぎもあるのです。確かにいいのですが、ただコースは自

分で行って見てくると砲台グリーンが多いのではないかなという考えもありました。いろんなコースの中で、施設というか、休憩施設なんかをちびるというか、けちをやると次から、テントか何かにする
と滝川はあそこまで行っても何もないというようなコースになりますので、これから設定するとき
にいろんな件でお金をけちらないで、まち自慢になるのですから、もう少しいいコースをつくってくれ
ということもまたお願いしておきます。

その中で、料金設定の中で市外の人900円、これでやりますと4時間の券があるので、それで7
00円、4時間しかするなという形みたくなってしまうので、これは次に予算の中でつじつま合わせ
みたいな数字になってくるような感じも受けるのですが、これは設定の中でいろんな協会の人と話、
あの人たちはいろんなところを回っていますので、いろんな話を傾向すると700円ぐらいが妥当で
ないかという案が大勢を占めておりますので、その辺を改めてもう一つ検討いただきたいというこ
と、それからサポートということについて今お聞きしました。オープン前にごみ拾いか何かするとい
うことで、例えばその中で300人、500人来る可能性があるかもしれない。それは人数の制限な
いのか。1万8,000円ということなので、6カ月間だと毎日行くと100円見当になりますけれ
ども、その辺のことの人数は制限ないのかどうか、それをお聞きします。

トイレについては、大会が大きくなると、72ホールあるので例えば3つも4つも大会が重なる可
能性もあるのです。そうすると、私はB、C、Dと半分ずつ行きました。自転車で帰りにゆっくりゴ
ルフのカートコースを走ってみたのです。奥まで自転車で7分かかります。ということは、半分行っ
て帰るから、トイレ的には大丈夫でないか。奥のほうに仮設トイレを設けないと、人間の生理現象と
いうのはどうなるかわからない。男の小のほうをする場合は、こんなことを言ったら怒られるかもし
れないけれども、河川のほうへ行きますと陰に隠れてできるのです。ただ、女性の場合はどうするか、
その辺の対応も親切に考えてあげないと、今どっちかというパークの愛好者というのは女性が多い
のです。そういうことを考えてあげないとこれも恐らく反発が来ると思いますので、それも重ねてお
願いいたします。

それと、交通事故の問題も、こっち側の堤防に行くのと、それから向こうのほうから平成橋に向か
って走ってくるのありますよね、あれを横断するのにどこかの交通を制限しないと必ず事故がある
と思うのです。だから、こっちの下流のほうから上がってくると川の科学館のほうに水門があります。
あっちのほうからおりるところ、車利用でおる道路があるのです。あれは、自転車で行くときは下
におりるとそれなりにずっとスタートハウスまで行けます。ただ、車は通れないので、車のことを考
えるとその辺をやらないと、交通のアクセスも全部絡んでくるけれども、予算があるから、それはで
きないと思いますけれども、安全の問題もありますので、それも真剣に考えてほしいと思います。

以上です。

○議長 教育部長。

○教育部長 まず、利用料金の関係でございますけれども、さまざまなご意見があろうかと思います。
ただ、先ほど申し上げましたけれども、これから始まるというところで、まずはこの料金でスタート
したいというところがございます。動いている中でさまざまなご意見が出てくれば、それは見直す
ということもあるのかもしれませんが、今はこの金額でということです。

それから、サポーターの人数には特に制限を設けているものではございません。なるべく多くの方になっていただきたいなというふうに思っております。

それから、トイレの数でございますけれども、それと交通事故の関係もそうですけれども、議員のご意見を伺いながら、また関係者のご意見を伺いながら、利用しやすいコースと、それから交通安全対策ということはしっかり考えてまいりたいと思います。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。議案第2号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例のことについて質疑させていただきます。

まず、第1条の設置、市民の心身の発達及び健康の増進並びにスポーツ活動の普及振興を図るため設置するもの、できるだけ多くの市民が使用できるようにとの考え方で条例を定められていると考えるが、どうか。しかし、5月10日の常任委員会で検討中での報告がされ、場所が遠く、公共交通機関がない。利用者の交通の便をどのように想定しているかの質疑に対し、自家用車の利用が主と考えている。バスの運行は考えていないなどと答弁されております。自家用車以外の利用は市民の場合どの程度で、どのような交通手段と考えているか。多くの高齢者が来やすいことが利用者数をふやす最大条件ではないのか。また、高齢者は自家用車を所有していない世帯がふえ、免許証の返納を考えている世代でもあります。このことを考慮すれば、自家用車以外の交通手段であるバスやタクシーを活用した場合に使用料金の割引券を発行するなどの検討はされておりますでしょうか。

続いて、第5条、使用料について、旭川地域でも600円以内であり、500円を超えれば利用しないという。近隣市町の施設は350円から500円だが、料金を下げれば利用者はふえるが、収支が悪くなるなどと答弁されております。400円と低く設定しても利用者は500円の場合に比べ25パーセント以上はふえないという考え方に受け取れるが、どのようにお考えでしょうか。

続いて、第6条の使用料の減免について、減免を認める特別の理由としてどのような場合を想定しておりますでしょうか。

以上です。

○議長 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 まず、条例制定の趣旨ということですが、今議員がご質疑いただいたとおり、そのとおりの趣旨で設定をしてございます。

それから、交通の関係ですが、まずさまざまなパークゴルフ場を調査しておりますけれども、やはり圧倒的に自家用車が多いということでございます。先ほど小野議員からもご質疑をいただきましたけれども、中には自転車という方もいらっしゃるのだらうなというふうに考えております。また、バスというお話ですが、ふれ愛の里までは路線バスがあります。ですから、そこから先どうするのだというところでは、今グリーンズ等とも打ち合わせをさせていただいておりますけれども、グリーンズの所有する車を使うという可能性もあるのかなというふうに考えております。特別な措置というのは、現時点では考えてございません。

利用料金ですが、先ほどもご質疑いただきましたけれども、さまざまな前提条件を付しまして、いろんなシミュレーションをする中でこの料金設定にしたというところでございます。

それから、減免の関係ですけれども、特別の理由ということですから、事前にこういうときは特別の理由だというのは今は想定しておりませんが、例えば市民に無料開放の日を設けるですとか、あるいはコースのPRをしなければなりませんので、例えばマスコミですとか、あるいは旅行会社など、外客誘致につながる、あるいはコースの宣伝、いわゆるパブリシティ活動に使われるような、そういった場合にはこの規定を適用してということも考えておりますけれども、具体的にこういう場合は特別の理由だというのは今はまだ想定はしていない。今後規則でどこまでうたうかというところでございます。

○議長 館内議員。

○館内議員 やはり市民の皆さんが一番楽しみにしているのは、新しいパークゴルフ場がオープンする。また、それが市民にとっても、また滝川市にとっても本当に喜ばしいことであるわけなのですが、ただ1つ恐らくネックになるであろうことは、居住地から遠いという現状があると思います。なので、例えば先ほども申しましたとおりに利用料金を何らかの形で割引券などを発行されるであつたりとか、またグリーンズとの打ち合わせもされているということですので、グリーンズが使われているバスなりを運行するというところで受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 割引券、要するに使用料の直接割引ということだと思いますけれども、今はこういう場合は割引しますというものは特に想定しておりません。条例の中に減免規定とかがございますので、今後先ほど申し上げました例えば市民に何かの特別な日を設けるとか、そういったことはあるのかもしれない。

それと、グリーンズとの関係ですけれども、車を使えるかどうかというのはまだ検討中でございますので、それは何とも、我々の立場で使えますとは言えませんが、グリーンズも含めまして、あそこにはB&Gですとかゴルフ場がありますので、あの辺のエリアとして考えたときに、さまざまコラボした何かのイベント的なものはできるのではないかなと、そんなものは今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 若干質疑させていただきますけれども、ただいまの議論を聞いていて、私はパークゴルフが非常に好きなものですから、いろんなところに行っております。それで、札幌近郊だったらこのぐらいの料金はいろいろあるのだけれども、先ほどの市長の答弁を聞いていて、みんなで利用してほしいというような意味のことを言っていたのだけれども、これを本当にやるのだったら、成功させるのだったら、やっぱり滝川独自の特徴を持たせなければいかぬと思うのです。これは、市長が最初に出たときに、これを一つの大きな政策テーマに掲げて出てきたのです。そういう中で考えたときに、時期的には相当ずれているのですよ、来年、再来年というようなことであつたら。そういうことからいったら、空知管内においても立派なパークゴルフ場がたくさんあるのです。また、無料のものもあります。そういう中で、もっとスポーツ志向というか、競技志向というか、そういうこともあるけれども、滝川の政策として健康志向にしたらいいいのではないかというふうに思うのです。料金体系もそういうことも含めていろいろと考えるべきではないかというふうに思うのです。それで、その辺を大胆に、

例えばパークゴルフ場に何回通ったら健康ポイントがもらえとか、そういう大胆な発想で運営していったらいいと思うのです。

それと、みんなが心配しているのは、滝川は國學院からいろいろとありますから、無料のものがたくさんあるのです。それとの関連をみんな心配しているのです。その辺についてはどういう考え方になっているのか。

もう一つは、滝川の地域資源というか、ふれ愛の里だとかいろいろなところとの関連があるでしょう。これも思い切った形で料金体系を出していかなかったらだめだと思うのです。その辺についての検討、先ほど小野議員が言っておったけれども、みんなそちらに向かうような政策、大会等の企画を、あるいは全日空のいろいろな大会だとか、全国大会をどんどんこっちに引っ張るとか、その辺の検討を思い切って市長がリードしてやらなかったらできないと思うのです。その辺についての考え方を示してください。

○議 長 井上議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 滝川の特徴を出すべきということでございます。それは、そのとおりだというふうに思います。ですから、目的ですけれども、スポーツのみならず、健康増進ということも目的となっておりますので、パークゴルフで体を動かすと、例えば高齢者が出かける場所になると、それで体力増進、あるいはひいては医療費の削減だとか、さまざまな数値化できないような波及効果はあるのだろうというふうに思っております。

それから、無料のコースとの関係でございますけれども、西公園のコースについては、これはもう廃止というふうに考えております。それから、國學院は大学のコースですから、それは我々がどうこうということではございません。あるいは、空知川の河川敷にもありますけれども、ここは充分距離が離れておりますので、教育委員会としましては基本的には有料のコースに集約していきたいという考えはありますけれども、即閉鎖とか、そこまでの決断はまだしていないところでございます。

それから、ふれ愛の里との連携ですけれども、これは先ほども申し上げましたとおり、さまざまな可能性があると思います。ですから、グリーنزあるいは振興公社、そことも今も議論していますけれども、今後も議論を続けていきたいと。ですから、例えば割引券ですとか、そういうもの、それによって外から人を呼び込む、そして温泉の入場者もふえるというようなことになればいいことだということで、やはり大会というのを我々も意識しておりますので、その辺はぜひ大きな大会をどんどんやりたいなという考えは持っております。

○議 長 まだほかに質疑があるようでございますが、時間のほうが12時となりましたので、この辺で休憩をさせていただき、午後から質疑を続行させていただきたいと思います。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時59分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第2号の質疑を続行いたします。

質疑ございますか。

清水議員。

○清水議員 2点質疑をしたいと思います。まず、我が会派の館内議員が質疑をしておりますので、その答弁に対する、また他の議員の質疑に対する答弁で質疑と、そういう内容にしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、料金が低いのではないかとという質疑がかなり出されたというふうに思いますが、その際に採算という言葉をとられております。市や教育委員会の事業で採算という考え方というのは余り聞いたことがない。そこで、その場合の採算の収支についてどういった項目を考えているのが1点目です。

2点目は、第6条の使用料の減免のところ、先ほど教育部長が割引券のことについて検討したかという館内議員の質疑に対して、これから減免の中で考えていきたいというような趣旨の答弁をされたというふうに思うのです。ただ、今回条例が制定される以上、1日の料金、そしてシーズン料金、そこに割引券がないというのは、交通の利便性等を考えた場合にここはもっときちっと検討すべきだったのではないかとということで伺いたいと思いますが、例えばタクシーを利用すると本町からふれ愛の里までで大体1,500円かかるのです。ですから、平成橋の現地まで行くと、2,000円まではしないかもしれませんが、1,800円ぐらい、すると往復で市の中心部から3,600円。扇町からであれば1,000円とか、あるいは東滝川や江部乙だったら往復で5,000円とか6,000円とか、それはさまざまです。しかし、途中までバスで行って、それからタクシーという、自家用車がない方々がそういう形で費用をかけてわざわざ来られる場合、こういったときはパークゴルフ場の使用料金に対する割引券を例えばタクシー会社やバス会社と提携をして発行してもらう。その場合、ほとんど普通であれば来れない人が来るわけですから、そこで来る人から使用料金をとらなくても、先ほどの部長の採算や収支が整わなくなるということでもないわけですね。これは、すぐにでも私は検討できるのでないかなというふうに思うのですが、こういったことについて検討されたのか。

以上2点です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 どこまでが質疑かというところでございますけれども、まず収支の項目ということでございますけれども、これは大きくフロント部門とコース管理部門という分け方にしております。

割引券の検討をしたのかということですが、検討はしておりません。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 検討していないということで、先ほど館内議員に答弁されたこれから考えるということですから、これについては討論の中で意見を述べたいと思います。

採算についてなのですが、起債償還だとか、そういったことについては入っていないということですから、いわゆる維持管理の費用に対して料金収入と、先ほどから採算という表現をされておりますが、今考えている採算というのはそこで収支をマイナスにしないということなのではないでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 収支の考え方でございますけれども、いわゆるランニングの部分です。ランニングの部分、この部分を使用料収入、その他広告料収入等で賄っていきたいということでございます。ですから、これはまだスタートしていませんので、これがスタートして想定どおりの入場者数になるのかどうか、さまざまな変動要素がありますけれども、先ほど申し上げましたとおり財政健全化計画の項目に上がっておりますので、所管としてはその項目を達成できるように運営していきたいというところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 財政健全化計画との関係で収支を整える、あるいは採算という言葉を使われて、料金収入でランニングコストは賄いたいと、つまりそこで赤字にはしないということで今回の使用料金が設定された。あるいは、割引券なんかもそういうことでいうと検討されていないという答弁がされたのです。ということは、財政健全化ということと、これまで7,000万円以上の市の持ち出し分が発生するような工事をして市民自慢のパークゴルフ場、そして市民の健康だとか、そういったことに資するという目的を実行しようとするときに、これまで市の事業でここまで採算を求めた事例というのは私はそうないだろうと思います。そういう点で市長に、これは市長の公約でもありますから、そこまで採算を求めなければならないのかということについてお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの清水議員のご質疑でございますが、採算性を全て重視しているということではないというふうにお考えになっていただきたいと思います。今までの議会議論の中でその点については随分議論がなされたわけですので、その点を意識した中で採算性という言葉在教育委員会のほうでは述べていると、私はそのように考えております。健康増進ですとか、そういうことによって医療費が削減されればそれによる効果があるということでございますし、社会的、教育的な見地から見てこのようなスポーツ施設、例えばほかのスポーツ施設にしても、では採算性があるのかということやそうでもないわけでありますので、それらと同等のものと考えれば、あくまでも採算性が全てではないというふうには思います。しかしながら、財政健全化とかさまざまな今の市の財政状況を考える中で、少しでもそのような形を考えていかなければいけないということも念頭にあるべきであるというふうには私は思いますので、教育委員会で今その料金設定を考えているときに、そのようなことを1つ置きながら設定を考えていることには私は間違いはないと思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第2号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例を可とする立場で討論いたします。

まず、小学生以下無料の項目を設けられたことは評価いたします。しかし、質疑の中でいろんなことが明らかになりましたので、以下意見を付して討論といたします。まず、1点目は、条例第1条で

市民の心身の発達及び健康の増進並びにスポーツ活動の普及振興を図るために設置すると、そういうこととされております。多くの市民が活用できるようにするといいいながら、採算あるいは収支を整えるなどということでは矛盾しています。市長の答弁で、全て採算重視ではない。また、他の社会教育と同様のものとする。しかし、一方で少しでも財政健全化のことも考える必要があるなどと答弁をされました。そういう市長のご答弁を生かしていただきたいと。具体的には、来年オープン以降この条例の料金が使われるわけですが、その際に市民から高いという声が多い場合は料金を下げることが真剣に検討すること。3点目は、道内でも最大規模、また旧市民ゴルフ場という、建設コストを抑えるために平成橋地域に造成されました。しかし、一方でデメリットとして交通利便性が悪く、自家用車などを利用しなければ行きづらいということは事実です。そういう中で、タクシーあるいはバスを移用した場合の割引券、またふれ愛の里のバスの活用などで、条例第6条に定める市長の定める減免を来年のオープンまでに規則として設定すること。4点目は、答弁の中で西公園パークゴルフ場の廃止方針が明確に述べられました。この議案に直接関係するものではありませんので、質疑はいたしませんでした。しかし、財政健全化計画の中でも明確に廃止するというふうには記載されていません。ですから、これまでどのような経過でこの廃止方針を明確に述べられたのか、今後の議論にしていかなければならないと考えます。料金が500円だと、また交通利便性が悪いことから考えれば、西公園パークゴルフ場を今利用されている方たちにとってはここが廃止されるということであれば、やはり大きな逆行、矛盾と考えます。

以上、意見を付して賛成討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

改正する要旨でございますが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、これまでの新築に係る認定基準に加えて、既存住宅の増築または改築に係る認定基準が整備されたことから、新たにこれらに係る審査についての手数料を定めるため、滝川市手数料条例を改正したいとするものであります。

今回改正する13の2項の規定は、長期優良住宅の認定に基づく事務のうち、現行の新築に関する審査事務手数料のみであったものを増築または改築に関する手数料を追加及び再編成を行い、定めております。

改正の内容につきましては、条文ごとにご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。条文の構成として、(1)については新築、増築または改築の新規申請に係る手数料、(2)については当初の認定後に建築計画の変更申請があった場合に係る手数料を定めております。

1ページをごらんください。(1)は、法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料で、住宅の新築を対象とした認定審査手数料が定められており、さらに細分化する形でこれに増築または改築に係る認定審査手数料が追加で定められることとなります。中段の同号アにおいて、住宅の新築に対して認定の申し出があった場合の手数料が定められております。現行の制度であります、次に示すとおり、号の細分化と文言の追加をし、新たに再編成いたします。号の細分化により、現行のアについては(ア)、現行のイについては(イ)、さらに次ページをごらんいただきまして、現行のウについては(ウ)、現行のエについては(エ)となり、住宅の新築に関する制度におけるものについて再編成したものととなります。

2ページ最終行の同号イ以降については、今回新たに追加となる増築または改築に対して認定の申し出があった場合の手数料が定められております。

3ページをお開きください。(ア)については住宅の戸数が1戸の場合として、基準となる手数料が定められております。技術審査及び認定申請をあわせて行う場合8万4,000円、括弧内については民間検査機関により事前に技術審査を受け、認定申請を滝川市で行う場合2万5,000円と定め、以降同様に2種類の金額を定めております。同号(イ)から(エ)には住戸数に係る基準となる手数料の額がそれぞれ定められております。

4ページをお開きください。中段の(2)においては、新築、増築または改築に関する(1)の当初認定後に計画変更があった場合に関する手数料が定められております。次に、イについては、増築または改築が新たに追加されたことによる新築住宅に係る変更の文言整理のためのものです。4ページ最終行から5ページにかけてのウについての手数料は、増築または改築に係る(1)のイと同様の区分で変更の手数料が定められております。

6ページをお開きください。備考について説明いたします。第4号及び第5号は、今回改正した13の2の増築または改築の規定に伴う語句を追加したものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からとしたいとするものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第8 議案第6号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

議案第8号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修工事）

議案第9号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修機械設備工事）

○議長 長 日程第8、議案第6号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例、議案第8号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修工事）、議案第9号 工事請負契約の締結について（スポーツセンター第1体育館耐震改修機械設備工事）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第6号、第8号、第9号は、いずれも滝川市スポーツセンター第1体育館耐震改修工事に関連するものですので、一括でご説明を申し上げます。

最初に、議案第6号でございます。滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨は、滝川市スポーツセンター第1体育館の耐震改修工事に伴い、7月から翌年3月までを休館とする予定でございます。休館中のスポーツ活動の場を確保するため、暫定的に第2体育館の研修室を卓球などの軽スポーツにも利用できるようにすることと、個人の定期券利用に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきまして議案第6号の参考資料でご説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。附則に暫定措置を加えまして、第3項は平成29年3月31日までの間、第2体育館会議室のうち第1研修室、第2研修室の個人利用を認める規定及び教育委員会が指定管理者にかかわって管理を行う場合の読みかえ規定の文言の改正、第4項は平成28年7月1日において、これは工事の始まる時期ですけれども、7月1日において第1体育館競技場の定期利用の許可を受けている方は当該利用期間満了日までは第2体育館競技場及び会議室の第1、第2研修室を利用することができる規定、次のページになりますけれども、第5項は平成29年4月1日において第2体育館競技場及び第1、第2研修室の定期利用の許可を受けている方は当該利用期間満了日までは第1体育館の競技場または第2体育館競技場のいずれか一方に限って利用することができる規定でございます。

この条例は、平成28年7月1日から施行したいとするものでございます。

以上が議案第6号の説明となります。

次に、議案第8号をお開き願います。議案第8号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

工事名は、滝川市スポーツセンター第1体育館耐震改修工事であります。

契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約金額は4億1,364万円、契約の相手方は笹木産業株式会社代表取締役、明円直志であります。

この工事につきましては、議案第9号の次に参考資料をつけてございますけれども、市内5社によります地域限定型一般競争入札の方法で行われまして、5月26日に入札を執行した結果、笹木産業株式会社が4億1,364万円で落札候補者となり、その後の資格審査におきまして要件を満たすことから5月30日に落札者として決定したところです。

以上が議案第8号の説明となります。

次に、議案第9号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

工事名は、滝川市スポーツセンター第1体育館耐震改修機械設備工事であります。

契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約金額は1億7,204万4,000円、契約の相手方は第一興産・タスク経常共同企業体、代表者は第一興産株式会社代表取締役、三品優次であります。構成員は、株式会社タスク代表取締役、干場光雄であります。

この工事につきましては、参考資料に記載のとおり、市内4共同企業体による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5月26日に入札を執行した結果、第一興産・タスク経常共同企業体が1億7,204万4,000円で落札候補者となり、その後の資格審査において要件を満たすことから5月30日に落札者として決定したところでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号、第8号及び第9号の3件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、第8号及び第9号の3件はいずれも可決されました。

◎日程第9 議案第7号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第7号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、平成28年3月31日、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、一部を除き平成28年4月1日から施行されることとなり、当該省令改正に伴う所要の整備を行うため、改正したいとするものであります。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をお開き願います。運営規程について、第60条の12及び20、34では文言の整理、追加となります。

従業者の員数等について、第83条第6項及び第230条第6項において、表中の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合及び当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項の中欄に規定している従業者の特例対象事業所等の種類に指定地域密着型通所介護事業所を追加するものです。

準用、第262条については、条文中、第60条の17に第1項から第4項までを追加するものです。

附則につきまして、この条例の施行期日を公布の日と定めるものであります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第10 議案第10号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について

○議長 長 日程第10、議案第10号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第10号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

この変更は、中空知ふるさと市町村圏基金10億円のうち、国際復興開発銀行債、いわゆるユーロ債で運用しておりました6億円分が円安を背景に昨年6月に期限前償還となり、広域圏企画調整会議、副市町長会議、理事会において協議を行い、6億円分について取り崩しで合意を得たことを受け、基金の処分に関する規定について、組合が解散するほか、中空知広域市町村圏組合の構成市町の全てが合意する場合の処分を可能とするため変更したいとするもので、地方自治法において一部事務組合の規約の変更は全ての構成市町の議会の議決を経て北海道知事の許可を受けなければならないとされておりますことから、提案したいとするものであります。

参考資料により説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開き願います。第15条第3項でございしますが、組合の解散を除いて、基金を処分することができない規定に新たに同項第2号として、出資金の一部または全部を処分することに全ての関係市町が合意する場合を可能とするため変更し、あわせて第16条の基金処分の特例について削除したいとするものであります。

附則におきまして、規約変更の施行期日を北海道知事の許可のあった日としたいとするものであります。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１０号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は可決されました。

◎日程第１１ 議案第１１号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 長 日程第１１、議案第１１号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第１１号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨でございますが、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、北空知学校給食組合の解散脱退並びに本文の一部表現の変更及び別表を改めることに伴い、規約を変更したいとするものであります。

議案本文の記以下であります。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。先ほど提案の趣旨を申し上げましたとおり、本文の一部表現の変更並びに別表の改正を行いたいとするものでありますので、お目通しをお願いいたします。

最後に、附則として、この規約は、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

なお、規約変更後の北海道市町村職員退職手当組合の組合団体数は１８市、１４４町村、９２組合となるとところであります。

以上で議案第１１号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１１号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第12 議案第12号 議員の派遣について

○議長 長 日程第12、議案第12号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、丸山健氏が平成28年9月30日で任期満了となりますことから、後任の候補者として同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、丸山氏の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月16日から6月21日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月21日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成28年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成28年 6月22日（水）

午前 9時57分 開 議

午後 2時26分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	舘 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	中 島 純 一 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君
市民生活部長	舘 敏 弘 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
保健福祉部長	国 嶋 隆 雄 君	産業振興部長	中 川 啓 一 君
産業振興部次長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	高 瀬 慎二郎 君
市立病院事務部長	田 湯 宏 昌 君	市立病院事務部次長	椿 真 人 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教育部指導参事	小 野 裕 君
監 査 事 務 局 長	加 藤 孝 昭 君	総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君	財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	書 記	菊 田 健 二 君
---------	-----------	-----	-----------

書

記 平 川 泰 之 君

書

記 村 井 理 君

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において堀議員、館内議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意願います。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。議長にご指名をいただきましたので、会派清新の柴田でございますが、以下通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

◎1、市立病院の経営

1、市立高等看護学院の今後について

さて、まず第1点目でございますが、市立病院の経営についてお伺いをいたします。市立高等看護学院の今後のあり方についてご見解をお伺いするつもりでございます。現在市の財政状況は極めて厳しい状況にありまして、その健全化は急務となっており、本市においても財政健全化計画を策定して、今後の財政運営、市政運営をどうにか安定的に推移できるように日々ご努力されていることに私からも敬意をあらわしたいと思っております。さて、その一方で、昨年来市立病院の経営状況の問題がしばしばこの市議会の中でも議論されております。4億円、あるいは本年度見通しはさらに大きな負債を生むのではないかと、大変厳しい状況に置かれているということでございます。この市立病院の経営状況次第では市の財政健全化計画も今後見直しが必要になるということにもなりかねない。私は、これは大変な状況にあると実は考えているところでございます。

そこで、一般会計ベースで市立高等看護学院へは交付税措置を除いて約5,000万円以上と言われる持ち出しが生じております。この市立高等看護学院の運営は、人材の確保という面からこれまで抜本的な見直しはされてこなかったところでございます。市立高等看護学院、月額2万円と言われる学費、専門学校などでは年間100万円、200万円の学費というのは普通であります。これは、公的な人材確保という観点から月額2万円というような極めて低い学費が設定されてきた。これは、私はこれまでのあり方としては必然性があったと思っているわけではございますが、この学校運営において

これ以上の繰り出しをしていくということになりますと、先ほど申し上げたように財政健全化計画の見直しはもとより、将来的なこの市政運営に大きな影響を及ぼすのではないかと極めて懸念しているところであります。病院側からこれ以上の繰り入れを要求されることのないように、今後この学校運営の適切なあり方などを検討すべきと思っております。人材確保という点からは、この学校運営について設置者である市長の基本的なお考えについて伺いをしておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、柴田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問のとおり、市立病院の経営と滝川市の財政とは密接に結びついており、市立病院の経営改善により市民の皆さんが安心できる地域医療の提供を持続可能なものにしなければならないと考えております。現在市立病院において市立病院改革プランの策定に向けた取り組みが進められているところであり、経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4つの視点で今年度策定を行うところであります。また、市立病院と市長部局がより連携を深めるため、本年2月下旬に滝川市・滝川市立病院連携推進会議を、5月下旬にはその具体検討を行います市立病院運営検討部会を設置したところであり、これから病院において策定します市立病院改革プランについても連携会議を通じて随時情報共有を図り、意見交換を行うことにしております。

看護師の確保策の一つであります高等看護学院の運営については、市立病院の経営改善にもかかわる重要な課題であり、質の高い医療の提供と持続可能性の観点から、市立病院とも十分な協議を行いながら、さまざまな角度で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 再度ご質問させていただきたいと思います。

これまでは、高等看護学院の学生さんが卒業後市立病院で働いていただく、人材確保策としてこれは私は有効だったのだろうと思います。ただ、では定着率はどの程度あるのか、昨年度は多かったようではありますが、その前の採用人員を見ても、さほどこの人材確保という点では大きな役割を果たしていないと考えられます。看護師の人材確保という観点では、先ほど申し上げた持ち出し5,000万円あるいは交付税措置の7,000万円、合わせて1億2,000万円以上のお金が看護学院に繰り入れられている。その一方で人材確保という面では、これが5人や10人の人材確保に終わったとしたならば、本当にその1億2,000万円が有効に活用されているのかということについては非常に私は疑念を持つ一人であります。同じ一般財源を活用するにしても、高等看護学院ありきではなくて、例えば現職の看護師が働きやすい環境を整備する、例えば産後の育児休暇などを拡大していく、そういったことにもこういった財源を振り向けて働きやすい環境をつくっていくことも人材確保策の大きな柱となり得るものだと思うのです。そういった意味では、高等看護学院からの人材確保ということにこだわらずに、そういった幅広い観点で検討すべき私は思っておりますが、市長のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ご質問のとおりの部分もあるかと思います。高等看護学院の運営を初め、市立病院の労働環境の改善など、幅広い観点ということで市立病院と協議をして、この問題はしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

◎2、高齢者対策

1、民間事業者との連携強化について

2、滝川版C C R Cの推進について

それでは、次の質問に移ります。高齢者対策についてお伺いをいたします。私は、昨年来認知症の高齢者が市内で行方不明になるという、そういう状況が相次いでいることに大変大きな危機感を持っている一人であります。そこで、高齢者対策について民間事業者との連携強化についてお尋ねをしたいと思います。高齢者問題は、本当に多様性を見せている。課題が山積していると私は考えております。今ほど申し上げましたように、認知症の高齢者が行方不明になる。そして、残念ながら昨年冬には凍死をした。そして、今回また認知症の高齢者が用水路で溺死をされた。認知症の方々を見守る目が足りないのではないか、そのようなことを大変危惧している一人であります。家族ですとか、あるいは高齢者施設に働く関係者の皆さんも大変ご苦労されております。そしてまた、その認知症問題だけではなくて、老後の年金だけでは生活できず、適切な高齢者のサービスを受けられない方々が本当に急激に増加を見せております。ひとり暮らしの高齢者も増加しております、このような高齢者の見守りは喫緊の課題だと考えております。市内の事業所においても、事業所みずからこれら独居のお年寄りの見守りをすべく準備を進めているとも聞いております。私は、市が高齢者対策を行っていないとは申し上げておりません。さまざまな民間事業者にも声をかけながら、こういった見守りあるいは高齢者対策を進めていると考えておりますが、これはこういった認知症の方々が市内各所で亡くなっている、あるいは1人世帯が急激にふえている、低所得者層もかなり多くなっている。この現状を変えていくべきときが来たのだと私は思っております。そういった意味で、これらの課題に対して市は民間事業者とこれまで以上に連携し、答えを出していくべきと考えておりますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者の見守りにつきましては、議員がご質問にありましたように、非常に重要な問題であると認識しております。特に高齢者の方々の行方不明の事案は毎年発生しております。本市にとどまらず、近隣市町の関係機関等も含めて広域的に協力し、対応に当たっているところであります。具体的には、民間事業者や関係機関等の皆さんと連携して高齢者の見守りを行う高齢者見守り安心ネットワーク事業、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業のほか、位置探索システムの助成などの事業を行い、迅速な発見や事故の防止に努めているところであります。市としましても、このような取り組みにおきましては行政だけでなく民間の皆様のご協力は欠かせないものであると認識しているところ

ろであります。昨年度におきまして、高齢者の見守り安心ネットワーク事業において21の事業所に新たにご参画をいただき、協力事業所の総数が91カ所となるなど、連携の輪が広がっているところでもあります。また、高齢者施策の見直しということでは、これらの既存の取り組みのほかに、介護保険制度の改正に伴いまして地域支援事業において新たに地域住民の皆様や民間事業者の方々などさまざまな関係者により構成する生活支援サービスの体制整備、その協議体の設置について検討しておりますほか、認知症の地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの設置などによる認知症施策の推進に取り組んでいるところでございます。これらの施策も加え、さらに民間の皆様のご協力をお願いしながら、より一層高齢者の方の見守りに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 先ほども申し上げました。市の取り組みを私は批判しているわけではありません。今までも実はやってきているのです。ただ、結果として残念ながら認知症の方が2年連続して亡くなったという現実がある。これは、今取り組まれているそういった事業、施策の中にまだ目に見えていない部分があるのではないかなと。例えば事業所といっても、積極的に参加している事業所もあればそうでない事業所もあるのかなと。何とか市民の目を、もっともっと多くの目を認知症の方に注いでいく。あるいは、それができないのであれば、先ほど部長が答弁でおっしゃっていたとおり、認知症の方々に何らかの見守りのためにいろいろな今の技術を投入する。これはお金がかかることですよ、相当。だから、そういったことも含めてご検討をされていくつもりはないのか、そのことを再度お尋ねしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今ご質問にありましたように、いろいろな施策を組み合わせた上で、高齢者の方の見守りをより万全なものにしていく体制、それにつきましては死亡事案の発生を含め、その分析、検討、またそれに伴い事業者の方にどういった協力をお願いできるか、あらゆる面を考えながらさらに進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 市民の生命にかかわることなので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

それでは、高齢者対策の2番目に入ります。滝川版CCRCの推進についてということでもあります。私はかねがね申しておりますが、市長の基本政策であるプラチナタウン構想というものは、極めて時代に即したものと評価しております。CCRCと一言言うと各自治体で受けとめ方が違うようがあります。他の自治体から高齢者を招き入れる、そのためのCCRCだという、そういう自治体の考え方もある。ただ、私が思うCCRCというものは、今住んでおられる高齢者の方々により豊かな生活を味わっていただく、この滝川に住んでよかったと思われる、このことに重点を置いたものにしていきたい。確かに人口減少対策は大事なのですが、外にばかり目をやっていたら私はなかなか市民の暮らしがよくなるということにはならないと思っているものですから、そういった観点で質問させていただきたいと思います。できれば、コンパクトシティですから、街なかに高齢の年金生活者も入居可能な公営住宅とともに、例えば國學院大學北海道短期大学部等のサテライト施設を設置して、高齢者から若者まで幅広く集い、交流できる滝川版CCRC構想が早急に検討されるべきだと思っております。

す。これは生涯活躍のまち構想と呼ばれておりますが、私はこれをどんどん進めていくべきだと。例えば低所得者あるいは低年金者も入れるような、そういった街なかの住宅を市が整備して、そして民間の事業者の協力でよりよい生活を享受していただく、そのような構想をぜひとも早急に検討していただきたいと思います。市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、滝川版ＣＣＲＣはいろんな考え方があるわけがございます。最初に私がプラチナタウン構想というお話をしたときは、従来から滝川市にお住みの皆さん方を、どのように高齢者の皆さん方に生涯活躍していただけるまちをつくろうかという発想のもとにこのような構想を言わせていただきました。その後に地方創生という問題がかかわってきたものですから、移住、定住を含め、その両方ができるような形になればいいのかなというようなＣＣＲＣを考えていきたいと今思っているところでもあります。外から来ていただく方には、ぜひとも従来から滝川に住んでいる高齢者の皆さん方がいいまちだよと言っていたようなまちにしなければ、他のまちから来ていただくようなことにはならないと思うわけでございますので、その点を考えていきたいとは思っております。そのように年金生活の高齢者の方々が安心して居住できる、そして若者と多世代が交流する仕組みづくりというのが重要なファクターであるというのは私も同感でございます。全国の事例を見てみますと、大学との連携で高齢者への学びの機会の提供のみならず、高齢者向け住宅と一般学生向け住宅の併設、レストランや交流センターの設置など、多世代交流によりますＣＣＲＣ構想を進めているというところもあるわけであります。國學院大學北海道短期大学部、地域に根差した地域立大学として、学生のボランティアの活動のほか、ゼミ活動等を通じてまちづくり、地域振興にご協力をいただいております。滝川版ＣＣＲＣ基本計画を策定する上でも、大学との連携というのは重要であるというふうに考えております。國學院大學北海道短期大学部とも十分協議を行いながら、方向性をまとめていきたいというふうに考えているところでもあります。

街なかでの居住環境の整備というものにつきましては、民間事業者の皆さん方との連携も含めまして、事業収支や事業効果ということなどの検討結果を踏まえまして、その可能性を探ってまいりたいと考えているところでありますので、ぜひともご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 市長と私の考え方はまさに一致していると思っております。二兔を追う者とはという言葉もありますけれども、実際人口減少社会においてこれはやらなければいけない非常に重要な課題であると考えているところでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、市長がプラチナタウン構想を標榜してきたということですが、実はこういった住宅を整備していくに当たって、確かに民間事業者の力を呼び込むということもこれは大変重要なのですが、その一方で年金生活者がここで住んで、そして生活していける、このようなことが私は重要だと思っているのです。そういった意味では、公営住宅を利活用していくということが私は極めて重要だと。そこで、公営住宅の関連計画、例えば長寿命化計画ですとか、公営住宅総合ストック活用計画ですとか、そういったものの見直しのタイミングをぜひとも前倒しをしていただきたい。その上で街な

かの公営住宅整備を進めるべきものと私は考えておりますが、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 公営住宅の計画というものにつきましては、平成30年度に第3次の計画見直しを予定しているわけであります。少しでも時期を早めて検討を行っていきたいというふうにも考えているわけでございます。そしてまた、公営住宅をそのように利活用できるかどうかという公住法の問題もございまして、それらも含めていろいろと検討を深めていきたいと思っております。議員の今までのお話を踏まえまして滝川版C R C計画を検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 市長、積極的なお答えをよろしくお願いいたします。

ちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長 長 はい。

○柴田議員 先ほど私高等看護学院の授業料を月額2万円と申し上げましたが、1万5,000円の誤りでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。それと、一般会計からの繰り出し、全体額を1億2,000万円と表現いたしましたが、およそ8,500万円ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

◎3、スポーツ振興

1、市営球場の改修について

それでは、最後の質問に移ります。スポーツ振興について質問させていただきます。市営球場の改修についてであります。市営球場については、ご存じのとおり社会人、高校生から小学生に至るまで幅広い年齢層の方が利用し、地域のみならず、全道、全国の大会を招致いたしまして、活発に利用されているところでございます。しかし、近年グラウンドの暗渠等の老朽化から水はけが極めて悪く、その影響でグラウンド自体が非常に危険性を含む状況になっております。かつまた、各種大会運営に天候の影響で支障を与えているというのが現状でございます。

そこで、お尋ねいたしますが、市営球場のこのグラウンドの改善について市としての考え方をお伺いしておきたいと思っております。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご指摘の市営球場についてでございますけれども、暗渠の老朽化によりまして特に外野部分の水はけ、これが非常に悪くなっております。そんなことから、雨天時のご利用に大変ご不便をおかけしているというようなことでございます。また、抜本的な改修をしていないということがございますことから、グラウンド内に段差ができていると、特に土と芝の境目、それから外野の守備位置の部分がちょっと掘れているというようなことで、競技中の転倒などの危険性が高くなっているということも把握しているところでございます。ただ、体育協会のほうに今管理をお願いしておりまして、非常に丁寧に維持管理していただいております。そんな中でご利用していただいているという状況でございます。屋外スポーツ施設につきましては、改修に対する財源措置の制度が非常に薄いというこ

とで、財源対策も大きな課題となっていることから、ご利用いただくに当たりまして大きな支障が出ている施設、危険性のある施設については改修の必要性の高さというものは認識をしているところでございます。教育委員会としましては、屋外スポーツ施設の改善、改修につきまして優先性の判断を行いながら、長期的視点を持ちまして取り組んでいきたいと考えているところでありまして、年内をめどに一定の見通しを立てることとしております。そして、市の施策全体の中で協議を進めてまいりたいと、そのように考えるところでございます。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 教育委員会としては、そういうことなのでしょうね。ただ、長期的視点を持って取り組んでいく。今ほど危険性も部長は指摘している。そういった状況にあって、長期的という言葉がなじむのかなということに私は疑問を感じております。そしてまた、年内をめどに一定の見通しというのは、これは先々いつになるのかわからない、このような答弁に聞こえます。教育委員会にこれ以上何回言ってもしょうがないと思いますので、財源確保ということになりますと当然市長部局のお考えを私は聞いておきたいと思いますが、千田副市長、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議 長 副市長。

○副 市 長 柴田議員の再質問にご答弁させていただきます。

野外スポーツ施設につきましては、市民の多くの皆さんの活動の場として、私どもが施設の運営管理をしてご利用いただいております。私どもとしましては、危険な状況ですとか支障のある状況の改善につきましては行政として当然のことながら責任を持って進めていかなければならないというふうと考えております。現在財政健全化計画を進めているところではございますけれども、いろんな財政上の制約がございます。でも、その中でも、先ほど教育委員会でもご答弁させていただきましたけれども、年内には財源対策も含めて一定の方向性を示させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 若干前向きになったかなと感じておりますので、以上で私の一般質問を終わります。

○議 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 おはようございます。会派清新の関藤でございます。それでは、早速通告順に従いまして一般質問させていただきたいと思います。

◎ 1、教育行政

1、小学校の英語教育について

2、ALTの活動について

3、18歳以上の選挙権に対する教育の取り組みについて

教育行政についてお尋ねいたします。世界の人々がいろいろな国々に出向き、そして日本も多くの外国人の観光客がどんどんふえてきている現状の中で、世界の共通語とも言われている英語教育についてお尋ねしたいと思います。まず、小学校の英語教育についてでございますが、2008年度に小

学校の5、6年生を対象に外国語活動としての英語教育が始まりました。そして、2011年度にこれが必修となり、そしてさらに2020年度には小学校3、4年生も必修化となって、5、6年生は英語の教科化が完全に実施されていきます。このような中で、全国の保護者の90パーセント以上の保護者は早期英語教育に関しては賛成と言っている一方、反対の声もあるのも事実です。本市においては、保護者の英語教育についてはどのようなになっているか。

また、全国の自治体の中においては小学校の1年生から英語教育が実施されているところもありますが、本市についてはどのような考えを持っているのかお尋ねいたします。

○議長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 小学校の英語教育についてのご質問でありました。

まず、1点目のご質問にありました本市における保護者の意見についてですが、これまでそうした調査を行っていないため、どのようなお考えをお持ちかということは把握できておりません。

2点目のご質問にあります小学校1年生からの英語教育についてお答えしたいと思います。グローバル化が今後ますます進展することが見込まれている時代、ご指摘にございます英語教育の早期化の内容の充実は重要な教育課題というふうに押さえております。しかし、一方で、早期からの英語教育については児童の発達段階を踏まえてどのような力を育むべきなのかという点をかなめとして、どのような内容をどのような方法でどのような指導体制のもとに行うことが効果的なのかということについてまずはしっかりと押さえをすることが肝要であるというふうに考えております。現段階ですぐに小学校1年生から、低学年から英語教育をと考えておりませんが、先進地域の取り組みを参考として、早期からの英語教育のあり方について見きわめてまいりたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 本市における保護者の意識調査というのは行っていないということで、私もいろいろな滝川の幼児、または小学校低学年のお母様方とお話しする機会がございますが、おおむね全国的な意識と同じように、早期の英語教育については賛成の方が多いのかなと思っております。また、小学校の低学年、幼少期からの英語教育に対して反対される学者も一部にいるのも事実でございます。しかし、ご答弁の中で、英語教育の早期化の充実は重要な教育課題であり、効果的な指導体制を押さえ、先進地域の取り組みを参考にしたいというご答弁をいただきました。本市においても、早期英語教育は今後積極的に、今すぐではなく、今後積極的に先進地域を参考にしながら取り組んでいくということで理解してよろしいかお尋ねいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

現在小学校、中学校、高等学校を通じた英語教育全体の抜本的拡充を図るとして、今後の英語教育のあり方がさまざまに検討され、示されつつあるところであります。そうした中、早期からの英語教育についての動向も具体化していくものと想定されます。ご質問にありましており、早期からの英語教育のあり方についてはまださまざまな指摘もある段階であり、まずは先進地域の取り組みを参考とし、早期からの英語教育のあり方について見きわめてまいりたいと考えております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 日本人は英語に関してはなかなか話せないという年代で私たちは育ってきた年代でございます。これからさらに世界がグローバル化していく中で、英語教育について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2点目ですが、2点目と3点目、必修化と教科化についてでございますので、続けて質問させていただいてよろしいでしょうか。2点目は必修化についてでございます。必修化は、学校で教えなければならないという理由で文科省から示されているのかもしれませんが、教科書というものはございません。また、学習内容やテキスト等、これは学校、また担当する教員独自で決めることができます。この場合、地域における学校間の指導格差が生じるのではないかと思います。本市における指導体制はどのようになっているのか、お考えをお尋ねいたします。

また、3点目、教科化、5、6年生が今度教科化になっていくわけですが、この教科化については今度は文科省検定に合格した教科書が使用されることになり、さらにテストも行われます。そして、通知表に数値として成績がつくことになります。生徒、保護者、また学習塾業界、民間教育関係機関にとっては大きな関心事でございますが、小学校においては英語指導教員の免許制がなく、研修等を受けただけでは十分な指導体制がとれないのではないかと思います。お考えについてお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えさせていただきます。

現在行われています小学校5、6年生の外国語活動においては、文部科学省より無償配付されています「Hi, friends!」という教材を使用して学習を行っております。このようなものになります。小学校3、4年生における外国語活動においても、この「Hi, friends!」をベースとした教材の活用が想定されており、現在はこの「Hi, friends!」の改訂及び英語絵本のようなものの開発を国が進められているというふうに伺っております。こうした動向から、本市においてもこの教材を活用することによって学校間格差が出ないような体制になるものと想定しております。また、指導体制についてであります。中学年、3、4年生の外国語活動の指導に関しては学級担任が中心になって指導するというふうにされていますことから、現在の高学年、5、6年生で行われている体制と同様の形になると考えております。しかしながら、国からは必修化に向けた具体的な方向性など詳細な部分についてまだ示されていない状況にあることから、教育委員会といたしましては中学年段階、3、4年生段階の外国語活動の指導に当たって今後も情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、教科化の部分についてであります。ご指摘されましたとおり、小学校における外国語の教科化に対応する高度な英語指導力を備えた人材の確保について文部科学省のほうでも体制整備の上で課題があるというふうに指摘しているところであります。文科省が示しています英語教育改革実施計画というものの中で、小学校英語に対する特別免許状の創設、教員養成課程や採用に係る改善、充実策が盛り込まれているところであります。さらに、小学校中核教員養成研修、小学校学級担任英語指導力向上研修などの研修事業も具体施策として挙げられているところであります。まずはこうした制度を活用し、教員の英語に係る指導力向上を図ることが重要であると考えております。今後も国

や道から示される情報を早期に捉えながら、教科化に合わせた指導体制の整備に努めてまいります。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁から、小学校英語の指導体制、必修化、また教科化ともに教材、また指導者において国、また本市においても、これからいろいろ国も精査しながらということでしょうから、確立されたものはまだないのかなと。しかし、学校現場では、教員の異動に伴い、また指導力や指導方法等に差が生じてくるのは避けられないことではないかなということで懸念しております。そこで、以下のことをお尋ねいたします。まず、各小学校においては、英語指導に当たりALTの受け入れ担当教員、また指導方法の計画等を立てる専属の指導者というのは配置されているのか、また配置されていないのであれば、そういった人材を登用できないのかお伺いいたします。また、学校現場の教員の課題について、ただいまご答弁の中では特別免許制度を設けるとか、また多くの研修等を行うことでということでしたが、本市において教員の英語指導に当たっての課題等の意識調査、そういったものがされているのかお尋ねしたいのですが、先般文科省で発表された内容のものをちょっと参考までに述べさせていただくと、教員の指導体制、ALTの外部人材について、外国語活動を行う上でやはり教員の指導力について十分でない、どちらかというところ十分でないというのが75パーセント、そしてさらに研修についても外国語活動に関する教員の研修が十分でないと思うというのが70パーセント近く、そしてさらに研修に対して具体的な活動について共通理解を図ったり体験したりする研修が必要だと思う、また研究授業について協議する研修が必要だと思うというアンケートがあるのですが、本市においてはそういった教員、現場の先生方の課題調査みたいのは行ったことはあるのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

教職員対象とした意識調査的なものはまだ実施しておりません。

もう一つのご質問ございましたALTとの関係等ですけれども、現在高学年、小学校5、6年生の英語活動に対するALTも学校に行ってもらっている状況がありますけれども、その形は現状では管理職及び教務主任等が窓口になって対応しているところであります。指導の内容、指導方法等については、基本的には学級担任が立てて、ALTと相談しながら進めているというのが現状であります。将来的に3、4年生まで導入されていく段階に向けては、先ほどもご答弁いたしましたが、国、道の状況も踏まえながら対応してまいりたいなというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 学校現場の先生方は多分これからご苦労されることと思いますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の今出てまいりましたALTの活動実態についてお尋ねいたします。本市における外国青年英語指導助手はJETを活用していると思いますが、小学校の低学年の必修化が本格的に実施されていった場合、本市は現在5名のALTを抱えておりますが、このALTだけで十分に稼働ができるのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

今後を見据えたA L Tの運用にかかわりましてのご質問でありましたが、現在は滝川市内で5名のA L Tを市内4中学校を本務校として配置し、小学校での英語活動の授業に合わせて派遣する形をとっております。現状としまして、全ての小学校での外国語活動において年間35時間全てにA L Tが配置されており、中学校では年間140時間のうち約半分程度で活用が図られているところであります。現在文部科学省より示されました英語教育改革実施計画によりますと、次期学習指導要領の改訂にあわせて小学校3、4年生で外国語活動を週1時間程度、5、6年生で教科としての外国語を週2時間程度実施されるとなっております。そうした想定を踏まえますと、対象となる学年数や小学校における外国語に係る時数の増加などに伴って、より効果的なA L Tの運用を検討する必要があると考えております。今後小学校における外国語の授業において子供たちに身につけさせるべき技能を習得させる上で、A L Tがどのようなポイントで授業にかかわることが最も効果的であるかを検討を進めるとともに、国の予算措置の動向を注視しながら、A L Tの増員について見きわめてまいりたいと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁であれば、対象となる学年数、また時間数が増加したりすることですが、効率的なA L Tの運用を検討していくことで現在配置している5名で十分対応できるというぐあいに確認してよろしいのでしょうか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 配置計画の見直しについては、授業において子供たちが学習意欲を高めたり技能習得が図られるA L Tの運用という観点から進め、対応しようと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 英語教育において小学校のうちから日本人ではなく外国青年、ネイティブと触れ合うということも子供たちにとって英語に興味を持ったりする一つのきっかけにもなりますので、十分な配置ができるようお願いいたします。

続きまして、2番目です。定住自立圏形成協定の中で、国際教育の充実として語学指導や異文化理解への情報提供と国際交流活動の推進を図るとされております。近隣のまちでは1小学校、1中学校だけの地域があって、J E Tを活用しても1週間フルに活用するだけの業務計画が立てられないまちもあります。本市が中心となってA L Tをふやし、他市町村に派遣することができないのか、その可能性についてお尋ねいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほどもお答えいたしましたが、本市においては現状5名のA L Tを配置していただいているところであります。J E Tプログラムにより採用したA L Tの他市町への派遣ですが、制度としては可能であります。ですが、現状といたしましては市内小中学校及び滝川西高校における英語、外国語活動に必要な人員を配置しているものであり、近隣市町に派遣する時数的な余裕がないのが現状であります。定住自立圏構想に盛り込まれておりますが、A L Tの勤務上のサポート及び各種手続から派生する事務処理、自治体間の派遣調整など実務を担当するものは本市が担うことになる

かというようなこともありますし、事務、諸経費をどのように負担し合うかについて市町間での検討が必要になるかというふうに思います。また、勤務先が複数の市町になった場合、ＡＬＴが市町間を移動する手段を確保する必要があり、自動車を所有しないＡＬＴに限られた交通機関で学校間を移動することができるのかといった課題も生じてくることが見込まれます。こうしたことから、今後他市町の意向も踏まえつつ、国の動向も確認しながら適切に判断してまいりたいというふうに考えます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 本市においては、ＡＬＴの活用が非常にうまくいっている地域だなというぐあいに私は感じております。そういった中で、ＪＥＴについての事務处理的な内容で、ＡＬＴの業務上のサポート、また各種手続の事務処理、具体的にどのような業務が発生してくるのか。また、本市におけるＡＬＴ５名の管理といいますか、そういったのは市の職員が何名で対応されているのか。これは、他市町、ＪＥＴを使っている地域、またＪＥＴでない地域においても今ご答弁にあった業務上のサポートというのが教育委員会のできる地域とできない地域があるというぐあいに聞いております。先般新聞でも話題になりました札幌市の大きな事故というのでしょうかね、札幌は３５名のＪＥＴを使っているようですが、その指導体制というのが非常に業務上のサポートをしていくのが難しいということで民間委託をしていたようですが、今ご答弁にあった業務上のサポートと各種手続、事務処理等とは具体的にどのような事務処理が生まれてくるのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

各種手続、事務処理等でございますが、着任時における住居の手配、転入手続、本市で生活を始めるためのライフライン及び銀行口座の開設、生活必需品の購入のサポートなど、滝川市で勤務してもらうためにスムーズに仕事をしてもらうことができるようにサポート、各種手続等の補助を行っております。また、任用後においても、生活面での相談から勤務における相談まで、公私にわたって対応しております。ＡＬＴにとりましてはふなれな土地での勤務ということもございまして、十分な活躍ができるよう連絡体制を整えながら、定期的にＡＬＴを招集したミーティングを実施しております。また、帰国時には各種公共料金等の精算手続、旅券の手配など、スムーズな出国に向けてサポートを行っているところであります。教育委員会におけるスタッフですけれども、５名のＡＬＴは１名の職員が担当してこの業務を担っております。急な通院時の対応など高度な語学的サポートが必要な場合については、随時本市の国際課の方に応援していただいているところです。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

それでは、続きまして３番目、１８歳以上の選挙権に対する教育現場の取り組みということで、まさに今旬の話で、毎日のようにテレビでも取り上げられている内容でございます。学校現場での選挙権に対する教育ということで、主権者教育とでも言うのでしょうか、そういったものが今後どのようにされていくかということにおいて質問させていただきます。ことしの参議院選挙から１８歳以上に選挙権が与えられますが、若年層の投票率が全国的に低いのが現状であります。政治に対する不信任などさまざまな要因が考えられると思いますが、学校現場では中学校等では公民、また高校に入ると

政治経済の教科指導において政治的関与に中立な立場を守りながら指導を行わなければならないと考えます。また、一方で若年層に政治に対して興味を持たせ、投票率を上げることも考えなければなりません。そこで、授業には地方自治を学ぶ分野もごさいます。授業の一環として議会を傍聴するなど、政治に関心を持ってもらえるような生徒と向き合う機会をつくることは学校現場でできないのかお尋ねいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 学校現場の取り組みということでございます。まず、滝川西高校では本年1月、北海道選挙管理委員会が主催します選挙啓発高校生出前講座、これを本市の選挙管理委員会の協力をいただきながら、3年生が模擬投票を行うなど選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深めたところでございます。また、高校ですけれども、今後においては現在検討中でありますけれども、1月と同じような模擬投票、あるいは総務省、文科省などが配付をしております副教材、これらを活用しました指導に努めてまいりたいというふうに考えてございます。また、中学校でございすけれども、中学校では3年生の社会科で地方自治と住民の参加という単元におきまして地方自治の仕組みや地方財政の仕組み、地方分権などについて学習を行っているところでございます。地方自治の仕組みにつきましては、単に知識として習得するだけではなく、具体の姿を体験したり目にしたりできる機会、議会傍聴ですとか模擬投票、これらについては大変意義のあることだというふうに考えてございます。しかし、一方、授業進度、授業の進みぐあい、それと議会日程との兼ね合いですとか時間の単元に配当される時数の調整など、学校において解決すべき点が多々あります。ですから、すぐに実現できるかどうかというのは非常に難しいところがありますけれども、今議員のご指摘ありましたけれども、学校と相談しながら検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 多分学校現場で先生方が選挙権に対して、また政治的な立場でいうと中立的な立場をもって指導に当たらなければならないと思うのです。学校現場では、今ご答弁いろいろいただきましたが、さまざまな取り組みがされている地域というのも今テレビで盛んに紹介もされております。例えば岐阜県の可児高校、ここは市議会17名が学校に出向いて、高校1、2年生36名とどうしたら選挙に行くかということをテーマに話し合うとか、茨城県の太子町、小学校、中学校の代表22名が議員を務めて子ども会議を開いて、学校活性化事業交付金、これは正式な交付金として議会で取り上げて、実際に40万円の予算がついてきたそうです。いろいろな取り組みがされていると思うのですが、教育委員会としてもこういった全国的な取り組みを参考にして学校現場で生かしていくということについてのお考えだけ最後にお伺いいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 さまざまな取り組みが全国でされていると思います。それらを参考にしながら、それと滝川市の市議会とも相談をしながら、できることから進めていきたいと、そのように考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 おはようございます。会派みどりの渡邊でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。前田市長となって6年目に入りました。常に先頭に立って公務をこなされている。本年からまたトップセールスとして活動する。一生懸命やっているということに対して、まずもって敬意を表したいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、滝川版C C R C・多世代交流推進事業について

2、中空知定住自立圏構想について

3、効率的な市役所の実現について

そういう中で、まず1件目、市長の基本姿勢。1項目めは滝川版C C R C・多世代交流推進事業について伺いたいと思います。このC C R Cの定義として、大まかには高齢者が元気なうちに地方へ移住して、アクティブな老後及びセカンドライフを送るとあります。そこで、この定義を現在推進する上で、行政だけではなく民間事業者との連携、また事業展開を実施していくべきではないかという観点から3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、健康な段階での受け入れをまずもって基本としています。健康長寿を目指す具体的なプログラムというのはどのように考えているのか伺います。

2点目、従来高齢者というのはどうしても受け身的なところがあります。ということから、積極的に地域活動に参加しやすいアプローチを考える必要があると思います。その上で、どのような戦略を考えているのか伺いたいと思います。

3点目、多世代交流を基本としていくとありますが、この具体的な基本のイメージというのはどのようなものを考えているのかについて3点お伺いします。

○議長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 渡邊議員のご指摘のとおり、滝川版C C R C構想の推進には民間事業者との連携が必要不可欠というふうに考えております。ご質問にありました1点目でございますが、健康長寿を目指す具体的なプログラムにつきましては、滝川市内には医療、介護サービス基盤やフィットネスクラブ、スポーツ施設などアクティブシニアが健康で活発に活動できる機能が充実しております。例えばこれらの機能をソフト事業と有機的に結びつけてプログラムを提供することが考えられますが、今後関係機関と十分に協議をしながらプログラムを構築してまいりたいというふうに考えております。

2点目の地域活動参加のアプローチについてですが、C C R C構想は元気なうちに移住することを基本としており、魅力あるプログラムの提供によって地域で活躍していただく仕組みづくりを行う必要があります。また、地域と移住者をつなぐ案内役、いわゆるコンシェルジュの役割が重要であるというふうに考えており、地域の方々や移住されたアクティブな方々等の中からその役割を担っていただくなど、積極的に情報発信を行う仕組みづくりを検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目の多世代交流につきましては、経験豊富なシニアのスキルを生かし、今後そのあり方を検討する地域交流拠点において子育て世代と交流できる仕組みをつくることやゼミ活動など國學院大學北

海道短期大学部との連携、生涯学習で得られた成果を地域に還元できる仕組みの構築などを想定しているところであり、ＣＣＲＣ基本計画の策定に向けてそれらの実現の可能性についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 構想の段階でのご答弁をいただきました。しっかり情報を発信していただきたいと思っています。

次、２項目め、中空知定住自立圏構想についてお伺いします。この定住自立圏においては、過去何度も担当者の会議等を通してやられてきていると思います。そういう中、多様な事業を広域で対応する上においては、圏域内の住民の要望、ニーズに供する施設整備の場合は当該市町の住民の効用を限度として地域活性化事業債の充当が可能となっております。滝川市、砂川市がこの定住自立圏においては中心市として他市町を当然のようにリードしていくわけですが、他市町との各種事業展開を図っていく上で地域活性化事業債の活用をもっと積極的に図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 中空知定住自立圏構想についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、当市といたしましても定住自立圏構想を推進するに当たって地域活性化事業債を有効活用すべきというふうに考えておまして、平成２７年度から道路新設改良及び中空知衛生施設組合負担金において地域活性化事業債を活用しております。地域活性化事業債は、充当率が９０パーセント、そのうち元利償還金の３０パーセントに相当する額は普通交付税の基準財政需要額に算入されますので、財政的に有利に活用することができます。当市といたしましては、今後も地域活性化事業債のさらなる活用を検討しているところですが、総務省からの通知によりますと、地域活性化事業債の対象分野について平成３０年度まで一定の経過措置はあるものの、今年度以降については医療、福祉、産業振興及び公共交通の３分野に限るというふうにされております。当市といたしましては、定住自立圏構想の推進に向けて地活性化事業債をできるだけ有効に活用するため今後も情報収集に努めるほか、広域連携事業の幅広い分野で活用できるよう北海道市長会等を通じて要請を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 こういう活性化事業債の充当というのは、確かに有効的な部分、今言ったように介護、医療、交通網の整備、限られた部分で指定が限定されるわけですが、そういう中で１市だけではできない事業というのが当然出てきています。これらを積極的に活用というより、具体的にはっきりとこういうふうに進むのだという部分を明確にしていく必要があるのではないかなと思います。これは意見です。

次、項目の３番目、効率的な市役所の実現についてお伺いしたいと思います。組織機構の考え方として、市役所内のまず構造改革、組織改革、職員数の管理の３点が挙げられると思っております。新

年度となってもう四半期を経過しております。各所属においてはそれぞれ予算の執行を行い、各種事業を展開しているところです。そういう中、横断的な仕事がふえているように私としては感じておりますが、その業務を遂行していく上で市民の視点からするとどうしても縦割り行政のイメージが払拭されません。事務分掌、根拠例規、予算の配当、事務分担等の一体化、マッチングした組織が求められると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 組織の考え方についてのご質問でございますが、財政健全化計画では人口減少や財政状況を踏まえた組織のあり方に向けて簡素で効率的な組織、事務事業に基づく組織、組織に見合う職員配置という3つの視点から組織のスリム化を目指すこととしたところでございます。既にご報告のとおり、平成28年度には組織の見直しとして課、室の廃止、係の統合、国際課の部移管、教育委員会における課、室の再編等を行ったところですが、これらはご質問にありました横断や縦割りの考え方から見直したものでありますので、引き続きご質問にありますマッチングを意識しながら組織の見直しを進めてまいりたいというふうに考えておりますし、限られた職員数でございますので、市長が常々申し上げておりますチーム滝川市役所の意識を持って効率的に業務に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 総務部長の答弁どおりだと思います。事務分掌、例規等の見直しという部分もぜひ着手していただきたいと思います。

次、2番目になります。これについては若干私の私見的な部分が入っております。現在財政健全化計画進行中であります。そういう中で、事務事業の見直しについては幾度となくいろんな手法を駆使してやってきております。さらなる事務改善に向けての対応として、事業の決定には聖域をつくらず行わなければならないと考えているところです。その自分的な見解として、下記のチェックシートの項目についてどう考えているか伺いたいと思います。まず、事業の要る、要らない、イエスかノーをはっきりさせる。これは、先ほども言いましたとおり、政策的な事業も含めて要る、要らないを明確にすることが必要でないか。事業が重複していないか、矛盾はないか、こういうことについても検討、考える必要があるのではないか。次に、事業を直営にできないか、民間委託できないか、これらについても事業を推進していく上で当然考えられる事項だと思っております。次に、事業を地域、また市民団体、NPO等に役割分担ができていないか否か、こういう部分もぜひ考えてもらいたい。事業の成果目標を実現できているか。この成果目標については、予算時に当然のように成果をどのように設定するかということを予算協議の中で行い、決算までにどういうふうに目標ができたかという部分をチェックシートとしてはどうか。最後になりますけれども、事業の共通項目のデータベース化と、1番目で申し上げた事務分掌とか例規、そういう部分を再度データベース化については可能なのか。6点について見解を伺いたいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 事務事業の見直しについて6点の視点でご提案をいただきましたけれども、財政健全

化に記載をしました8つの視点ということをお示ししながらお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、8つの視点の1点目ですけれども、目的達成の手段として適しているか、これは類似事業がないかということも含めてございます。それから、2点目としては、目的に対して成果があらわれているか。それから、3点目といたしましては、事業の終期は適正か、これは終期設定がされているかということでございます。それから、4点目としては、費用対効果が適正か。5点目としては、市が実施すべき事業か、これは民間でできないかという視点も含めてということでございます。それから、6点目といたしましては、受益者負担が適正であるかどうか。7点目といたしましては、対象が少人数に限定をされていないか。それから、8点目といたしましては、将来的に負担軽減となる手法であるか、一つの手法といたしましては公共事業の集約化等が含まれるということで、これらの8つの視点が財政健全化の事務事業見直しの視点ということで、これらを基本に現在財政健全化計画を進めているということでございます。今回渡邊議員からご提案のあったこれらの視点については、6つの視点、今ご指摘がありましたけれども、私どもは今申し上げた8つの視点と大きく違ってはいないというふうに考えておりますので、この8つの視点を進めながら財政健全化計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 次長の答弁で進めているという中で、あえて私がここで提案させていただいているのは、このようにしていかないとまず進むべき部分が漠然としているような気がするのです。このとおりやれとは言いません。事業の要る、要らない、これを明確にするということがまず順序立ての1番だと思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

◎2、病院行政

1、市立病院のあり方について

それでは、2件目、病院行政、項目の1番目は市立病院のあり方について。病院の内部的な専門的な部分がわからないで質問するのはちょっと引けるところがあるのですけれども、一般的な見地から質問させていただきたいと思います。

まず、1点目、市立病院の経営状況は大変厳しいものがあると認識しております。先ほど柴田議員からも質問の中にありました。その厳しい要因として、まず医療費の抑制、また診療報酬の見直し等が複合的に絡んでの影響が大きいのではないかと考えております。当然医師、看護師、医療スタッフ等の皆さんが昼夜問わず勤務であるということも承知しております。市立病院の経営状況を判断する上で、何が問題なのか、何が課題なのか、この点について全職員が現状を把握することと情報の共有を図って問題意識を持つことが重要と考えます。この点についての見解をお伺いいたします。

○議長 市長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 渡邊議員がおっしゃるとおり、病院スタッフ全員が情報共有を図り、問題意識を持つことはとても重要なことだと考えております。単純に経費圧縮を図り、経営改善を行うというのではなく、より一層医療の質を向上させることなどにより皆様に選ばれる病院になればなら

ないと考えております。市立病院では、院長、副院長及び各部長で構成している事業運営会議を毎月開催をしていますが、そこでは患者数の推移や医業収益の状況を初め、各部より前月の稼働状況などを報告し合い、課題分析や対応策を協議しております。あわせて、会議の内容を広報紙にまとめ、全職員に周知しているところです。また、病院目標に合わせて各所管単位でアクションプランを定めておりますが、これは経営の健全化に限らず、医療の質を向上させ、市立病院が患者様により満足していただける病院となるために各所属で話し合い、行動計画として業務を進めております。ことしも4月に全管理職で構成する管理者会議を開催をし、前年度の行動計画に対する実績と今年度の目標設定について確認をしたところです。病院スタッフ一人一人が問題意識を持ち、日常の業務に当たることはもちろんですが、市との情報共有を図るため、連携推進会議を2月に立ち上げたところであり、総力を挙げて市立病院の経営健全化に努め、より一層地域住民の皆様には選ばれる病院となるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 昼夜努力されているということは理解いたしました。

2番目の市立病院としての担うべき機能、役割というのをさらに明確にしていく中で地域医療、当然重要性は認識していると思います。満足のできる市立病院を目指すのであれば、より積極的な事業展開を図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 滝川市立病院の役割は、北海道が平成25年3月に策定した自治体病院等広域化連携構想中空知地域行動計画において、地域の基幹病院として2次救急医療を含めた急性期医療から精神科医療等専門医療を引き続き提供し、砂川市立病院と連携を一層強め、互いに補完し合いながら地域内で一定程度の医療が完結するよう目指すとされているところです。当院といたしましても、地域の基幹病院として市内の医療機関とさらに信頼関係を築き上げ、地域の医療機関と連携、共同し、双方向に医療を提供する体制を確立していかなければならないと考えております。院長とともに市内医療機関を回り、急性期の患者様の紹介、急性期から慢性期に変わる患者様の逆紹介についてお願いをするなど、病病連携、病診連携の推進に努めているところです。また、7月から中空知管内6公立病院で構成する中空知医療連携ネットワークが稼働する予定であり、医療環境も整備され、各自治体との医療連携は一層向上するものと考えております。引き続き各医療機関や中空知自治体病院と良好な関係を築きながら、地域の基幹病院としての役割をしっかりと果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 中空知の基幹病院という、そういう立場にあるという病院だということは理解しております。

3点目、ことしの報道にもありました。5億円の一般会計からの繰り入れがあったと、そういう中で、この繰り入れに関しては不採算医療、また高度、特殊医療など性質上病院事業収入として賄えない経費等については一般会計から負担するということは何ら問題ないというふうに地方公営企業法でなっているかなと思っております。ただ、この現状認識、一般会計から数億円というお金が入るとい

うことに対して、病院の職員に求められていくものはみずからのコスト意識、病院を経営しているという意識を醸成することが肝要と考えますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院の経営改善に向けては収益確保と費用の縮減が重要であり、今まで以上にコスト意識をしっかりと持つということはとても大切なことだと考えております。収益の確保といたしましては、提供した医療を漏れなく算定することはもちろんですが、各部署と連携し、質の高い医療の提供と適切な医療費の算定につなげていきたいと考えております。費用の縮減といたしましては、医療材料であるとか薬剤を購入する場合は全国的なベンチマークを活用し、価格交渉するなど、費用の縮減に努めているところですし、物品管理委員会や薬事審議委員会を定期的に開催し、コスト面も含めて医療材料の見直しやジェネリック医薬品の適用拡大への検討を行っております。また、職員向けの院内広報紙を毎週月曜日に発行しておりますが、診療報酬の特集を組むなど、日々職員の意識づけに努めているところです。現状で満足しているということではなく、先進事例も勉強しながら、コスト意識がさらに向上するよう努めていきたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 今事務部長の答弁がありました。そういう職員間同士、管理職同士の情報交換はやっている。であるならば、それらを市民に情報の発信、掲示板等では行っていないですか。再質問で済みません。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 改めて今の関係について市民周知は行っておりませんが、「ふれあい」という広報紙を作成して、ロビーのほうに配置をして市民の方に持っていつてもらっているということです。4月に出しておりますけれども、新医師の紹介だとか、あと苦情、意見の内容だとか、それぞれ網羅した「ふれあい」という広報紙を発行しております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 市立病院の最後になりますけれども、市立病院の基本理念があります。その中に、住民が安心できる医療を提供するとあります。日々医療現場が変化する中で、地域医療としてのかなめは経営戦略を正しく策定するのが望ましいと考えております。市民が求める選ばれた市立病院を目指すということを前提というものを含めて、この経営戦略をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 経営戦略に関する見解ということですが、現在国の総務省が平成28年度までに全ての自治体病院に対して地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの4つの視点に基づいて公立病院改革プランというものを策定することを求めています。市立病院といたしましても、大変厳しい経営状況に置かれている現状から、さきの第1回定例会でお示ししました市政執行方針では、できるだけ早期にという思いから、9月を目標として滝川市立病院改革プランを策定したいとさせていただいたところであり、現在改革プランの策定に向け鋭意取り組んでいるところですので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 市立病院に対する思いというのはかなり重いものがあるかなと思っていますので、ぜひ健全化を重点に医師ともども業務に励んでいただきたいと思います。

◎3、教育行政

1、学校の統廃合について

最後、3点目、教育行政、学校の統廃合についてお伺いしたいと思います。文部科学省は、2015年1月27日付で新たな学校統合に関する公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を策定しております。各都道府県、また各市町村の教育委員会にこれらを通知しております。この手引においては、子供の数が減少する中で学校の適正規模が打ち出されております。そもそも学校の適正規模というのは何を基準にしたものであるのかをまず1点お伺いします。

また、学校規模の標準、12から18学級とありますが、これは教育的観点から望ましい学校規模というふうになっておりますが、この部分についても2点あわせてご答弁願いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点目のご質問でございます。ご質問にありました文部科学省が策定しました手引でありますけれども、この手引における学校の適正規模の基準につきましては、学校教育法施行規則などの法令によりまして12学級から18学級までが適正あるいは標準というふうにされております。何ををもって標準としているのかと、その標準の定義だと思います。これは、手引もそうですけれども、一般的に言われていることでございます。一例を挙げますけれども、小規模校では一人一人の学習状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすいなどのメリットがあると言われております。また、一方では、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないなどの学校運営上の課題も挙げられておりまして、児童生徒に与える影響として運動会、文化祭等の集団活動、行事の教育効果が下がるなどといった事例も報告されております。いわゆる小規模校のメリット、デメリット、この裏返しが大規模校のメリット、デメリットになるというところであります。ですから、それら学校運営上の課題ですとか児童生徒へ与える影響、こんなことを考慮する中で、望ましい学校規模の標準を12から18というふうに国では考えているものと思っております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 滝川市の小中適正配置計画、28から32、ことしの1月に資料として出されております。これは、まさにそのとおり示す手引の部分が書かれております。この手引どおりに進むべきものがこの計画かなと思っているのですけれども、手引に沿ってこの計画を推進するのであれば、32年まで出ています。この5年間は何かもしませんと言ったらおかしいけれども、この計画に沿った形で統廃合しないというふうになっております。33年から42年にかけてそういう配置計画というふうになっています。ここの文科省の言う手引では、学校の整備、グラウンド、体育館、学校等の建物に対する補助金を算出するがための実は数値なのです。それがあって、それをベースに学校の適正規模云々というふうになっていると思うのですけれども、この点について間違いはないかどうか。今の補助

金の対象とこれが手引でなっているかどうかについて1点。

○議長 教育部長。

○教育部長 今お金の部分でのご確認だと思います。先ほど12から18というところで学校教育法施行規則と申し上げましたけれども、もう一つは義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というものもありますので、今議員ご指摘の部分も背景にあるというところでございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 この統廃合というのは大変難しい部分もあるかなと思います。

最後に教育長にお伺いしますけれども、この計画、28から32年に関する部分ではこのままいきますというふうな計画表、スケジュールになっています。この計画の見直しというか、そういう部分というのは現時点で考えられるのかどうか、この1点だけ教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育長。

○教育長 現時点での計画の見直しということでございますけれども、先日来お話が出ていますように、現時点で予測した数値的なものについては変化が見られないということで、この計画期間内の中では基本的には見直しは必要ないだろうと。ただ、何もしないわけではなくて、残りの期間検討する、その検討する内容については何項か示させていただいたとおりです。その辺については、これからも検討しますし、その内容によっては皆様のほうにお示しして、ご意見を頂戴することもあるかと思っています。ですから、現時点であるか、ないかと言われると、現時点では見直しそのものをするという事は考えておりません。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 考えはないということをお伺いしました。いずれにしても、全て財政に結びつく部分があらうかなと思っていますので、そういう部分でこの件について終えて、私の質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。それでは、質問順に従いまして質問いたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、子育て支援事業について

2、女性活躍推進センターについて

それでは、まず1番目、市長の基本姿勢、子育て支援事業について。今年度の保育所の入所状況について、定員オーバーの施設はどのくらいあるのか伺います。それは、昨年度の同時期と比べて減っているのか伺います。また、過去3カ年において特に定員オーバーとなる時期とそのときの利用者の数について伺います。

2番目も一緒にやってもいいでしょうか。

○議長 長 はい、どうぞ。

○木下議員 関連がありますので、2番目、学童保育（放課後児童クラブ）について、各施設の利用

状況と新たな学童保育施設の開設など、受け入れに向けての拡大について伺います。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 本年28年の6月1日時点でございますが、現在定員をオーバーしている保育所は滝川中央保育所と一の坂保育所となっております。昨年同時期との比較ですが、昨年度には今申し上げた2つに加え、東栄保育所も定員をオーバーしておりました。過去3カ年の定員オーバーになった時期とそのときの利用者でございますが、滝川中央保育所が25年度については6月期、81人、26年度4月期、82人、27年度4月期、87人となっております。東栄保育所につきましては、25年度は定員オーバーはなし、26年度は1月、11人、27年度は4月、11人であります。二の坂保育所、平成25年度の10月、91人、26年度の8月、92人、27年度の10月、93人となっております。花月保育所、25年度11月、132人、26年度12月、131人、27年度9月、131人、江部乙保育所、25年度から27年度まで定員オーバーはございません。一の坂保育所、25年度の4月、100人、26年度の4月、104人、27年度の4月、100人となっております。

続きまして、学童保育についてでございますが、放課後児童クラブにつきましては毎年2月の中旬から2月末までお申し込みをいただき、利用者の登録をいただいております。2月末までに受け付けた分につきましては、定員を超過しているクラブもございますけれども、利用者の登録を行っております。現在6カ所あるクラブのうち、中地区と江部乙地区については登録者は定員以内となっておりますが、花月地区、西地区、東地区、北地区の4カ所については登録者は定員を超えています。毎月の平均の利用者数については、定員以内となっております。また、この4カ所につきましては、登録者については定員を超えていますため、利用はより必要性が高いと判断できる3年生以下に制限をしております。4年生以上で登録したい方については13人おられますが、待機をいただいている状況でございます。6カ所あるクラブ、利用エリアが小学校区に対応しておりますが、小学校の児童数に対する利用割合は年によりまして小学校区によって異なっております。小学校の児童数全体は減少しておりますが、登録者数が増加しているクラブもあり、なかなか予測は困難な状況であります。就学前の児童数の推移、住宅整備の動きなどを踏まえ、平均利用者数が定員を超えるようなことが今後も見込まれるようであれば、受け入れ態勢を拡大していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 今の説明の中で、定員オーバーというのは120パーセントぐらいはオーケーだと思うのですが、今のところは待機児童はないという解釈でよろしいかだけ、1点だけ確認いたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お申し込みいただいている中で、待機児童というのは発生しておりません。ただ、後段の答弁にもかかわりますけれども、希望される保育所、そのときの年齢層によってはほかの保育所をご紹介させていただく場合もございます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 わかりました。

それでは、3番目に移ります。女性が輝く社会をつくっていく上では、女性の働く環境づくりを高めなければなりません。そのためには、保育所や学童保育の利用しやすい条件づくりに力を入れなければならないと思います。今後の改善策や取り組み内容についてのお考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 保育所、放課後児童クラブとも、定員を超えて受け入れ可能な範囲で運営しております。その枠を超えてしまい、どうしても希望される施設を利用できない場合が生じておりますので、ご不便を感じさせておりましたし申しわけなく思っております。放課後児童クラブにつきましては、前の答弁で申し上げたとおりでございますが、保育所でも定員に達していない保育所もございます。そちらの利用をお願いしておりますけれども、やはり地域性、住まわれている場所によって利用の偏りがございます。こちらの調整をした上で、今後ともできるだけ希望に沿えるよう、重要な課題として認識しながら対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員、次に参りますか。

○木下議員 次に参ります。

○議長 長 そうしましたら、12時前でございますので、木下議員の女性活躍推進センターについては午後からの質問とさせていただきたいと思います。

それでは、ここで昼食休憩に入らせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時57分

○議長 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、木下議員の一般質問を続行いたします。木下議員。

○木下議員 それでは、2番目に女性活躍推進センターについて伺います。地方創生の中で、女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍を推進し、女性が働きやすく、子育てしやすいまちづくりを行うことにより、女性の人口流出を抑制する目的で女性活躍推進センターを整備したいという答弁が平成28年第1回定例会の代表質問でありましたが、その後の進捗状況及び今後の推進計画を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの木下議員のご質問でございますけれども、20歳から39歳の女性の人口動向に着目した増田レポートでも示されたとおり、女性の人口流出の抑制に資する女性活躍の推進は、人口減少問題の克服と将来の成長力の確保を目的とした滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても極めて重要な政策であり、私の公約にあります女性センターはこの女性活躍推進の拠点であり、単なる箱物ではない事業と考えております。さて、平成28年度補正予算に計上されました滝川市女性活躍センター、仮称でございますが、実現可能性調査及び構想策定事業は、公募、プロポーザル手

続を経て、6月9日に受託者との契約を締結したところであります。この調査事業におきまして、都市部とは異なるであろう滝川市の女性活躍推進の具体的な政策のあり方や官民連携で取り組む女性活躍推進センターの実現可能性及びその具体像を描いていく予定であります。ここで官民連携にこだわる理由は、財政健全化や公共施設老朽化問題などの財政的な課題の中で、公的資金の投資額を抑制するということがあります。加えて民間サービスの参入による女性活躍推進の機能の向上や国の経済財政一体改革などさまざまな戦略にも描かれるように、官民連携による地域経済活性化が図れないかとの考えによるものでありまして、人口4万人程度の地方都市ではハードルが高いことではあります。全国でもほとんど例を見ない官民連携による女性活躍推進センターの実現の可能性をしっかりと調査していきたいと考えております。今年度の後半にはこの調査の結果によります滝川版の女性活躍センターの基本構想を描いていく段階へと移ってまいりますので、その際には市民参加の手続をとりながら進めてまいりたいと考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 市長にもう一度伺いますけれども、この推進計画は来年の3月末で大体の青写真みたいのが見られるという、そういうことの考え方でよろしいのでしょうか、伺います。

○議長 長 市長。

○市長 どこまでをもって青写真と言えるのかわかりませんが、ただいまお答えさせていただきましたとおり、基本構想の策定を行うのが3月までというふうに考えております。その点でご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 わかりました。

◎2、産業振興

1、丸加高原伝習館について

それでは、次に移ります。まず、産業振興です。丸加高原伝習館について、江部乙地域が昨年「日本で最も美しい村」連合に加盟したことにより、全国的な注目を浴びていると思いますが、その後の丸加高原伝習館の民間活用事業者の公募状況について伺います。また、ひつじの館の活用事業者となった株式会社マツオさんとの観光事業の連携について、行政、民間、観光協会とのマッチングについて今後どのように考えているのかを伺います。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 丸加高原伝習館についての質問でございますが、丸加高原健康の郷にあります丸加高原伝習館については、平成25年7月から民間活用事業者の公募を行ってまいりました。昨年10月に江部乙地域が「日本で最も美しい村」連合への加盟が承認され、江部乙地域全体が注目されましたことから、丸加高原健康の郷における既存施設の活用を検討する民間事業者があらわれると期待しておりましたが、残念ながら応募には至っていない状況でございます。今後も事業者の公募を継続し、丸加高原伝習館を含めた施設の活用を検討する民間事業者があらわれることを期待しているところでございます。なお、ひつじの館につきましては、平成26年10月から民間事業者が利用してお

りましたが、本年３月末をもって契約解除となり、５月１日より新たに株式会社マツオが活用事業者となったところでございます。その内容は、ひつじの館を活用した滝川産サフォーク種の羊による６次産業化を目指した提案であり、羊の飼育というひつじの館本来の活用であり、滝川市の羊生産の歴史の継承にもつながり、美しい丸加高原の景観にマッチした日本で最も美しい村に選定された江部乙地域の景観の維持保全にも寄与するものと期待しているところでございます。株式会社マツオとしても、滝川を羊のまちとして知ってもらうきっかけとし、地元の観光活性化にも一役買いたいと話しており、観光事業にも協力する意向を示されているところでございます。まずは、羊の飼育事業を一日でも早く軌道に乗せていただき、その上でひつじの館や放牧地の羊が観光資源として活用できるよう、民間、行政、そして観光協会が協力をし、丸加高原の魅力アップと観光振興に努めてまいりたいと考えております。

○議 長 木下議員。

○木下議員 江部乙の丸加高原伝習館、ここ何年も民間の活用を公募していますが、残念ながら、「日本で最も美しい村」連合に加盟したにもかかわらず、全国的にもまだ応募がないというのは非常に残念に思っておりますけれども、ただ市としまして、この景観ですか、非常にいいので、今後とも積極的に職員が出向いてでもいいからＰＲして、どんどん公募するように進めていただきたいと思います、最後の質問に移ります。

◎３、教育行政

１、少人数学級の拡充について

３番、教育行政、少人数学級の拡充について。１番、少人数学級の対象学年は、現状の小学校３年生、４年生から拡充を慎重に判断していくと平成２７年第４回定例会で答弁がありましたが、その後の検討状況及び拡充スケジュールなどについて考え方を伺います。また、現時点での少人数学級を小学校５年生まで、さらに６年生まで拡充した場合どの程度の予算が必要なのか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 平成２７年第４回定例会でも答弁しておりますが、昨年１０月に策定した滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域の将来を担う人材を育成する教育環境の構築策の具体的な事業として少人数学級の維持と拡充を掲げ、少人数指導の推進により、子供たちに確かな学びときめ細かな見守り、心配りの充実を図ることを目指しております。少人数学級の拡充については、市が独自に採用する教員の人件費を負担することから、財政状況を十分に勘案しながら推進していく必要があるため、現時点においては明確な導入時期を申し上げることはできませんが、国の動向を注視しつつ、早期拡充に向けて適切に判断してまいりたいと考えております。本年度においては、小学校３年生及び４年生の少人数学級を３校４学級において実施しており、４名の市費教員を採用しております。小学校５年生及び６年生まで少人数学級を拡充した場合の予算につきましては、６年生の２学級が増えることから、約１，１００万円の増額が見込まれると考えております。

以上です。

○議 長 木下議員。

○木下議員 前向きな検討の内容を聞きましたけれども、国の財政状況を見ながら早期に拡充の方向にさせていただきたく要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

安楽議員の発言を許します。安楽議員。

○安楽議員 新政会の安楽でございます。通告に従いまして質問いたしますが、建設的なご答弁をよろしく願いいたします。

◎ 1、歳入対策

1、ふるさと納税推進事業について

それでは、まず歳入対策、ふるさと納税推進事業について質問いたします。まず、昨年度の本市におけるふるさと納税の寄附金額は、平成26年度の寄附金額の約10.8倍である約1億200万円であり、飛躍的に伸びており、財政健全化計画を推進している本市の財政に少なからずとも寄与しているものと考えます。納税していただいた方々に感謝を申し上げるとともに、推進事業にかかわった理事者並びに関係者の皆様のご尽力に敬意を表する次第であります。さて、この勢いに乗り、本年度はさらなる拡大が必要だと考えますが、ふるさと納税推進事業に対する具体的な市の取り組みについて伺います。

○議長 長 安楽議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ふるさと納税の寄附額の拡大に向け、本年度から始めました新たな取り組みといたしましては、今現在既に取り組んでいるものとしましてふるさと納税PR用名刺の台紙を作成し、できるだけ多くの職員に利用していただくようPRしたこと。それから、市内企業のうち市外に事業所を持つ企業で働く社員やその家族に対してPRしていただくよう働きかけを行ったこと。また、返礼品につきましても新鮮野菜の詰め合わせセットやロースハムとつるしのベーコンセット、クリームチーズの詰め合わせセットなどを加えたこと、さらに寄附額のランクに2万円というランクを追加したこと、それから寄附者が2万円以上の寄附をされた場合には寄附額に応じて返礼品のどのコースからでも選択ができるようにしたということでございます。次に、これから取り組みを進めていくものとしたしましては、一度ふるさと納税していただいた寄附者に返礼品の新商品などを記載したチラシをダイレクトメールで送付する取り組みやふるさと納税の寄附件数が多い首都圏でのPR活動を積極的に進めるために、地方公共団体を応援する目的で設置されております東京都日本橋にあります日本橋イベントスペースへの出店、さらには板橋区にあります大山商店街のハッピースクエアにも出店をし、通行客にジギスカンなどを振る舞い、ふるさと納税PRを行うなど、寄附額が年間を通じて最もふえる11月から12月を見据えまして10月下旬ごろにこのようなイベントを行いたいと考えているところでございます。こうした取り組みはこれからも継続して行っていくことを想定しているところですが、関連する市内の各種団体や東京滝川会やさっぽろ滝川会などとも連携を深め、さまざまなエリアを積極的に取り入れてさらなる寄附額の増額に努めてまいります。

○議長 長 安楽議員。

○安楽議員 PR用名刺の作成、また新たな2万円コースの納税額の新設、事業所への進出、リピー

ターの獲得など、いろいろな施策を考え、またこれから実施されるということがわかりました。

それでは、ちょっと再質問しますが、今のご答弁の中で東京2カ所、日本橋のイベントスペースと、それから大山商店街ですか、この2カ所でPRを考えているようですが、もっと積極的にさまざまな地区でPRをしたほうが良いというふうに私は思います。事業発展のために、さらにそのような広い範囲でPRを拡大するというお考えはあるかどうか確認をしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 安樂議員の再質問にお答えをさせていただきますが、さまざまな分野で積極的にPRをしてまいりたいと思っております。先般商工会議所のご紹介で横浜市をご紹介いただきました。横浜市にも商工会議所が今度イベントに出展する予定がございますので、その際にもPRをして協力させていただきたいと思っておりますし、巣鴨の商店街のほうでPRできる可能性が出てまいりましたので、いろいろとその点も検討してまいります。また、今回私がトップセールスを行うと積極的に発言をさせていただいておりますが、常にタイミングを見ながら、さまざまな場面においてふるさと納税をPRして、訪問する企業等でもそのようなこともPRしてまいりたいと思っております。私のみならず、市職員が、ぜひともまた市議会議員各位にもお力をいただいて、滝川市一丸となってふるさと納税をPRしたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

以上です。

○議長 安樂議員。

○安樂議員 イベントに関しましては、今回初めての試みですので、しっかり結果を分析されて、さまざまなアイデアを捻出をし、こちらから積極的に、今市長のご答弁にもありましたが、進出していくと。市長がトップセールスマンであれば、私も滝川市のセールスマンの一員としてあらゆる機会を通じてPRすることを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

政府は、企業版ふるさと納税の原案をまとめて、2016年度の創設を目指していますが、本市において企業版ふるさと納税について検討されているか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ご質問のありました企業版ふるさと納税については、平成28年度税制改正により創設され、地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し寄附を行った企業に対して税額控除の措置を講じる制度であります。例えば企業が地方公共団体に1,000万円の寄附を行った場合、これまでの制度では寄附額の約3割に当たる約300万円の税の軽減効果がありましたが、企業版ふるさと納税では新たに寄附額の3割に当たる300万円が税額控除されますので、これまでの約2倍の約600万円の税の軽減効果が生じます。地方公共団体にとっては地方創生を推進するための財源確保につながり、企業にとっては社会貢献のイメージアップにつながることを期待されているところでございます。地方公共団体がこの制度を活用するには、地方版総合戦略に掲載されております事業の中からまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画立案して、企業に相談を行い、企業から寄附の申し出を受けた後、地域再生計画を作成、申請し、国から認定を受ける必要があります。本制度は、寄附額が10万円を下限として活用することが可能であることや地方創生推進交付金では基本的には対象とならないハード事業が対象となることなど、事業の内容に応じて効果的に活用することが期待できますが、市

内に本社を有する企業からの寄附は本制度の対象とならないなど、制約等もあるところでございます。本制度は、地方創生の推進やその財源対策として効果的に活用すべきものと考えており、当市の事業に対して企業の協力が得られるよう、関係する部署で連携しながら活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 私もちよっと勉強しましたが、企業版のふるさと納税というのは企業にとっても今まで以上の2倍の軽減効果ということなのですが、いかんせん相手がいることですので、大変難しいのかなというふうに思いますが、本市は限られた予算で市政を運営しています。歳入拡大は市民生活に直結する重要課題であると考えていますので、これからも継続的かつ前向きにご検討しながら推進していただきたいというふうに思います。

◎2、防災対策

1、自主防災組織の拡充について

それでは次に、2件目の防災対策について質問いたします。まず、先般の熊本地震及び一昨日からの熊本での集中豪雨によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。私は、昨年の第4回定例会で10月上旬に本市を来襲した爆弾低気圧及び台風23号への市の対応を確認させていただきました。理事者側のご答弁をいただき、諸計画に基づき適切な対応ができていたものと確認をしております。現在さらなる防災強化のため、道内初の石狩川滝川地区水害タイムラインを関係機関と共同で策定中であり、第5回の検討会が終了し、概成に近づいていると聞いております。本市は滝川市地域防災計画を初めとする各種防災関連マニュアルなどソフト面の整備は進んでいますが、実際に災害が発生した場合の実行動への不安は否めません。災害は、いつ、どのような形で発生するか予測できない時代になってきています。私は、災害が発生した場合、実行動でいかに市民の皆さんを迅速かつ安全に避難させるかが重要であり、そのためには自主防災組織の拡充が急務だというふうに考えております。そこで、本市における自主防災組織の現状と市として自主防災組織の必要性をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 自主防災組織の現状と必要性についてお答えをさせていただきます。

まず、現状でございますが、滝川市内の自主防災組織につきましては、本年4月1日現在118団体の約6,000世帯で組織されており、自主防災組織率は約28パーセントとなっております。連合町内会あるいは町内会として取り組んでいる団体や町内会の枠組みを活用して別組織を立ち上げている団体などがあります。これまでの全国各地で起きた大きな災害を見ますと、瓦れきの下から救出された多くの方は地域の住民によって助け出されたり、避難している地域住民が自宅から食材を持ち寄り、避難場所で食事をつくり、みんなで分け合うなど、地域住民が互いに助け合う共助の取り組みは大切なことですし、地域での防災訓練や災害時に近所の危険となり得る場所を共有するなど、平時における活動も重要と考えているところでございます。このようなことから、災害時における自助、

公助とともに、ふだんから地域住民が互いに助け合う共助の仕組みの構築が重要であり、そういった意味でも自主防災組織は地域の共助の中核となる組織であるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 ただいまのご答弁で共助ということで、この仕組みを構築しなければいけないということで、現状も確認をできました。28パーセントということで、まだまだこれから伸ばしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

ここで、ちょっと再質問になりますが、共助という面で極めて重要なのが、先ほどのご答弁でもありましたけれども、それぞれ市民同士で助け合う、これが大事なのですが、市として要支援者を、それぞれの町内会にご高齢の方、また体が悪い方とか自分で避難できない方、すなわち要支援者なのですが、このような方たちをどのような手段でまず把握されているのか。また、これは名簿を恐らく作成しているというふうに考えますが、この名簿を作成していたとしたら、どれぐらいの周期で更新をされているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 要支援者名簿についてのご質問でございますが、避難行動要支援者名簿につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村における整備が義務づけられたところでございます。本市において対象者については、75歳以上の方、介護認定を受けておられる方、また障がいを持った方のうち一定の要件を満たした方などとなっております。関係各課並びに関係機関より情報提供を受けております。名簿情報の更新のタイミングについてのご質問もございましたが、75歳以上の方などについては住民基本台帳より月1回、介護認定に係る情報については介護認定会議ごとの週1回、障がい者に係る情報などについては年1回、これが更新の期限というふうになっているところでございます。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 75歳以上、あと介護認定を受けている方、障がい者の方と、それぞれ把握をされていると。また、更新というか、名簿が上がってくるのもそれぞれに分かれて上がってきているということで、市のほうとしては把握をされていると。この把握というのは人命救助にも係りますので、しっかりと把握しないと最終的には市の責任問題にも発展するということが懸念されますので、引き続き最新の状態で把握していただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。今後市として自主防災組織をどのように拡充していくのか、お考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 自主防災組織の拡充につきましては、これまで町内会の会議や隔月で発行しております防災通信、市の公式ホームページなどを通して町内会など既存の組織を活用した自主防災組織結成の呼びかけを行ってまいりました。現在組織化されている自主防災組織の多くは町内会が兼ねておりま

すが、町内会役員の高齢化や1年あるいは2年任期による役員の交代などにより、その取り組みがなかなか進まないというのが現状あるいは課題ということも認識しているところでございます。今年度実施予定の防災総合訓練への参加を通じて、改めて自主防災組織の必要性を考えてもらう機会にするとともに、今後におきましても町内会あるいは町連協の役員会等を通じ、その必要性や組織化について直接説明するなど、防災組織体制の構築を推進するとともに、町内会などの枠組みにとらわれない組織づくりについても相談に乗るなど、推進をしてまいりたいというふうに考えておりますし、先の質問で議員からお話がありましたとおり、現在石狩川滝川地区水害タイムラインの検討会が進んでおります。この検討会につきましては自主防災組織が2団体、連合町内会が11の連合町内会の皆さんにも参加をさせていただいておりますことから、これが7月の図上訓練、8月の協定というような運びで現在進んでおりますので、これができるということを一つの機に、自主防災組織の拡充についても働きかけを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 真摯なご答弁ありがとうございます。昨年の第4回の定例会でも申し上げましたが、防災対策においてはやはり市民の防災意識の高揚、あと計画の作成及び訓練を含めた周到的な事前準備、そして何より災害発生時の初動対処が市民の安全確保につながるものというふうに考えています。特に災害発生時の初動対処という観点から、先ほどありましたが、今後も町内会など市民の皆様のお力をおかりしながら、市が主導で自主防災組織拡充していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、福祉行政

1、年金生活者支援臨時福祉給付金について

最初に、福祉行政であります。今回の国の補正予算によって年金生活者支援臨時給付金が今現在申請中であると思います。本年度の4月18日から7月19日をもつての申請期間となっているようでございますが、このことについてお聞きをいたします。過去に数々の臨時給付金というのが国の予算において行われました。今回は高齢者、年金生活者というふうに限定されていますが、過去については子育て中の方、高齢者の方等々ありますけれども、過去の実績の申請率、今回まだまだ1カ月ぐらい残っていますが、現時点での総額3万円の臨時給付金の申請率はどうかを伺います。

○議長 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う国の施策として所得の低い方への影響緩和を目的としております。給付実績につきましては、平成26年度、79パーセント、平成27年度が86パーセントとなっております。同時期に実施いたしました公務員を除く子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成26年度、27年度ともに99パーセントとなっております。

ります。また、現在実施中であります所得の少ない高齢者の方を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、現在95パーセントの給付実績となっております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 年々増加しているということですが、この要因はどういうことが考えられるのか、もし分析されていたらお答えをお願いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 要因といたしましては、議員がおっしゃりましたように同じ制度、告示した内容が3年連続であるということで、申請者の方も慌てずに、一番最初にやりましたときには受け付けの段階で最初の1週間で非常に混み合うような状況でございました。ただ、やはり皆さんなれてこられたのか、周知徹底してまいったと考えておりますけれども、返信用の封筒を利用した申請が多くなってきております。それが一番だとは考えております。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 大変いい傾向にあるというふうに思っております。

次に、2番と3番一括して質疑をしたいと思いますが、受け取り方法には口座振替と現金支給とがあるように思います。現金支給には結構時間がかかるとかいうふうなこともホームページに書かれておりましたが、この比率はどのようになっているのか、まず1点お聞きをいたします。

また、時間がかかるということですが、何時間ぐらい余計にかかるのかをお尋ねいたします。また、いろいろな事情によって、DVが一番わかりやすいかと思いますが、住居に人がいなくて別に生活をしているという方もいらっしゃるかと思います。そういう人たちに対する相談なり何がしの手当てがあったのかどうかを伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 臨時福祉給付金の受け取りの比率についてですけれども、金融機関の口座をお持ちでない方、特別な事情により現金支給を希望された方は現在6名、全体では0.1パーセントとなっております。また、現金支給につきましては、口座振り込みと比べますと支給までの事務工程が若干多くございますので、申請者の方に対しては時間を要する可能性があるということを事前にお断りしておりますけれども、現時点で口座振り込みの方と比べ遅延した経過ということは、数が少ないこともあり、ございません。支給に要する時間ですけれども、支給の集中ぐあいによりまして一定の期限を設けて区切った上で順次支給に至っておりますので、特段そちらでおくれるということも発生はしておりません。

また、配偶者からの暴力等を理由に避難されている方、もしくは配偶者とそういったことを理由に生計を別にしていらっしゃる方、虐待行為による被害者などからの相談につきましては、今回現時点ではまだございません。

以上でございます。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 わかりました。

次に質問させていただきますが、私は常々この支給に関しては100パーセントを目指すべきだというふうに考えておりました。厚生常任委員会などでもその点は何度か質問させていただいた経緯がありますが、今はもう95パーセントまできているということは、恐らくほぼ100パーセントに近い申請がされるのでないかという期待をしておりますが、もし100パーセントに近づけるとしたら、そういうふうにするとしたらどのようなことが行政の仕事としてあるのかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 各種の給付金につきましては、制度の趣旨から考えましても対象と思われる方100パーセントに支給できることを目的として常に実施しております。ただ、そのための対策として現在実施しておりますが、国としては各種メディアを利用しました周知、滝川としては広報たきかわ等を利用した周知、市内の高齢者向け施設等への協力依頼、申請方法の簡略化、また未申請の方に対する申請の促進通知をさらに送るなどもしているところでございます。今後につきましても、支給対象と思われる方に対してはわかりやすく丁寧な説明を行うことなどによりまして、確実に申請していただけるよう一層努めてまいりたいとは考えております。ただ、1点非常に難しいところは、こちらの支給の対象となりますのが自動的に市が決定できないところでございます。申請をいただいた上で、それで審査をした上で初めて支給対象と確定する制度設計になっていることから、確実に100パーセントを目指すところではございますけれども、なかなか難しいところもあるということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 堀議員。

○堀 議員 それでは、次に参ります。

◎2、消費生活行政

1、食品ロスについて

消費生活行政ですが、食品ロスについて伺いをいたします。政府も食品ロスについてはメーカーさんとかいろいろ協議をしているところだと思います。質問要旨にも書いてありますが、世界では約9億人が栄養不足というような状況にあるようでございます。まだ食べられる食品の廃棄は、日本においては年間642万トン。これは、廃棄量の約3割ぐらいに当たると思います。もったいないとの視点から、各自治体での取り組みが行われているところでございます。そこで、本市においても食品ロス削減のための啓発を進めるべきであると考えますが、見解を伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 食品の廃棄については、日本では年間およそ半分が家庭から、残りは食品事業者から排出されていると言われます。ご質問の食品ロスの削減については、滝川市にとっても日本にとっても重要な課題だと考えています。国の取り組みといたしましては、消費者庁では食べもののムダをなくそうプロジェクト、これは一般家庭の消費者を中心として、家庭で取り組むことができることをパンフレットなどにより啓発しています。農林水産省では、食品ロス削減国民運動を展開しているほか、また食品製造の企業者向けに未利用食品を福祉施設などへ無償で提供するフードバンクなどの取

り組みを進めているというふうに聞いています。滝川市でも食品ロスを減らすため、消費者協会と連携し、消費者まつりを初めとするイベントなどでいろんな機会を捉えて啓発活動に努めています。また、そのほか食育をテーマとした事業の中でも食の大切さを伝えるなど、啓発を行っています。また、今後の取り組みといたしましては、広報たきかわ8月号でくらし支援課消費者センター発信で暮らしの豆知識、食品ロスを考えようということで掲載を予定しているところでございます。消費者協会と連携し、身近なところから簡単にできることを紹介していくほか、先進的に取り組んでいる自治体の事例を参考にしながら、食品ロス削減につながるような啓発、こういった市民運動を積極的に進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 ある調査では、賞味期限が切れたら廃棄しなければならないという人が16パーセントぐらいいるらしいのです。賞味期限というのはおいしく食べれる期間を設定しているだけで、腐っているわけではないのですけれども、賞味期限が切れたということで6人に1人の割合で廃棄されているというデータが出ております。個人の家庭の廃棄量は今事業主と半々ぐらいだというふうに説明がありましたが、食べれるそういうものが年間60キロぐらい投げられているというふうに推定されています。この60キロは、お金に換算すると約6万円になるのでないかという推計がされております。1世帯で6万円廃棄しているということは、滝川市においては12億円ぐらい投げられているということになるのです。これは、廃棄が可能な限りゼロに近づくことによって、それが消費生活に回るといふふうに考えます。そういう意味で、市長はこの取り組みの中でどのような位置づけで考えられているかご答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員の再質問でございますけれども、食品ロス、本当に大切な問題でございます。もったいないという発想もございますし、消費生活に与える影響もあります。特に備蓄の食物というのは消費期限があるのですが、長いものもあれば短いものもあるということでございます。それについては、いろいろと今後試食することも考えておりますし、期限が近づいたときにはそれを販売すること、また広域で備蓄をすることによってお互いが都合をつけて、少しでも食品ロスにつながらないような備蓄を考えていくということは大切だと思います。その発想を含めて、食品ロスということに対して消費者の皆さんがより多くもったいないという発想を持って、世界的にも問題となっておりますので、特に日本は多いというのはご指摘のとおりだと私も理解しておりますので、子供たちにそのような食育もあわせて行っていくことが必要でないかと、そのように思う次第でございますので、ぜひともそのような運動を行っていききたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 自治体の取り組みについてちょっとご紹介をしたいと思いますが、長野県松本市では宴会会時における3010運動というのをやっているそうです。宴会がスタートしまして、30分間は自

分の席を離れないで一生懸命食べていただくと、その後自由にお酒を酌み交わしたりするのでしょうか、終わりの10分前にはもう一回席に戻っていただいて、自分の食べ残しがないように食べていただくというような運動を展開しているようでございます。また、ほかの自治体では、食べ物屋さん連携しまして食べ残しを持って帰っていいよというような運動も起こしているようでございます。滝川においては、恐らく食中毒の関係や何かで嫌がっているところが多いと思うのですが、その辺の商品に対して大丈夫だと思われるのは、わざわざパックを用意して、無料でいただいて自宅に持って帰る。これよく調べてみますと、アメリカなんかはそれが通常で、恥ずかしいことではないというまで普及しているそうです。そんなこともいろいろ考え合わせて、何とか食品ロスをなくすことによって、それがほかの別の消費に回るということになりますので、食べたくないものは投げればいいという価値観から、もったいないという発想に立ってやっていくべきでないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、本市の災害備蓄食品ですが、私が勝手に思っているのですが、消費期限が来たら廃棄してしまうのではないかとこのように思いますが、そのことに対する取り組み、また今後の組みについて伺いをいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 備蓄品の期限後の廃棄等のご質問についてお答えをさせていただきますが、現在本市で購入しております備蓄用食料品、飲料水の消費期限は、食料品につきましては25年、飲料水については5年というふうになっております。これらについては、購入を始めてから食料品については5年、飲料水については3年が経過したところでございますので、現在までに廃棄した実績はございません。ただ、現在の市の備蓄計画は平成32年度までというふうになっておりますので、廃棄というよりも、計画的にきちっと備蓄をするというのが優先という形になります。ただ、今後議員がおっしゃられるように消費期限、賞味期限が生じてくるということが想定される場合については、備蓄計画の中でも賞味期限が1年を切った食料については自主防災組織の訓練あるいは啓発講座等の開催時に配付する、あるいは小中学校の防災教育の一環として配付するとともに、市で開催するイベントなどで活用することによって防災意識の高揚を図るというような形で位置づけられておりますので、いずれにいたしましても無駄にしないように有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○堀 議員 終わります。

○議長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 本日最後の質問をさせていただきます。公明党の三上でございます。

◎1、行政運営

1、効率的な行政運営について

2、安心して暮らせる環境づくりについて

まず、財政健全化計画の中の効率的な行政運営について伺いたいと思いますが、まずこの中で職員

の超過勤務の縮減ということがうたわれております。現状どのような進捗で進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 超過勤務の縮減状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成27年度から先行実施してきておりまして、毎週水曜日におけるノー残業デーの徹底などにより平成27年度は平成26年度に比較して約13パーセント、4,700時間の減という大きな実績を得たところでございます。今年度におきましてもさらなる縮減に向けてノー残業デーの徹底や振りかえ休暇取得の徹底など、職員一体となって目標数値に向けて取り組みを進めているところでございます。超過勤務の縮減のみならず、財政健全化計画を着実に進めていくためには、日々の業務の中で仕事の必要性や仕事の進め方など、常に職員一人一人が意識をして変えていくことが重要であるというふうに認識しているところでございます。今後も職員の意識づくりや職場環境の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 超過勤務の縮減というのは、時間の削減、あるいは超過勤務手当の削減ということがあるのでしょうかけれども、私は何よりも大事なのは働き方の改革だと思っているのです。私も民間にいたころのことを思い出すと、その当時は月に50時間以上の残業というのが当たり前のように行われていました。ところが、そういう状況がずっと続くとやる気がなくなってしまうのです。それで、会社で考えたのが生産性向上運動というのを一時期やりました。これは、自分たちが当たり前のように行っていた作業がちょっと工夫することでかなり効率よく仕事が進められたという運動なのです。それで、私は市役所においても働き方の改革ということについて今現状どのようなことをされているのか伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいま議員から働き方の改革ということで、現在国のほうでも国家公務員も働き方改革ということで新聞等でもうたわれておりますが、まず1つには仕事、これは業務もそうですが、見える化をきちっと図ることがまず第1ではないかというふうに思っています。これは、個人というよりも、各職場、課でいえば課長から始まりますけれども、誰がどういう業務をどれだけこなしているのかという部分を十分把握、あるいはそれぞれ職員が見える化を図っていかないと、一定の職員に偏ったりとか、そういったことが生じてはやっぱりうまくないということもありますので、そういった見える化がまず必要なのではないかということ。それと、今議員がおっしゃられたように、効率化という部分もやはりこれは必要なだろうと。今議員からおっしゃられた部分も今後参考にしながら業務を進めていきますが、実態をきちっと把握するという部分が必要だというふうに認識しております。ただ、先ほど議員がおっしゃられたように、単に時間を削減、あるいは超過勤務手当の削減を目標というよりも、勤務のあり方あるいは働き方を改革しない限りこういった形につながっていないというのは議員のおっしゃられるとおりですので、その中では管理職のマネジメント能力というの也被問われるということもあるのだろうと思いますので、こういったことを複合的に考えながら、今後も働き方の改革、あるいはそういった現状の把握、それと改革というのを一体として進めていか

なければいけないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 働き方の改革を進めると個人はもとより、この滝川市役所の財産になると思いますので、ぜひ全力挙げて推進していただきたいなと思います。

次に、電力の縮減について伺いたいと思います。ことし4月からいよいよ全面電力の自由化が行われました。その辺の縮減も含めて推進されていると思うのですが、前年度対比、まだ27年度は正確には出ていないのでしょうか、26年度対比できると思うのですが、どの程度減っているのでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 電力購入についてのご質問でございますが、電力自由化による電力購入契約につきましては、市庁舎、学校施設等の高压受電を行っている10施設について入札を実施いたしまして、平成27年10月より新電力へ切りかえを行っております。これによりまして約10パーセント程度のコスト減となり、年間で約580万円程度の効果が出ております。こちらの契約につきましては平成27年10月1日から1年間となっており、平成28年度につきましても対象施設を検討した上で同様の入札を行う予定をしております。また、平成28年4月より低压の電力につきましても自由化の対象となっており、新電力の参入も可能な状況ではありますが、新制度が始まったばかりであり、現時点においてリスクやメリットを分析できる材料が乏しいこと、そういうこともありまして、他の自治体等の動向も踏まえるなど情報収集に努めながら、引き続き低压の電力契約につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今言われたとおり、低電圧の自由化がこの4月から始まっております。今言われたように確かに前例がないので、低電圧までというところは足踏みしている状況だと思うのですが、滝川ってそんなに余裕ないと思うのです。まずは踏み込むべきだと思うのです。それで、低電圧といえば街路灯の電気、これが年間4、100万円ほどかかっているようなのですが、これというのを例えば競争原理によって競っていただくことによって安くできるのではないのでしょうか、その辺は考えられておりますでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 低压についての再質問でございますけれども、全体的に低压の全体の状況を申し上げますと、まだ道内でも導入しているところはございません。検討している自治体というのは北海道と札幌市程度で、他の自治体にも照会したのですが、低压についてはやはりメリットが非常に少ないということがございますので、なかなか導入に至っていない状況で、まだ検討中というところです。滝川市におきましても今後検討はしていく必要があると思っておりますので、検討する材料を集めて検討はしていきたいというふうに思っております。ただ、今のところ街路灯については非常に大きな金額にはなっていると思いますけれども、公共施設の直営施設でいきますとそれほどの金額になっていな

いというところもありますので、その辺のメリット、デメリットを調べながら、ただ放置しておくわけではなくて、きちっと調査をした上で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 街路灯については、ぜひお願いしたいなと思います。これは、町内会にとっても有効なことになると思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

次に、ごみ収集の関係で伺いたいと思います。今現在は個別に契約されていると思うのですが、私は財政健全化計画のことを考えると、いち早く組合を結成していただいて、契約時にはより契約金額が安くなるような、そのような働きかけ、そして組合がつくれるような環境づくりをすべきだと思うのですが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 ごみ収集の関係でございます。ごみ収集の業務につきましては、現在平成24年度から28年度までの5年間の長期継続契約として生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬につきましては市内2地域、資源ごみ、粗大ごみ収集運搬については市内1地域としてそれぞれ別の事業所と契約している状況でございます。組合設立に向けての支援ということでございますが、現在現行の市市委託業者などで構成された中小企業等協同組合が既に平成24年に設立されております。一般的に協同組合を採用することは、組合員の情報共有や相互連携によりそれぞれの地区の収集を各社が連携して行うなど業務の効率化の向上などにつながるとともに、災害時の車両事故などの不測の事態に対して迅速かつ臨機応変な体制がとれるなど、業務の安定化につながるといった側面がございます。これらのことから、平成29年度からの入札参加資格として組合方式を採用することも現在視野に入れて検討しているところでございます。家庭ごみ収集運搬業務は、市民生活や環境問題に直結する重要な業務でありますことから、安定的な遂行が行われるよう慎重に検討してまいります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、公的に強い仕事というのは組合形式にするのも大事な事なのかなと思っておりますので、ぜひ29年度からそのようになるように期待しております。

それでは、安心して暮らせる環境づくりについて伺いたいと思います。午前中から滝川版CCRCについては何人の方が質問されておりますので、1点だけ伺いたいと思います。進捗状況についてはわかりましたのかというか、かなりもう進んでいるのだと思いました、私は。ところが、そんなに進んでいないということがわかりました。それで、先ほど基本計画を策定していくというお話でしたので、基本計画の策定というのはいつごろをめどに考えているのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 CCRCについてでございますが、滝川版CCRCの基本計画の策定に向けた調査、支援業務を行っていただく事業者との契約締結に現在至ったところでございますので、今後28年度内の基本計画策定を目指して現在取り組んでいるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 28年度内に策定していきたいということですが、市長は常日ごろから大都市圏、首都圏の元気な高齢者が滝川に住めるような状況をつくっていききたいというふうにお話しされておりますので、先日横浜市に行かれたときのお話というのは移住ということについては具体的に何かあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ただいまの三上議員の再質問でございますが、先般横浜にお邪魔したとき、その前に横浜商工会議所の会頭とお会いした際にも、C C R Cの構想をもってぜひともアクティブシニアの方にPRをさせていただく機会をいただきたいという旨を申し上げました。そのような協力をしていただけるというふうに今お願いをしているところでございます。先ほどのある質問の答弁でお答えしましたけれども、横浜において商工会議所の見本市みたいなのをやっていたときに、私どもの移住等のC C R CのPRコーナーをぜひ設けさせていただきたい、そのように思っている次第でございますし、またこの基本構想の計画の策定と同時進行しながら、地域活性化センターのほうに職員を1人派遣しておりますので、そういうところにおいて移住またはC C R CのPRもさせていただく、またアクティブシニアの皆さんに都市圏においてアンケートを行う、そのようなことも同時進行で行いながら、少しでもこの構想が進められるようにさまざまな観点から同時進行を行うように考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 首都圏から高齢者を地方へという流れをつくると、うば捨て山という批判があることはあるらしいのですが、滝川に来てそういうことには決してならないというようなまちづくりをしていきたいなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、空き家の状況について伺いたいと思いますが、空き家条例というのは全道的にも滝川市においては先駆的な取り組みだったと思います。滝川の後に幾つもの自治体がこの条例策定に至ったという経緯がありますけれども、今現状はどのような状況なのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 空き家の推進の状況ということでございます。先ほど議員さん言われたとおり、先駆的な取り組みとして滝川市は平成24年に条例を制定して以来、条例に基づき、危険空き家の所有者の方々に対し文書指導のほか、電話、直接訪問による指導を繰り返し行うなど、接触の機会を数多くとる中で解決に向け対応しており、この間に早急に危険を回避する必要が生じた場合、民法上の緊急避難や事務管理規程により建物の一部修繕や除去など必要最小限度の措置を講じるなど、さまざまな取り組みを進めてまいりました。これらの取り組みにより、70軒あった危険空き家のうち40軒が既に解決し、現在修繕中や解体の意思表示をした16軒を加えると約8割が危険な状態から脱することができたと捉えております。今後とも引き続き国、道から得られる情報の事例を参考にしながら、それぞれの物件の状況を常に見きわめながら根気強く交渉し、最善の措置に努めてまいります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それで、道がこの7月にかけて空き家対策を進める市町村に対して推進モデルというの

をつくって、そこに専門家とかを派遣するというお話がありますけれども、滝川市はこれには手を挙げていなかったのでしょうか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 ただいま議員さんが言われました北海道の、昨年法律の制定に向けて北海道が空き家対策モデル市町村の募集をこしの6月、今月ですけれども、説明を受けたところでございます。この事業による道からの支援は、技術職員が不足している市町村に対し、法務、不動産、建築に関する専門家の派遣など、空き家対策の計画策定や先進事例をつくり出していくなどの内容となっております。滝川市におきましては、法律の制定以前から条例に基づき対応する中で、関係所管と連携し、弁護士などの助言を受けているほか、空き家対策につながる住みかえ支援を行うなど多角的に対策を行っていることから、現時点において道のモデル事業への応募は考えておりませんが、北海道ではこのモデル事業の取り組み成果を研修会などで広く道内の市町村に対し情報提供するという予定と聞いておりますので、今後の取り組みの進捗状況に応じてそれらを活用し、そういうことも念頭に入れながら取り進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 次に移ります。除雪オペレーターの関係なのですが、企業回りをすると、除雪作業員、オペレーターが高齢化しているのだと、それで後に続く若い人方がいないのだという話をよく聞くのですが、このオペレーターの育成ということについて滝川市としてはどのような考えをお持ちなのか。民間だから、あるいは請け負っていただくから関係ないということはないと思いますけれども、深刻な高齢化に対して、今後滝川の除雪ができないということにならないように、手をこまねいてばかりいないで、今から対策を練っておかなければいけないと思いますので、どのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 積雪地域における除雪作業は、地域の建設事業者がその担い手となって住民生活の安全、安心を確保しているところでございます。長年にわたる公共工事の縮減や景気の低迷による厳しい経営状況の中、新たに人材を確保していくことは非常に難しいというのが現状であるところです。しかし、円滑、効率的な除雪作業を行うためには、地域の地形や障害物などを熟知したオペレーターの人材確保、若手育成が必要であることは十分に認識しているところでございます。全ての車両において熟練オペレーターと経験の浅い若手が除雪機械に同乗する中で、すぐれた知識と豊富な経験を伝え、つなぐことが最善と考えているところでございますが、人材の確保、2人乗務仕様車両の導入及び予算上の確保もあり、現状では安全確保の観点から全部にブレードのついている除雪トラックと大型ロータリーの2種類のみが2人乗務として運行しているところでございます。このような難しい社会状況の中ではございますが、本市としてはまず経験の浅いオペレーターに対して技術の向上を図ることを優先して、本年度から受注業者に主体となっただき、熟練オペレーターによる運転実地研修会を開催するように予定しているところでございます。まずは以上のことで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 あるところでは、除雪とともに見守り員と一緒に乗せるというか、配備するところもあるのです。ただ、本市については、見守り員までの契約というか、積算になっておりませんので、それはできないと思います。ただ、そうはいつでも、先日労務単価がアップしておりますけれども、こういった育成ということを考えたら、見守り員についても少し積算に入れていかなければならないと思いますけれども、どのような見解をお持ちですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 今のご提案として見守りという部分でありますけれども、まさにこれは企業としては経費に全部つながる部分でございます。今回の議会でも、労務単価が平成24年度から三十何パーセントぐらい上がっているところでございます。企業においても、今までも昨今の公共事業が一気に削減された時期から、その時点から厳しい人員削減もしている状況もある中で、いろいろ努力してきています。これまでの3Kという部分があった中で、いかにイメージアップ、冬に限らず、夏も含めてこういう従業員をどう雇用するかという部分に対しては非常に苦労しているという部分もございます。その辺も含めて企業と、我々だけが見守り員はどうだというわけにいきません。これは、企業と相談しながら考えていかなければならない部分もございます。ですから、その辺も含めまして、まずは我々のすべきことという部分においては、公共事業というものを継続的にどうつないでいくかという部分が企業としては雇用にどうつなげていくかという部分になるという我々の考えもあります。今提案されたことも含めまして、そもそも我々がすべき公共事業をどうするかという部分もこれから考えていかなければならないなというふうに考えておりますので、今後ともそういうふうに検討していきたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

◎2、教育環境

1、学校現場での食育について

2、スポーツ施設について

○三上議員 それでは、教育委員会に質問いたします。久々に学校給食法が数年前に改正になって、そこに食育の推進というのが盛り込まれたのです。それで、ここはあえて地場産品、滝川産品を使った食育の現状について伺いたいと思います。学校現場での食育の現状について。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、学校におきます食育の意義でございますけれども、子供たちが食に関する正しい知識と地域の食材への理解、これを深められますように学校給食を生きた教材としまして活用し、地元食材の学習のほか、地産地消の推進や生産者との交流などの取り組みを行ってきたところでございます。市内の学校給食では、JAたきかわ、それから生産者の方の協力をいただきまして、児童生徒が給食の食材を通じて地域の産業や食文化への理解を深め、食への関心や感謝をする心を育んでもらうよう、学校給食における地産地消の取り組みを通年で行っているところでございます。具体的には、小学校におきましては毎年各校で1回、生産者などをゲストティーチャーとして招きまして、地元食

材の栽培過程などについて学習や生産者との交流給食、こういったことの開催を含めまして全ての小学校、中学校で各校年6回、給食時間に栄養教諭が生産者宅で撮影した農産物についてのビデオ、こういったものを放映して学習するなど、生産者や調理者などかかわった人への感謝や食べ物を大切にする心を育むという取り組みを行っているところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 生産者のゲストティーチャーというのですか、予算が削減されて、ゲストティーチャーで呼ばれることがなくなったのだけれどもという声がありますけれども、本当に削減されたのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 予算削減までは今調べてきておりませんが、基本的には先ほど申し上げましたとおり年1回行っております。ですから、その生産物によって呼ばれる方、呼ばれない方がいらっしゃるのかもしれませんが、やっていることは年1回、各校で小学校ではやっているという状況でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 子供たちにとって生産者と触れ合うということも非常に重要なことなのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後です。市営球場については午前中に質問がありましたので、ここではテニスコートについて伺いたいと思います。私は、スクールガードという交通の見守りで月に1度はシレニア橋のところに立つことがあるのですが、そこで明苑中学の子供たちが自転車に乗りながらテニスコートに向かうのです。そのときに、テニスコートがひどいのだよという話をしていくのです。先ほどの質問では年内をめどにというような気の長い話をされておりましたけれども、改修、修理、改善、いち早くする考えはおありなのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 恐らく通り過ぎた子供は三上さんが議員だと知っていて言っていたのかもしれませんが、市営球場と同様にテニスコートについても雨天時非常に水はけが悪いと、これも老朽化です。それと、フェンスの状況が悪いということは私どもも把握をしております。先ほど私のほうから、歯切れが悪いというお話もありましたけれども、副市長からも答弁ありましたけれども、改修の必要性が高いことについては認識をしておりますので、年内をめどに財源対策を含めまして屋外スポーツ施設の改修について一定の見通しを立てたいと、そのように考えております。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時26分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成28年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成28年 6月23日（木）

午前 9時58分 開 議

午後 1時47分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○追加日程

日程第 3 報告第 1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

日程第 4 報告第 2号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

日程第 5 報告第 3号 監査報告について

報告第 4号 例月現金出納検査報告について

日程第 6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	館 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君

産業振興部長	中川啓一君
建設部長	高瀬慎二郎君
市立病院事務部次長	椿真人君
教育部指導参事	小野裕君
総務課長	鎌田清孝君
財政課長	堀之内孝則君

産業振興部次長	長瀬文敬君
市立病院事務部長	田湯宏昌君
教育部長	田中嘉樹君
監査事務局長	加藤孝昭君
企画課長	深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君
書記	平川泰之君

書記	菊田健二君
書記	村井理君

開議 午前 9時57分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において堀議員、館内議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は7名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位8番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
荒木議員の発言を許します。荒木議員。
○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。今回は、市立病院について6要旨にわたり質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◎1、市立病院

- 1、平成28年度の現況について
- 2、医師の患者対応について
- 3、派遣医師への対応について
- 4、中空知医療連携ネットワークについて
- 5、電子カルテシステムについて
- 6、お手軽健診について

まず、1点目ではありますが、平成28年度の現在の状況についてということです。6月6日の厚生常任委員会において平成28年3月末時点での、前年度ということになると思うのですが、滝川市立病院事業会計における経営状況についてというものが報告されたのは認識をしております。確認をしております。そこで、今年度に入りまして4月以降の現状について伺います。単月の収支、4月、5月です。外来患者動向、病床稼働率などを大きな指標でお示しをいただければというふうに思います。

○議長 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。
○市立病院事務部長 おはようございます。4月以降の患者等の現状ですが、診療収益は請求ベースで外来は4月が対前年度比で27万5,000円、0.16パーセントの増、5月は138万2,000円、0.88パーセントの増となりました。入院は、4月が対前年度比で3,268万2,

000円、13.68パーセントの増、5月は3,328万8,000円、15.75パーセントの増となっております。外来患者数は、4月が対前年度比で845人、4.75パーセントの減となりましたが、診療日数が前年同月より1日少なかった影響によるものと考えております。5月は337人、2.11パーセントの増となっております。入院患者数につきましては、4月が対前年度比で170人、2.62パーセント、5月が426人、7.21パーセント、それぞれ増となったところです。病床稼働率につきましては、4月が70.59パーセントで対前年度比1.75パーセントの増、5月は65.03パーセントで4.38パーセントの増となっております。4月、5月は、前年同月より若干ではありますが、回復傾向となっている現状であります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 この項目で1点だけ伺います。単月の収支、年間の収支もそうなのですが、大きなポイントは私は入院の人数だとか単価だとかだというふうに思います。先ほどのご説明でそれぞれ入院が人数もふえている、収入といいますか、もふえているということなのですが、入院の単価は上がっているのかどうか、お願いします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 収益増の要因ですが、今年度は診療報酬の改定もあり、まだ細かな分析はできておりませんが、内科、整形外科の患者さんがふえているというような現状です。1日1人当たりの入院単価なのですが、昨年の4月が3万6,833円という現状から、ことしの4月は4万820円というふうに単価もふえております。5月につきましては、昨年の5月が3万5,788円、ことしの5月が3万8,637円ということになっております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 では、2番目なのですが、医師の患者対応について伺います。これの書き方が前年度以前という形で、前年度までということなのですが、については第1回の定例会中の第2予算審査特別委員会にて直接院長先生にご指摘をさせていただいたとおり、医師による患者対応、接遇もありますし、医療処置の両面での不適切さ、つまり患者が納得をしないケースが多く、患者離れを引き起こしたと考えています。これは私の私見ですが、こういう発言をする根拠としては、市民からの情報、それも1つや2つではありません。もしくは病院職員の聞き取りから、私がそう判断しているものであります。そういう不適切さが患者離れを引き起こしたと私は考えていますが、病院長の指導など何らかの対応をそのときをお願いをいたしました。その実施をしたのかどうか、内容について伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院に寄せられた苦情、意見につきましては、所定の様式に対応、処理内容などを整理し、必ず院長まで決裁をとるとともに、院長、副院長及び各部長で構成している病院事業運営会議に報告を行い、あわせてご意見の内容を医局にも張り出すなど、医師を含めた全職員で苦情等に対する対応の改善と再発防止や情報共有に努めているところです。苦情などを寄せられた医師への対応につきましては、その都度院長と相談をし、直接指導を行っており、どう対応すべきだったのか、患者様はこのように感じているということなどを患者様の立場に立って診療に当たる

よう伝えているところです。また、医師の待遇向上に向けましては、毎年外部講師を招き研修会を開催しているところです。研修会は秋ごろに毎年開催をしておりましたが、本年度につきましては待遇向上の効果を早く出すために開催時期を7月4日に開催するところとしたところです。引き続き患者様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 これは3月の予算委員会でも申し上げたのですが、意見箱とか窓口で苦情を言う方は一部でありまして、恐らくその何十倍も納得しない方がいらっしゃるのだらうというふうに思います。本当に怒っている患者さんは、何も病院に対してアクションは起こしません。起こさないで、人が集まればそのことをいろんな人に伝え、それがどんどん広がっていくという状況なのだというふうに思います。私は改善してほしいと言っているのですが、ここで2点確認をさせてください。先ほど申された苦情対応の流れなのですが、以前と同じことをしているのか、前進しているのかということ。それから、問題のあるケースについては直接指導を行っているというふうに申されたのですが、それは病院長が行っているのでしょうか、事務方でしょうか。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 苦情等の対応につきましては、従来から行っておりました。ただ、待遇の関係とか、3月の予算委員会の中でもいろいろご質問、ご意見がありましたので、ことしに入ってからその都度院長とも十分協議をして、直接ドクターのほうには私のほうからお話を今はしております。ドクターの対応は私のほうからしているような状況になっております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 これ以上はこの部分は避けますが、ぜひとも、これは意見になってしまうのですけれども、病院長の積極的な関与を求めているということをお伝えいただいて、次に進みます。

派遣医師への対応についてということで、いろんな市民からの苦情が上がってきますが、もう何年もいらっしゃる固定的な医師に対するものと、それから大学からの短いスパン、1年とか2年の派遣医師との間には苦情の件数というのは相当違いがあるというふうに感じておりまして、派遣先病院に対する、派遣先病院というのは滝川市立病院ということになるのですが、貢献しようという意識に固定的医師と派遣医師の間には差があるというふうに思います。考えてみれば、大学が今派遣元、派遣先が各市町病院だとか民間病院になるのですが、圧倒的にパワーバランスに差があります。当然派遣される医師もそういうバックグラウンドを受けてきますので、ちょっと意識が昔とは違うというふうに思います。そこで、これは私の考えなのですが、派遣医師のモチベーションを向上する目的で、一生懸命働いて収益を上げてもらう、もちろん過剰診療をしろということではなくて、適切な診療をしていただくことの目的でインセンティブをつける、動機づけをするという運用は自治体病院として可能なのかを伺います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 短期間で異動する派遣医師に限らず、医師のモチベーション向上は極めて重要な課題だと認識をしております。先進事例では、医師などの医療職に対して人事評価制度を活用し、成果を上げているという事例もあります。インセンティブをつけるということが可能なのかと

いう件につきましては、規則などの整備が必要となりますが、制度的には可能であると考えております。また、一方では制度の公平性や納得性など難しい面も多々あるのも事実であります。現在先進事例などを調査、勉強しているところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 今は人事評価ということだったのですけれども、私が考えているのは、マイナスの評価というか、例えば条例で決まっている給与を減らすということはできないというふうに思うので、あくまでもプラスをつける方法論で、例えば個人に渡すのではなくて、科ごとの収益でインセンティブをつけるという方法もあるのかなというふうに個人的には思っています。そこで、今おっしゃられた先進事例、それは民間病院なのか、自治体病院なのか、自治体病院であれば、差し支えなければ病院名を教えてください。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 先進事例の例ですが、三重県の松阪市民病院の事例を今勉強しているというところです。この病院は、長期間慢性的な医業収支の赤字、一般会計からの繰り入れが行われておりましたが、平成20年度より医師に人事評価を導入しており、勤勉手当の上乗せをするという形でインセンティブとモチベーションの相乗効果を組織的に取り入れることにより、病院経営を安定的なものにしているというような事例であります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、4番目です。中空知医療連携ネットワークについて。昨年の第3回定例会における病院事業会計補正予算として議決され、現在既に稼働中と思われるというふうに書いたのですが、昨日の質問の中で7月1日からということがその時点で確認できました。運用状況を伺いますというふうになっていますが、運用はまだされていませんので、どんなような状況になりそうなのか教えていただけますか。

○議長 長 市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 中空知医療連携ネットワークシステムなのですが、当初は稼働予定を28年4月1日として協議会で協議を進めておりました。それで、市民への周知ですとか、各病院の院内、あと各病院間の連携体制が整わなかったということがございまして、再度協議会にて検討した結果、稼働開始が平成28年7月1日になったところでございます。今当院におきましては、7月1日の稼働に向けて運用の最終調整を行っているところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これはたしか目的が、6自治体病院なので、目的が重複検査を減らす、画像診断も含めて。当然患者の属性だとか情報、薬剤やアレルギーなどの諸情報を共有できることで患者の身体的負担や経済的負担も減り、さらには国民の総医療費が減るということだというふうに思うのですが、そうするとネットワークを構築する自治体病院の悪く言えば検査収入とかが減る可能性が、今まで重複だったものが重複が解消されることによって減る側面があるというふうに思うのですけれども、滝川市立病院の場合は、例えば紹介される、逆紹介するとか、そういうバランスも含めてネットワークを構築することによる収入減の影響をどう見ておられるかということを伺います。

○議長 長 市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 収益につきましては、重複検査がなくなる、そういうことを考えますと、わずかながらですが、検査件数は減少するということが考えられます。ただ、もともとこれにつきましては過剰であったものが減ることなので、やむを得ないというふうに考えているところでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 では、次なのですが、電子カルテのシステムについて。運用開始から大きな問題が生じているというふうには聞いておりませんが、問題はないのか。また、今後混乱が発生する要素があるのか、見通しを伺います。加えて、恐らく万全な個人情報を守る仕組みをつくられているというふうに思うのですけれども、その1つ前に聞いたネットワークも含めて情報漏えいの可能性はゼロだというふうに言い切れるのかどうかもあわせて伺います。

○議長 長 市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 電子カルテシステム稼働から約4カ月程度経過いたしました。今のところ長時間にわたり診療不能となるような大きな障害は発生しておりません。現在電子カルテシステムは安定稼働しているということから、今後通常の運用の中で混乱する可能性は少ないと考えております。ただ、自然災害や機器の故障などが発生したときの混乱を避けるため、非常時のシステム運用についてのマニュアル等が必要であると認識しておりまして、今後マニュアル策定に向け、院内で協議を進める予定としております。また、障害対応を迅速に行えるよう、電子カルテシステムの導入ベンダーである日本電気株式会社と保守契約を結び、24時間365日サポートするような保守体制を整えているところでございます。あと、個人情報の対策につきましては、電子カルテのシステムが運用されているネットワークはインターネットとは接続されておりません。論理的に接続されておりませんので、そこからインターネットに情報が漏れるというようなことはございません。また、中空知の医療連携ネットワークにつきましては、VPNというバーチャル・プライベート・ネットワークという仕掛けで、厚生労働省のガイドラインに沿った機密を守る、情報を保護できるネットワークを利用しますので、そこからも情報が漏れるということはないというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 外部と接続はしていませんので、当然そうだと思うのですけれども、そうすると意図的に誰かが持ち出さなければならないということだというふうに思うので、それは結構です。

最後ですが、お手軽健診についてということで、これも昨年実施の報告がありましたが、安価で手軽な健康診断として昨年度にスタートされています。利用実態や利用者評価をどのように捉えているかを伺います。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 お手軽健診につきましては、平成27年11月から実施をしております。本年5月まで7カ月間で334名が受診をし、598件の検査を受けていただいたところであります。

検査項目は15項目で、一部セット項目を設定しております。利用実績は、ピロリ菌検査が全体の約35パーセント、213件、骨密度測定が約12パーセント、70件、動脈硬化検査が約10パーセント、58件となっております。ご利用された方の評価といたしましては、時間的、料金的に利用がしやすいとのお声をいただいております。また、検査結果が異常値であった方の外来受診率が約20パーセントとなっていることから、健診機会の少ない地域の住民にとって手軽に受けられる健康診断ということで必要なものであるというふうに考えております。今後もお手軽健診を通じて市民の健康増進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 最後に確認をさせていただいて終わります。15項目の中に前立腺の検査と腫瘍マーカーは入っていますか。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 前立腺検査につきましては、料金が1,620円ということで設定をさせております。腫瘍マーカーにつきましても項目に入れるかどうか、院長とも十分協議をしました。がんの発生の予防につながるということも考慮しながら検討したのですが、今のところお手軽健診には入れる予定はないというところになっています。

○荒木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、財政

1、消費税増税延期と市の財政について

まず、財政について。消費税増税延期と市の財政についてお聞きします。2014年4月の消費税増税で滝川市は約6,000万円の影響額となりました。新聞報道などでは、地方全体の増収分と見込まれた1兆7,000億円程度が入ってなくなり、自治体は社会保障費の確保に臨時財政対策債の発行額をふやすなど対応に追われそうだとと言われております。①といたしまして、報道のような対応が必要と考えるか。②としまして、滝川市の一般財源は増税の延期で助かるのか、または困るのか、2014年度のような支出増の影響は出ないので、助かるのではないかをお尋ねいたします。

○議長 長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 消費税増税延期のご質問でございますが、まず1点目の消費税増税延期による市の財政への影響でございますけれども、国においても消費税増税延期を踏まえ、社会保障の財源確保の方針変更、それから地方財政計画の見直しがされることが想定をされております。今の時点では、これらについて捕捉ができておりません。このため、臨時財政対策債の増額が必要になるなどの対応については、現状としてはお答えすることはできません。

2点目の増税延期でどのような影響が出るのかということでございますが、財政収支への影響でございますが、消費税が5パーセントから8パーセントに増税されたときの影響といたしましては、平成27年9月の決算審査特別委員会で影響額といたしまして物件費、維持補修費、建設事業費などで1億5,000万円、これから補助事業や起債などの特定財源を考慮いたしまして、一般財源ベースとして約6,000万円の影響というふうにお答えをしているところでございます。これらは決算額をもとにして積算をしているものでございまして、平成29年度の予算についてはまだ積算をしていないということでございまして、増額をした場合の影響を現状としては捕捉をしておりません。

以上でございます。

○議長 館内議員。

○館内議員 この報道がつい最近出てきたということで、まだ本市としても戸惑っているところが多々あると思われますので、また今後の議会でこの質問をさせていただきたいと思います。

◎2、子ども・子育て支援

1、学童保育について

続いて、子ども・子育て支援について。質問を変えさせていただきます。学童保育について、項目1に関しましてはきのうの木下議員の質問の答弁で理解できましたので、2に移らせていただきます。

学年別の利用割合は、1年生から3年生の95.4パーセント、4年生から6年生は4.6パーセント、待機児童は4年生から6年生が13名と多いと思います。厚労省の資料、放課後児童クラブの運営指針では、小学校入学から12歳までの対応がわかりやすく掲載されております。本市の滝川児童クラブのしおりを見ますと、選考条件としてまず低学年であること、括弧して1年生、2年生、3年生を優先と書かれておりまして、厚労省の指針とかみ合わないのではないかと思います。4年生からは部活動もありますし、部活動を選ぶ児童もいて、選択肢がふえますけれども、それぞれの学年が同じく学童保育を受けられる機会を設けるべきではないでしょうか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 放課後児童クラブにつきましては、就労等により昼間に保護者がいない市内小学生全てが対象であります。国の基準や運営方針に基づいて運営をしております。登録者が定員を超えている花月、西、東、北地区の4カ所のクラブにつきましては、申しわけございませんが、より必要性が高いと判断できる1、2、3年生の低学年を優先し、3月以降に申し込まれた分、また4年生以上については待機ということで登録をしていただいております。一方、定員に達していない中、江部乙地区のクラブにつきましては、低学年のほか、4年生11名、5年生4名、6年生2名が登録されています。待機になっている方につきましては、通常の児童館、放課後子ども教室の利用のほか、学校から直接児童館利用が可能な留守家庭児童登録により、児童館、放課後子ども教室の利用をお願いしております。例年各クラブで夏休み以降登録者が減少していることから、利用者の状況を見まして、待機を解除し、利用していただく手続を進めていっております。

以上でございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 それぞれの学童クラブで1年生から3年生の児童が多かったり、また中地区では4年生から6年生が多いと、それぞれの地域でそれぞれの地域に見合った運営をされていると受け取りました。

続いて、学童クラブに配置されている厚生員の皆さんのことについてお尋ねいたしますが、それぞれの学童クラブに配置されている厚生員、そして代替員、サポートは何名ほどいるのでしょうか。また、厚生員と代替員に係る経費をお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 放課後児童クラブには、嘱託職員である児童厚生員が1名ずつ、計6名、児童厚生員を補助する臨時職員である補助員が花月地区には2名、西、中、東、北地区には1名の計6名が配置されております。放課後児童クラブだけでなく、児童館、児童センター、放課後子ども教室での嘱託職員や臨時職員の代替員であるフリーパート職員が39名おります。厚生員と代替員に係る人件費については、28年度予算で嘱託職員953万3,000円、臨時職員につきましては890万1,000円、放課後児童クラブ分のフリーパート賃金といたしましては257万3,000円を計上させていただいているところでございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 それぞれの配置人員と予算を教えてくださいまして、ありがとうございます。それで、この厚生員とかフリーパートさん、代替員の方が安定した仕事ができるようになるまで、一人前になるというか、本当に落ちついて作業ができるように、指導ができるようになるまでおおよそどれぐらいの月日がかかりますでしょうか、教えてください。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 もちろんその方個人の資質、持っていらっしゃる資格等にもよるとは思いますけれども、明確に月日、年限をお示しすることはできません。ただ、多くの方が保育士の資格を持っていらっしゃる方ですとか、教員免許を持っていらっしゃる方、また経験のない方につきましても研修の機会、厚生員の指導の機会を設ける等をしておりますので、できるだけ早く児童になじんでいただくように努めてはおります。

以上でございます。

○議 長 館内議員。

○館内議員 続いての質問に移らせていただきます。待機状態の児童については児童館や子ども教室を利用する選択があると思われますが、こちらに関しましては周知徹底されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほども一部ご説明させていただきましたが、待機となる児童の保護者に対しましては、窓口での申し込み時に通常の児童館、放課後子ども教室のほか、それに加えて学校から直接児童館利用が可能な留守家庭児童登録、ランドセル登録による児童館や放課後子ども教室の利用

についてご説明をしております。その当面の利用をお願いした上で、先ほど申し上げましたとおり、時期的に待機の状況が解消される、その調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 数点質問させていただきましたが、私が最初に質問しましたところ、こちらの厚労省の児童クラブの運営指針を読ませていただきますけれども、運営指針の概要の第2章に、児童期の発達過程は個人差が多く、目安としておおむね6歳から8歳、9歳から10歳、11歳から12歳の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子供一人一人の心身の状態を把握しながら、集団の中での子供同士のかかわりを大切にして育成支援を行うことが求められると書かれてあります。しかし、滝川の学童クラブのしおりを見ますと1年生から3年生が優先ということで、保護者といたしましては4年生から6年生は諦めてしまう方が多いのではないかと思います。その点で学童保育に関しましては窓口をふやす、また児童が入りやすい対策が必要なのではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 従前答弁させていただきまして、ご質問にありますように現状の施設の拡充、もしくは新たな実施場所の確保について検討はしてまいりました。ただ、施設の管理上の問題、その施設の学校からの距離、また利用希望施設の偏りなどから、難しい状況にあると判断したところがあります。また、親の就労状況、この変化を予測するということは非常に難しいことではございますが、きのう木下議員にご答弁させていただきましたように、小学校区ごとの就学前児童数の推移、これまでの利用割合から、利用者のこれ以上の増加は考えにくいと分析したところであります。いずれの施設においても減少傾向を見込んでおります。しかし、住宅整備の動向、就学前児童数の増加など利用増加の見込みについては注視させていただいた上で、平均の利用者数が定員を超える、明らかにこの見込みが得られる場合は受け入れ施設の拡大についても必要になると考えております。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 情勢の変化や住宅街、また人口の異動など、いろいろなところで工面されていることを十分承知いたしました。続いて徹底していただきたいと思っております。

◎3、土木行政

1、河川・排水路の維持管理について

続いて、土木行政、河川や排水路の維持管理について質問させていただきます。近年天候の変動による激しい豪雨などのため、河川や排水路の修繕や維持管理がますます必要になってくると思われます。同じような悩みを抱えている自治体も少なくないと思われますが、本市においては河川や排水路の維持管理はどのように進められているかお尋ねいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 河川や排水路の維持管理とのご質問でございますが、本市の管理する河川、排水路の

維持管理につきましては、その施設の機能が損なわれないように、所管によるパトロールのほか、地域や地元の方々の協力を得ながら、草刈り、樹木の除去、河川に堆積した土砂を取り除くしゅんせつ作業を適宜計画的に行っており、良好な河川や排水路の維持管理に努めているところでございます。また、融雪時や豪雨時には過去の被害発生箇所を重点的にパトロールを行い、被災状況の有無を確認するとともに、異常を発見していただいた方から通報があった場合には早急に現場を確認し、応急処置を含め適切な対応を図ってきているところでございます。さらに、河川や排水施設に甚大な被害が生じた場合には、その原因が国の災害復旧補助事業の採択基準に合致するものであれば、補助事業にて早急な復旧を進めていきたいというふうに行っているところでございます。今後も引き続き地域や地元の皆様の協力をいただきながら、適切な河川、排水路の維持管理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 河川、排水路の維持管理について、一般住宅街、街なかに住んでいる者として見ますと排水路とか河川についてはなかなか目にすることができない。しかし、郊外に出ますと河川とか排水路というものが目にとまるわけです。そういう中でチェック機能というのはなかなか大変だと思いますけれども、その部分を周知徹底していただきまして、河川問題のことについての質問を終わらせていただきます。

◎4、幹線バス路線確保

1、国・道の補助金削減の動きについて

続いての質問、路線バスの確保についてですけれども、こちらは赤字バス路線の補助金は減らさないことになったと通達され、また新聞報道もされておりますので、この質問は取り下げさせていただきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。通告に従いまして、質問を行います。

◎1、税務行政

1、市税滞納によるサービス制限について

まず、税務行政ですが、市税滞納によるサービス制限について伺います。滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限の実施から10年、全36項目のうち、サービス制限の26年度実績は上下水道料金の減額が8件、私立幼稚園就園奨励費補助金が14件、また放課後児童クラブ事業福祉料金の適用が1件、このうち私立幼稚園就園奨励費補助金については、約4分の3の方が納付の約束をして納付をしていただいていることから、逆算しますと64件の滞納があることが判明してい

ます。私立幼稚園就園奨励費補助金の２８年度の予算は６，４００万円、大変子育て世代にとっては大事な補助金になっています。まず、実績として交付総件数は何件か、また制限により交付しなかった金額は幾らかを伺います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問にお答えします。

平成２６年度の私立幼稚園就園奨励費補助金全体の交付件数は、４７８件です。制限により交付しなかった金額は、１４件で１６３万４，２００円でございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 前回の質問とほぼ同じということで、しかし今わかったことは、１人当たり１０万円を超える補助金が市税滞納によるサービス制限で支払われていないと、これは非常に重大なことです。まず、この点については、市税ですから明確な滞納に対する預貯金差し押さえも含め、給与差し押さえも含めて罰則があります。一般的に言えば取りはぐれのない仕組みになっています。一生ついて回る。こういう中で、二重罰だと言えるものだという事でこの問題を取り上げています。

次に、下水道料金の助成について伺いますが、下水道料金の減額は条例で定められています。要件は３点規定されておりますが、上下水道料金の減額を受けられなかった８件について、１から３、それぞれ何件か伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の市税の滞納により平成２６年度の上下水道の福祉料金の適用を受けられなかった８件につきましては、１から３のうち３番目の全て母子世帯、父子世帯の方でございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 結局サービス制限された私立幼稚園就園奨励費補助金、そして上下水道料金、３つの制度に１００パーセントそういうふうになっているのです。市税滞納のサービス制限の目的は、滞納者に対する気持ちは、それはわからないわけではありません。しかし、結果として１４件と８件、２２件全てが子育て世代ということになると、若い世代に対して厳しい制度、あるいは若い世代に対してのみ厳しい制度と言えるのではないのでしょうか、お考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 このサービスの制限、この制度につきましては、市税の滞納が誠実に納税されている多くの市民の公平感、それから健全な行政運営に支障を生じかねないということから制度がございます。納税を促進し、納税に対する市民の信頼を確保するため、行政サービスの一部を制限させていただいております。その趣旨からも、高齢者世代に手厚くとか、子育て世代に厳しくとか、特例の世代に偏って制限しているわけではございません。お一人お一人の状況に応じた納税相談により、分割して納付していただいている方にも配慮しているということで、基本的には納税相談、それから指導等を行って、分割で納めていただけるのかどうかということが基本になってございます。また、子育て世代の方の多くは働いていらっしゃいますし、高齢者世代の方はほとんどの収入

が年金ということで、税額が少なく、結果として滞納も少ないという状況にあるのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の市民生活部長のご答弁で、若い世代が収入が少なく、滞納が多い可能性があるということが述べられましたが、私はそのとおりだというふうに思います。年金控除に比べて給与控除というのは弱いですから、しかも国保の世帯などになると本当に収入が200万円、300万円台で多額の滞納が出るという点で、若い世代には厳しいということを市長におかれましてはこれを今後再検討するという一つの材料にしていきたい。

次に、高齢者を含めて本当にどうなっているのだろうということで伺いますが、市民生活に密接なサービスとして高齢者福祉サービス、緊急通報システム等ありますが、あるいは市営住宅の入居、住宅改修支援制度補助金がありますが、前回の答弁では申請に対しての制限実態はわかりましたが、申請そのものをしない実態は不明だったと思います。高齢者福祉サービスと市営住宅での申請前に断念する実態について把握しているでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 制度の内容につきましては、いずれのサービスも窓口などで事前の相談、申請の段階でサービス制限の制度についてその都度説明してございます。基本的には、サービス制限につきましては納税に対して著しく誠実性を欠く方ということで、一般的には個々の事情によりやむを得ず分納して計画的に納めていただく、そういった方がほとんどでございます。しかし、特別な理由もなく税金を納めていただかない方、それから再三の催告にに応じていただけない方と、いろんな方がいらっしゃいますが、中には自分の判断で、滞納があることから、相談されずに、また申請されずに諦めてしまう方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。そんなことから、相談されないで、申請されないでということで、市としては実態については把握することはできません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 以前の申請断念については、把握はできないというご答弁でした。把握ができないということで、該当者はいないという答弁ではありませんので、当然私はいるというふうに思いますが、いずれにしてもこの制度が若い世代にのみ厳しいということについて十分にそれを重く見て、この制度の改善というか、やめてもいいのかなというふうに私は思います。今後の検討を求めて、次に移ります。

◎2、財政

- 1、補助金対象団体に対する人件費補助について
- 2、指定管理代行負担金での人件費積算について
- 3、業務委託での人件費積算

- 4、積算のルール化について
- 5、介護、保育の人件費増政策の状況
- 6、最低賃金増加と波及効果について
- 7、貸室料金について

それでは、財政ですが、この件では市の税金で支払われる、法人等によって支払われる人件費についていろんな質問の中で解明していきたいということで、まず補助金対象団体に対する人件費補助について、社会福祉協議会、体育協会、生涯学習振興協会、滝川国際交流協会、たきかわ観光協会に対して人件費相当分の補助を行っています、補助金額と対象役職、また人数について伺います。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 補助金対象団体のうち、補助金の中に人件費相当分が含まれている団体について、平成28年度予算ベースでお答えをしたいと思います。

まず、滝川市社会福祉協議会補助金につきましては、補助金額2,187万5,000円のうち、人件費相当分は1,516万1,000円で、正規職員4名、嘱託職員2名、臨時職員2名を対象といたしております。滝川市体育協会運営管理補助金につきましては、補助金額3,281万3,000円のうち、人件費相当分は2,612万円で、専務理事1名、事務局長1名、プロパー職員4名を対象としております。滝川市生涯学習振興会補助金につきましては、補助金額637万8,000円が人件費相当分でございます、事務局長1名、事務局員2名を対象としております。滝川国際交流協会補助金につきましては、補助金額345万円のうち、人件費相当分は250万円で、プロパー職員1名分を対象といたしております。たきかわ観光協会補助金につきましては、補助金額1,065万円のうち、人件費相当分については370万円で、事務局長1名を対象としております。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 この補助金は、かつて市職員が出向していたが、出向できなくなったので、補助金に変えたという経過があると思いますが、主な経緯について伺います。また、人件費積算の基本的考え方、人件費補助金額と実際の賃金を検証しているかどうか伺います。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 まず、1点目の市職員の出向を見直した主な経緯につきましては、平成21年度に発生いたしました滝川市体育協会における不適切な事務処理において市職員が業務従事という補助事業や委託事業の発注、検収者である市職員という立場と受託者で事業を執行する団体の職員の立場という本来であれば別の者が行うものを一人の職員が行っていたことにより発生したものであることから、業務従事を見直したというのが主な経過でございます。

それから、2点目の人件費相当分の積算の基本的考え方についてでございますが、先ほど補助金額のうちの人件費相当分を申し上げましたが、当時は職員人件費から比較検討したものもあるかもしれませんが、現在の積算金額は当時の人件費等をベースとしているもののほか、各団体と

の協議経過や業務内容などを考慮しつつ、各年度において予算、当初予算時の積算過程などを踏まえて補助金額を決定しております。よって、一様に積算金額や割合などを定めているものではございません。

それから、3点目の人件費相当補助金額と実際の賃金を検証しているかということにつきましては、先ほども申し上げましたが、各団体との協議経過を踏まえて人件費を含む費用全体を積算して補助金額を決定しているものであります。さらに、補助を行っている各団体につきましては、それぞれの団体において賃金等を含む労働条件について労働基準法等を適切に遵守され、かつその労働条件下において勤務されていると考えるところでありまして、補助金額の決定に際し、実際の賃金を検証することは行っておりません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この補助団体からの報告書には、こういう賃金等について書く欄はないのでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 補助団体のほうからは決算資料をいただいておりますが、賃金の決算についての把握については私どものほうで行って、賃金について内容を確認することは全体の事業としてはできないというふうには思いますけれども、それを確認をした上でどうこうするというということでは無いということございまして、あくまでも積算をする上での予算積算の上での資料としての考え方として利用させていただいているということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 補助金の性格上、賃金を払うための補助金という中身があるわけですから、乖離があった場合どのように考えますか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 先ほどもご答弁をさせていただいておりますが、補助事業全体として予算協議をして、その事業の中身を精査をした上で補助事業全体金額を決めております。ですから、個別に補助金の人件費相当分と支払われている人件費が乖離があるかどうかということに着目をして予算協議なり予算積算を行っているものではないということでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 納得はできませんけれども、次のパターンを伺います。

次は、指定管理代行負担金での人件費積算ですが、これはかつて市が管理運営を委託していたが、法改正で直営か指定管理を選択することになったと。文化センター、たきかわホール、体育施設の指定管理代行負担金、また西町デイサービスセンターの人件費積算額、またその割合は幾らか、同じように人件費積算の基本的考え方、人件費積算額と実際の賃金を検証しているか伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 指定管理代行負担金での人件費積算ということでございますが、まず1点目として、各施設の管理代行負担金の積算の内訳につきましては、人件費等を含めてそれぞれの施設の事情を

考慮し、その時々的情勢を加味しながら適正に設計を行っているところですが、この設計内容については対外的にお示しをしておりません。このことは、例えば指定管理者を選定する際に応募者から提出される積算内容も審査対象となることから、あらかじめ市の積算内容を示すことでみずから適切な設計ができない事業者の参入が容易になるといった弊害も指摘されるなど、適正な指定管理者の選定に支障を来すおそれがあることなどの理由により、入札制度の考え方に準じ、ご質問の人件費を含め、市の積算内容をお示しをすることはできませんので、ご理解をお願いいたします。また、西町デイサービスセンターにつきましては、必要経費を積算するのではなく、給付サービスの利用者数による積算のため、人件費などの積み上げによつての積算は行っておりません。

それから、2点目の人件費積算の基本的な考え方でございますけれども、管理代行負担金の人件費積算に当たりましては、各施設の業務において必要な人数等を設計しているものであり、一様に積算金額や割合などを定めているものではございません。

3点目、人件費積算金額と実際の賃金を検証しているかとの質問につきましては、それぞれの指定管理受託者において賃金等を含む労働条件について労働基準法等を適切に遵守され、かつその労働条件下において勤務されていると考えているところでありまして、積算に際し、実際の賃金を検証することは行っておりません。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 積算の内訳を明らかにできないということについては、これは工事関係では予定価格の事前公表までやっているわけです。それで、今述べられた見解というのは、滝川市独自の見解なのか、それとも一般的な見解なのか伺います。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 先ほど予定価格の事前公表というお話がありましたけれども、積算内容を事前にお示しをしているということではございませんので、積算内容を事前に示すということについては、これは一般的には行われていないことであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 納得はできませんけれども、次に移りたいと思います。

次は、業務委託での人件費積算です。主にかつて市職員が直接行っていた業務が対象です。道路、公園、下水道の維持管理、一般廃棄物収集運搬、直営施設の設備保守管理、清掃、警備、市立病院の医事業務などがあります。市立病院医事業務委託の人件費積算の根拠について伺います。次に、市立病院の医事業務委託の人件費及び市職員、臨時職員が行っていた人件費との比較はどれぐらいか、その人件費積算額と実際の賃金を検証しているか伺います。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医事業務の人件費の積算につきましては、総括責任者や班長などの常勤職員は市の給与を参考にし、臨時職員につきましては最低賃金に医療事務という特殊性を加算し、時間単価を積算しております。医事業務につきましては、平成10年から全面委託をしており、当時の

職員の人件費との比較は困難であります。また、医事業務は医療事務という専門性から、単に委託額だけで委託を始めたということではないことをご理解をお願いしたいと思います。

3点目の当院の設計額と委託先が職員に支払っている賃金についての検証につきましては、第1回定例会の代表質問で清水議員から同様の質問をいただいております、今回も同様の回答になると思いますけれども、労働基準法において賃金、労働条件等については使用者と労働者が対等の立場において決定すべきものであると定められておりますことから、当院といたしましては契約先の人事について検証する予定はございませんので、ご理解のほどをお願いします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいま積算の根拠として責任者については市の職員の給与に準ずると、そのほかについては最低賃金等ということで、こういった考え方が示されれば、積算、人件費の割合というのは、これはあえて聞くまでもないわけです。ですから、税金の使い方ですから、総額がわかればいいということではなくて、内訳はどういうふうに考えているのかということがわかるようにするのが私は筋だというふうに思います。そこで、お伺いしますが、委託業務の場合いろんな報告書を求めますが、従業員についての報告は病院の場合、医事委託についてはどのような報告書を求めているのでしょうか。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 医事業務の人員配置については、職員の氏名、住所等の報告はいただいております。また、ニチイ学館に今委託をしておりますけれども、人事異動のたびに報告書をいただいているというような現状です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、札幌市の委託業務です。これは、業務従事者支給賃金状況報告書というものです。経過としては、社会保険にきちんと入っているかどうかということの一つの調査報告書です。伺ったところ、社会保険事務所に対する振り込みの控えがなければ、これを出すというようなこともしているというふうに聞いております。ですから、今委託事業についてはこういう形でどれぐらいの賃金を払っているのだというのはわかるのです。社会保険料がわかるということは、賃金もわかるのです。ですから、把握しようとしなくても把握しなければならない社会情勢になっているということはお伝えをしたいと思います。

次に移りますが、積算のルール化についてと書いてありますが、人件費のルール化というふうに直したいと思います。地域の人口減少を防ぎ、子育て世代の収入を上げるなど、国と地方の最大の課題を実現していく上で公契約での人件費積算分が高い割合で賃金に転嫁されることが求められています。労働基準法と最低賃金法が守られていれば、それでよいと受け取られるような考え方は市の支出の適正さが問われます。賃金実態との乖離が激しいことがわかれば、予定価格を大幅に下げるとか、仕様書に賃金に関する項目を設け、契約の主要条件であることを示す必要があるのではないのでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 賃金のルール化ということでございますが、労働基準法及び最低賃金法では不十分

というご指摘がございましたけれども、私どもとしては労働基準法に基づき、使用者と労働者が賃金、労働条件等について対等な立場で決定されているというふうに考えております。また、積算を行う際にも、人件費が適切に積算をされ、入札においても適切な執行率となっており、公契約や仕様書などにより賃金設定などの導入は必要ない状況であるというふうに考えております。これまでご答弁をさせていただいておりますけれども、受注業者が最低賃金法の法令を遵守し、下請業者等に従事している労働者の適正な労働条件が確保されることを目的に、公共工事等におきましては競争入札参加資格者登録制度による不正事業者の排除、ダンピング防止策といたしましては最低制限価格を設定するなど、不適切な低価格により労働賃金への影響が出ないように努めております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 何のために積算をしているかということなのです。必要だから積算をする。つまり資材の価格とかは、これは市場経済ですから、安く買おうと思っても限界があるわけです。ところが、賃金については、最低賃金ということになってしまうと、これは乖離が本当に激しくなる可能性があるのです。例えば1億円のもので人件費割合が7,000万円だと、場合によっては3,000万円、4,000万円の乖離が出る場合、これがもし本当にそれが人件費として市場価格としてそこまでいっていないのであれば、税金の払い過ぎだ、税金による支出のし過ぎだということになるわけです。だから、税金の使い方を本当に真剣に考えたら、労働基準法と最低賃金法を守っていればそれで問題はないという答弁は、私はこれから変えていくべきだろうと。先ほどの事例も含めて検討を求めて、次に移ります。

その他ということで一応確認をすることで、まず介護、保育の人件費増政策の状況で、賃金増額のための介護報酬増や保育士給与増のための保育単価の引き上げというか、補助金が支出されています。市内の検証はしているか。

また、次の点についても続けて聞いてよろしいでしょうか。最低賃金の引き上げがあった場合は、市のさまざまな人件費を見直すなど反映しているかどうか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成27年度におきまして介護人材、保育士の確保、資質向上等を目的とした国の制度見直しによりまして、介護人材については介護報酬改定による処遇改善加算の拡充、保育職員につきましては公定価格における処遇改善加算の充実のほか、国家公務員給与改定に伴う公定価格単価の引き上げがそれぞれ行われました。本市におきましても、市の許認可となる介護保険の地域密着型サービス事業所、また滝川市社会福祉事業団が運営する保育所におきましては、全ての事業所においてこの処遇改善加算が活用され、これらの事業所に勤められている介護職員、保育職員の賃金改善等に充てられていることを確認しております。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 市のさまざまな人件費というご質問ですが、おそらくこれは臨時職員、嘱託職員のことを指しているというふうに考えますが、最低賃金の反映についてということで、例年の取り扱い

を申し上げますと、毎年１０月に最低賃金が改定されますので、その改定額を参考に、翌年４月からの嘱託職員の報酬及び臨時的任用職員の賃金の改定案を作成し、市議会における予算審議を通して最終決定をいただいているところでございます。昨年１０月発行の北海道最低賃金は、１６円上昇し、７６４円となったところですが、市の臨時的任用職員の単価は既にそうした上昇分を見込んだ中で７７０円としておりましたし、また今年度におきましても同様な上昇が見込まれますことから、１５円増額の７８５円とするなど、嘱託職員の報酬及び臨時的任用職員の賃金に適切に反映してきておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ５番の介護、保育の国による賃金アップのための加算については、きちんと賃金アップに使われたかどうかを確認したという答弁です。私は、このことでもう一つ言いたいのは、国が公共工事の労務単価、これを５度にわたって三十数パーセント引き上げています。この引き上げのたびに、国は国及び都道府県の調査をして、それが賃金はどう上がったかということを確認をして、そして次の労務単価に反映させています。これはもちろん任意調査になりますけれども、公共事業の発注先の企業にアンケートをとる形で、調査票をとる形でやっているのです。ですから、道とは言いません。国は明確にその補助金や決めている労務単価が実際の賃金とどういう関係にあるかというのはきちんと調査をして、次の補助金あるいは労務単価を決めているということを滝川市でも大いに参考にすべきだということを述べて、次に移りたいと思います。

貸室料金についてです。かつて一定の団体が使用する場合、２分の１や全額を減免していました。減免がなくなった主な経緯について。また、現在市や教育委員会が業務として直接使用する場合に無料で使用していますが、それ以外の減免の実態について、たきかわホール条例の市長が別に定める基準による減免などについて伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 施設使用料の団体に対する減免がなくなった経緯について答弁いたします。

平成１５年に使用料、手数料の見直しが行われまして、平成１５年度末をもって減免を廃止した施設もありますが、施設の利用実態や運営形態等を鑑みて、２年間条例における市長の特認事項として経過措置期間を設けた施設もありました。この２年間は、市民や関係団体との協議期間も含まれておりまして、それぞれのご理解とご協力を仰いできたところでございます。こうした中、平成１５年から計画期間を５年間とするタッグ計画が策定されまして、先ほど申し上げました２年間の経過措置期間が満了する施設においては平成１７年度から減免を廃止し、全ての施設で廃止が決定したという経過でございます。

それから、２点目の現在の状況ですが、現在はたきかわホールを初めといたしまして、指定管理施設におきましては市や教育委員会が業務として使用する場合には、条例に定めるもの以外の必要な使用料は納付をしております。また、他の減免の実態については、条例で定めるもの以外についてはございません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、団体に対する事業費補助等で貸し室相当分を積算し、補助しているものはあるのか、あるとすれば積算の考え方について伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 前段まず、先ほどの答弁でタッグ計画の計画期間が平成15年からと申し上げましたが、平成17年から5年間ということで訂正をさせていただきます。

それで、団体の補助の貸し室料金ということでございますが、各団体に対する事業費補助のうち、会場使用料を積算に入れているものがある場合の積算の考え方についてですが、一例を申し上げますと、成人式に対する補助金につきましては会場使用料が入っております。平成27年度決算ベースでは、6万5,000円の会場使用料とそれ以外の経費16万円、合計で22万5,000円の事業費に対し、市からの補助金は12万5,000円で、残りの10万円は他団体からの助成金ということでございました。このように団体の多くは市の補助金だけではなく、自主財源や他団体からの助成金等、さまざまな歳入をもって運営をしているものがほとんどであり、それらの歳入をもって会場使用料を含む事業費全体が構成されているものと考えております。したがって、市の補助金の算出に当たりましては、会場使用料は事業費の何パーセントまで補助対象経費としてみなすなどといった考え方を持って決定しているものではありません。必要な事業費の内容を精査し、最終的には予算の範囲の中で補助金額を決定していることであることをご理解願いたいというふうに思います。各団体への補助金額の積算につきましては、事業費補助を基本にし、今後も事業の内容をしっかりと精査する中で予算措置をまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 貸し室料金について、いわゆる減免がなくなって12年が経過しました。一方、近年例えば健康づくり等で高齢者保健福祉事業計画や介護保険事業計画に定められた、そういった健康教室だとかをやる場合でも貸し室料金を取られるということについて市民から、私は何人かから、これってどうなのでしょうかとこの相談も受けていたりしています。こういった市が定めた計画等に基づいて貸し室を使う、そういう場合についての貸し室料金について今後検討するお考えについて伺います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、現在の状況の中では、減免をするということについては条例に定めるもの以外減免をするということにはなっておりません。市が行うものについてどうするかということについて、現在財政健全化計画中でもございまして、使用料、手数料についても財政健全化計画の中では見直しの項目の中に入っております。全体的に適正な負担というものが必要な部分については、それは適正な負担を求めていくことになるのではないかとこのように考えておりますが、全体の中で検討していくことになるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 通告はそこまで細かく私はしておりませんので、この問題についてはまた別の場で提案などをしていきたいと思います。

◎3、市民生活行政

1、一般廃棄物収集運搬委託業者による組合化について

それでは、市民生活行政、一般廃棄物収集運搬委託業者による組合化への対応についてですが、これについては今入札方式、契約方式などについて検討が進められていると、その仕組みづくりに対する提案ということで質問いたしたいと思います。まず、業者が組合をつくるのは自由です。4万2,000人のまちで、これまで数十年にわたり委託してきた企業が組合を結成して組合として入札に参加するとすれば、入札が事実上無競争になり、価格競争がなくなる点で大問題ではないか。2点目として、市が入札要綱で参加資格を個別法人に限定することも必要ではないか伺います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 組合方式ということでございます。価格競争がなくなるのではないかとということではありますが、一般廃棄物の収集運搬業務に関しまして廃棄物処理法に基づく基準は、市町村に総括的な処理責任があるとされておりまして、処理を委託する場合の基準につきましては委託料は受託業務を遂行するに足る額であることと規定されておりまして、単純な経済性ということよりも収集運搬業務の確実な履行を求めるものとなっております。具体的には、収集業務に対しまして衛生、美観、臭気等の問題への配慮、迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有、道路網の熟知、収集日、ごみの分別の区分や業務の継続的、安定的遂行が受託者に求められるということでありまして、一般の契約と種類が異なるものと考えております。

次に、参加資格の問題につきましては、委託の形態が決定した後に検討していくものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 委託の形態が決定するというのは、どういう状態を言うのでしょうか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 今現在進めていること自体がごみ収集につきましては随意契約の5年というような形にとっております。これに対して、今後今の問題点等を考えた場合に、よりよい契約方法等々の選択がこれから検討して出てくるのではないかとということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 組合として入札に参加する可能性についての検討は、進められていないのですか。進められているとすれば、その内容について伺います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 昨日も三上議員に答弁したとおり、今現在入札参加資格を組合方式を含めて検討するというところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 余り細かい話をする気はないので、いずれにしても組合をつくったと、だから組合しか参加資格を認めないということなのか、組合も認めるけれども、組合に入らない法人がいた場合はその法人も入れるようにするというようなことについて今後検討を進めていただくことを提案して、次に移ります。

道路の維持管理、また除排雪、排雪ダンプなどが組合化され、随意契約となっています。事実上無競争、独占状態になっています。仮に一般廃棄物収集運搬委託業者が組合として入札に参加し、事実上の無競争状態になった場合は、発注者の選択権が事実上奪われ、価格競争が事実上消滅します。その場合、契約期間は5年ではなく1年の最少期間とすべきではないでしょうか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 組合が入札に参加する場合、契約期間を5年ではなく1年の最少期間とすべきとのご質問でございます。家庭ごみの収集運搬業務は、先ほどお答えしたとおり一般の契約と異なるものでございまして、収集場所や道路事情などの地域特性の熟知などノウハウの蓄積が必要な難度の高い業務と考えております。また、一定の設備投資が必要な業務であることから、その業務をしっかりと履行するためには長期継続契約が最もふさわしいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今なぜ随意契約にしているかということ、その業者しかいないからということで随意契約にしているのです。要するに今も事実上は無競争になっているわけです。それに対して業者の車両の心配だとか継続の心配だとかをするのは、二重、三重の心配になるのです。そういう点で、岩見沢市は組合にしておりますが、契約期間は1年だということをお伝えして、さらに検討を深めていただきたい。

次に移ります。私の試算によりますと、1人平均400万円以上の人件費積算で随意契約されています。95パーセント以上の落札というのは、これは随意契約にしているというふうに直していただきたいのですが、これに対して給与が250万円前後では、実態として私はそういうふうに見ておりますが、他の発注、これは他というのは市のほかの発注ですよ、とのバランスを著しく欠くと言わざるを得ません。仕様書には従業員の氏名、年齢、経歴等を記載した書類、変更を生じた場合の書類の提出を義務づけていますが、正規社員か非正規社員かの区別を記入することが求められる社会情勢の変化があるのではないのでしょうか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 ごみ収集に係る従業員の届け出につきましては、契約時及び契約途中に変更が生じた場合に届け出を義務づけておりますが、これは業務に支障を来すことのないよう、適正な人員配置が行われているかを確認するものでありまして、正規、非正規職員の区別の届け出を求めているではありません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この点では、現在の委託業者の1社の求人票、これはハローワークです。ここにどのように書かれているかという、小走りでの積み込み作業のため、体力を要します。全ての、毎日ですよ、月曜日から土曜日の半日だと思います。1年間フル稼働で小走りしている方が16万1,000円から20万7,000円の1年の非正規雇用です。こういった実態を400万円もの積算をしておいてそのままにしておくというのは、私はこれは市民に対する税金の使い方としての責任を果たしているとは言えないというふうに思います。先ほどの廃掃法における安定した仕事を保障するものは何なのか、私はその大きな一つとして実際にきちんと賃金そのものが払われているかどうか、ここは大事なことだというふうに思いますので、今回の検討、次の5年というふうに言っておりますが、において適切な検討がされることを求め、次に移ります。

◎4、市営住宅

1、市営住宅の修繕について

2、指定管理化について

市営住宅行政です。市営住宅の修繕について、床、壁、畳の耐用年数は何年か。また、耐用年数を過ぎて30年から40年経過し、かつ経年劣化と認められるものについて取りかえや修繕、一部取りかえについて市と入居者の責任区分について基本的な考え方を伺います。国交省の賃貸住宅原状回復ガイドラインを指針にしているかどうか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 市営住宅における修繕対応についてのご質問でございますが、室内における床、壁、畳などの耐用年数ですが、建物としての耐用年数は構造別に設定がありますが、室内における個別の耐用年数は設定がございません。市と入居者の責任区分につきましては、経年劣化、老朽化などによって生じた損傷については市で対応しておりますが、入居者の故意、過失等によって発生した損傷については入居者で原状復旧をしていただいているところでございます。また、国交省が示しておりますガイドラインは、民間賃貸住宅を想定したガイドラインとなっているため、家賃設定が根本的に違う市営住宅の管理としてはなじまない部分がございます。しかしながら、市、入居者がそれぞれ対応すべき事項の考え方については参考にしながら、随時入居者から情報をいただき、その都度現状を確認し、生活に影響を及ぼす状況の改善を効率的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、条例が改正された後、指定管理の基準、業務範囲などが検討されています。6月2日開催の経済建設常任委員会では、8月開催予定の常任委員会に報告し、9月1日から公募したいとのことでした。市民や入居者からの意見募集もそれまではしないとのことでした。これでは、2,000戸に上る市営住宅の維持管理、入居者対応、個人情報保護、事務所の利便性、発注の公平性や金額の低下への懸念などに対する意見を聞く期間もなく公募に進むことにな

ります。市民と議会を軽視した進め方ではないでしょうか。

○議長 建設部長。

○建設部長 指定管理者制度導入に当たり、管理がこれまでの行政から離れることで懸念されることについてどのように考えるかとのご質問でございますが、指定管理者へ依頼する維持管理の基本は、現状直営で行っている内容を基本として示す中で、参加事業者が直営で行っていた行政の管理手法からさらに入居者に対して利便性の向上、修繕を初めとした管理のあり方や入居者への迅速な対応に向けた効率化など、サービスの向上につながる手法の提案を期待しています。制度導入は、入居者の利便性を高め、民間のノウハウを生かし、サービスの向上につながるものと考えております。あわせて、民間の活力が生かされることにより、地域経済へ大きく寄与され、結果として財政効率が図られるものと考えております。そのためにも、参加事業者からさまざまな提案を受け、協議し、判断していきたいと考えております。また、制度導入後においても、管理状況や入居者対応など、市としてもチェック機能を高めるための取り組みを実施していく考えであります。制度導入に当たってのご意見については今後の協議の参考にさせていただきますし、選定職員会議において協議、確認されたものについて報告できるものにつきましてはその都度委員会等で報告していく考えであります。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 質問は、9月1日から公募するのに、その都度と言いましたけれども、ではいつ常任委員会に報告するのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 選定職員会議の中で具体的に公募する内容を確認し、その都度、その段階で、お忙しいところあれかもしれませんが、常任委員会を招集していただいて、そこで報告したいなというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私の聞いていることに対してイエスかノーなのかという、要するに十分な時間がとられるのかということについては答弁では具体的には述べられませんが、十分な時間をとっていただくことを求め、次に移ります。

建設後40年前後が経過しているブロック構造の市営住宅は、国交省の賃貸住宅原状回復ガイドラインでは判断できないような老朽箇所があり、入居年数も長い方が多く、これらの入居者対応はますます複雑になると思われます。指定管理対象から除外すべきではないでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 建設後長期間経過している団地につきましては、引き続き直営で管理を進めてはどうかのご質問だと思います。維持管理といいましても、単純に住宅施設のみの維持管理をするものではなく、そこに生活されている入居者や入居を希望されている方がいる中で、相談体制もしっかり継続させていくことも重要と考えております。住宅等の老朽化については、生活に支障を与えな

い対応を進めていくことはもちろんでありますし、入居年数にかかわらず、しっかりと入居者への対応も充実されるよう、指定管理希望者の考えを確認していきたいと考えているところでございます。また、市としては、制度導入後におきましても市営住宅の管理体制は残り、行政が担う管理義務も継続されますので、指定管理者との連携、支援体制は継続していくものであり、管理上困難な事象につきましては市としてもしっかりとかわりを持って対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 そのほかの課題として、江部乙地域でもあき待ち登録等ができるようにすべきではないでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 江部乙地区でも住宅管理の窓口対応ができないかというご質問でございます。あき待ち登録の対応としては入居希望者の登録順番で対応していることから、随時受け付けを行い、その受け付け順番で、住宅の準備ができ次第紹介を行っているところです。登録順番ということもあり、また団地の構造や所在地域の違い、団地設備などの違いから、市役所の窓口で対応しているのが現状であります。登録制度のあり方や内容の説明が必要なことから、あき待ち登録においては複数窓口で対応を行うより、窓口を限定することにより説明の誤解や登録のトラブルが避けられると考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今支所ではこういう対応をしていないのでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 支所におきましては、あき待ち登録の受け付けは行っておりません。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 随時登録もしていないのでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 支所においては、受け付け、登録はしておりません。随時であったとしても、我々の事務所のほうと連絡をとり合ってもらって確認してもらうようにしております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、その確認作業が今後も江部乙地域でもできるようにという質問ですので、検討していただきたいと思います。

次の課題ですが、指定管理者の窓口は、公共交通機関の利用しやすい、他の用事のついでに訪れることができるような市役所、市立病院エリアに設置することを仕様書に記載すべきではないでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 事務所は、市役所や市立病院の近くに設置する旨の要件にすべきでないかということでございます。市役所を初めとした官公庁施設、病院、買い物スペースなどさまざまな利用しやすい環境の中に市営住宅の管理事務所があることは、利用者にとってはよい環境だとは思いますが、しかしながら、募集要項や仕様書につきましてはそういったご意見も含めて選定職員会議内で確認していくこととなりますが、先ほどの答弁と重なりますが、事業者からの提案も確認する中で、事務所の考え方や事務所と利用者のかかわり方も確認しながら、市民サービスの向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最後の課題ですが、指定管理代行負担金のほとんどが指定管理者が施行できない修繕業務になれば、再委託がほとんどになります。その場合、指定管理や委託業務として問題はないのか。また、現在の発注より価格低下と発注先が大きく変わることが懸念されます。価格、発注先の報告を義務づけ、透明性を確保すべきではないでしょうか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 指定管理者への移行に伴う修繕対応についてでございますが、現在の修繕対応としまして業者発注していない直営修繕は修繕対応の嘱託職員や委託職員で小規模な修繕を行っているのが現状であります。そういった中で、ある程度の建築や設備、電気など専門の業者でなければ対応が困難な部分については業者発注して修繕対応を行っております。指定管理者においても、指定管理料の中でどのような対応を効率よく進めていけるのか、管理体制を含め検討していただく必要があります。入居者が生活している中で修繕対応が多く、緊急修繕も少なくありません。そのような緊急修繕の対応や体制について、市で行っていた対応を引き継ぐとともに、一定規模の修繕については市への協議確認を行う仕組みも考えております。また、業者発注のあり方が大きく変わるのではないかと懸念されておりますが、さまざまな管理状況については事業者からの報告として月次、年次などの提出を行っていただきます。その中で修繕の実施に当たっても住宅ごとの対応、修繕業者や費用なども確認できる仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 9月1日からの公募ということですから、あと2カ月ということです。その仕組みづくりにおきましては、市民のこと、またかかわっている業者の皆さんのこと、そういったことで低下を招くようなことがないようにくれぐれも慎重な職員会議を求めて、教育行政に移ります。

○議長 長 清水議員、教育行政の3件につきましては、12時前でありますので、この部分は午後からの質問とさせていただきますと思います。

それでは、12時前となりました。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時58分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の一般質問を続行いたします。清水議員。

○清水議員 まず初めに、先ほどまでの質問におきまして少し早口が過ぎた部分がありましたので、おわびをいたします。

◎5、学校教育

1、中学校教員の過酷な勤務について

中学校教員の過酷な勤務について伺います。中学校の部活動顧問教員の実働時間の把握について。2015年3月の第1予算審査特別委員会で、休日の部活動につきましても校長に各担当者が報告する形で学校では把握しています。また、正月3日しか部活動は休みにしないという先生もいますし、顧問複数体制の中でうまく回している部活、先生方もいますなどの答弁でした。教員のうち、まず部活動顧問になっている人数の割合は。また、全員顧問になってもらいますのような表現を管理職がしている実態はないのか。また、余りの長時間拘束により授業準備に支障が出たり、精神的に追い詰められる教員が少なくないと言われています。部活動にかかわる時間調査を行うべきではないでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 中学校における部活動顧問の割合ですが、市内4中学校ともに校長、教頭、事務職員を除き、また2校においては養護教諭を、1校では主幹教諭を除き部活動にかかわり、複数体制の指導を行っているところであります。割合としましては、市内4中学校の校長、教頭を除く教職員79名中72名が部活動にかかわっていますので、91.1パーセントということになります。各部活動ともに2人または3人での指導体制をとり、実技指導者、監督、コーチあるいは事務系の仕事といったような形で業務分担をしながら運営がされております。部活動は、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成したり、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級とは異なる人間関係の形成につながるなど、豊かな学校生活を実現させるものとして大変意義のあるものとして押さえられております。こういったことにつきましては学校の教員も十分に理解しているところであり、管理職による威圧的、高圧的な顧問の押しつけという実態はございません。

さて、現在まさに中学校においては中体連大会に向けた練習に熱が入っている時期であります。来週から始まります。このように生徒にとって大きな目標となる大会が近くなると、どうしても教員の指導時間が多くなるという実態はございますが、しかし複数体制で指導に当たることなどによって、各学校ともに授業準備等に支障がないよう工夫されているところであります。部活動の指導にかかわりましては、平成27年2月16日付で道教委、市町村教委連、中高の校長会、PTA、道中体連、高体連などの間で申し合わせがなされ、部活動休養日の設定や休日における半日程度での効果的な活動などについて各学校に再度周知するとともに、部活動の今後のあり方の点検を呼びかけてまいりたいというふうに思います。まずはそうした取り組みを充実させたいと考えておりま

して、時間調査につきましてはその必要性について今後検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 平成27年の通達というか、申し合わせというような表現されたのか、通知なんかも出ていますよね。それについての点検というお話でしたが、点検というのは私は調査に近いというふうに思うのですが、具体的にどのように点検されるのでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 市教育委員会独自の調査というのはこれまでやっていないと思いますが、北海道教育委員会による教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組み項目等の点検調査というのがされておりまして、例えば部活動休止日の設定などの取り組み、例えば部活を何曜日休みますというような取り組みをしていますかというような調査項目ですとか、あるいはこういったことの通知等の周知がされていますかといったような道教委による調査はされておりますので、再度そういったことの点検あるいは平成27年度の申し合わせの再確認等はしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 週に1回は休養日を設けるとか、あるいは休日には長時間にわたらないようにというような通知だというふうにと思いますが、実際に1年間にどれぐらい、あるいは1カ月に何時間ぐらいということは、そこを調査することで教職員の苛酷な実態ということが本当によくわかるというふうに思うのです。通知よりもさらに把握をする必要性について伺いたいと思います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほど申し上げましたとおり、平成27年度の通知に基づいて今各学校が動いておりますので、今議会前にも各学校に問い合わせをかけたところではありますが、現状週1日程度の休みが設定されております。また、種目によっても比較的長時間練習に耐え得る種目もあれば、短時間集中型でいくべき種目もあるものですから、一概に時間のみでというふうにならない面はあるのですけれども、先ほども申しました通知の再周知、週1回程度の休みが守られているかというようなことで対応していきたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 教職員の方々が教員として児童生徒にいろんな意味で成長していただきたいという、そういう気持ちで何とか頑張っていただいているというふうに思うのです。しかし、今の教育委員会の把握では私は不十分だと思いますが、次に移ります。

では、この部活動顧問は仕事として行っているのか、当然ボランティアではございませんが、法的にはどのようなになっているのでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 部活動の位置づけにかかわるご質問ですが、現在部活動は教育課程外に実施される学校において計画する教育活動の一つとされておりまして、学習指導要領においては学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと明記されております。生徒の自主的、

自発的参加による部活動としてスポーツや文化、科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、人間関係の形成に資するものであるとの意義、教育課程において学習したことなどを踏まえ、みずからの適性や興味、関心などをより深く追求する機会であることから、各教科の目標や内容との関連にも配慮しつつ、改めてその大切さを認識するよう促すことなどが示されているところであります。部活動の法的な位置づけとしましては、現状では明確になっていない部分もあると言えますが、学習指導要領に記載されております部活動の意義を踏まえ、熱意のある先生方の指導のもと、生徒、保護者の期待に沿えるよう取り組みを進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のような状態になっているということを確認をいたしました。このまま放置はできないなというふうに思いますが、国に対してきちんとした法的な裏づけというか、を持てるような部活動顧問の業務にできるように、まずは国等に要望していただきたい。

3番目に移りますが、中学校の部活動で練習や大会出場などで教員が立ち会わない、または参加しない事例はあるのか。また、学校教育として制度上、教員以外の人、団体に指導、安全管理、大会出場の引率などを委託することは可能でしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 部活動において練習や大会出場などで教員が立ち会いや参加しない事例についてのご質問ですが、平日の放課後に例えば職員会議などがある場合、一部の時間は教員が立ち会わずに生徒が自主的に主体的に練習を行っているという場合もございます。また、文部科学省も、部活動の指導に当たっては地域や学校の実態に応じて地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることとしており、外部指導者に指導、安全管理の上から協力を得ることは可能となっております。しかし、あくまでも部活動は教育活動の一環として行われていることに鑑み、指導や安全管理を全て外部指導者に任せっきりにすることがないようにすることとされております。また、大会出場にしましては、教員が参加、立ち会いをしないというケースはございません。道中体連における規定では、外部指導者については大会の引率やコーチ以外での活動における引率はあくまでも当該学校の校長または教員とし、外部指導者のみで行うことはできないとされておまして、教員の引率が必須とされております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 平日のふだんの練習について、教員でない地域のそういう団体に対して協力、連携して、委託かどうかは別ですけれども、最初から最後の時間を任せるということは可能でしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほども申し上げましたように、教育の一環としての営みとしている中で、全てにおいて外部の方に委ねるというのは学校としてもなかなかとらない手法かと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、最初と最後だけ教員がいて、あと実技指導だとか途中の管理をというのは、それは可能でしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 先ほどの答弁と若干重複する面があるかと思いますが、部活動に関する法的な位置づけ等、いまだ不明確な部分があることを初め、さかのぼれば戦後以降この部活動にかかわることはその時々学習指導要領の編成とも絡めているような道をたどってきております。次期学習指導要領改訂に向けても、文科省のほうでもさらに一歩踏み込んだ表現をすべく今準備をしているとの報道はされております。週に1回ぐらい休みを設けましょうということはどうも国が初めて言いそうなのです。部活動の指導、引率にかかわりましては、平成27年12月21日の中央教育審議会答申において、国は学校が地域や学校の実態に応じ部活動等の指導体制を整えることができるよう、教員に加え、部活動等の指導、助言や各部活動の指導顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員、仮称であります、として法令上に位置づけることを検討するということが示されております。中教審答申です。平成27年12月21日です。まだ答申段階でありますので、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題は、特に若い教員の皆さんにとっては、授業準備などが本当にできないという実態もあるというふうに聞いています。そこで、次の学習指導要領改訂に向けて国はそういう努力を、方向性を出されているということはわかりました。しかし、市としても市教委としてもできる限り顧問の負担が少なくなるような配慮、また対策を要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますので、追加日程表を配付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時18分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第3から第7までを本日の日程に追加し、議題とすることに結しました。

◎日程第3 報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 日程第3、報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま上程されました報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項に基づきご説明申し上げます。

初めに、平成27年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをごらんください。Ⅰ、継続事業でございます。1、国際交流事業では1ページから3ページまで11事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

次に、3ページでございます。2、国際協力事業でございます。こちらについては3ページから5ページまで8事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、5ページの3、国際理解事業でございます。これは5ページから7ページまで9事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、7ページ、Ⅱのその他の事業でございます。その他の事業の1、国際理解事業でございます。これについては4事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、9ページの2、調査・研究事業でございます。これは9ページから10ページまで5事業を実施しておりますので、同じくお目通しを願いたいと思います。

続きまして、10ページ、Ⅲ、法人会計につきましては14ページまで各事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、14ページの3、会員でございます。平成27年度につきましては個人正会員が175口、団体正会員が86口、個人賛助会員は145口、団体賛助会員は8口の計414口となり、前年比6.1パーセントの減となっております。

次に、平成27年度の決算状況でございます。16ページから28ページに記載されておりますけれども、16ページ、17ページをお開きください。16ページの中段、当期の経常収益の合計は2,504万4,233円、17ページの中段、経常費用の合計は2,423万2,022円となり、当期の経常増減額は81万2,211円となりました。

24ページをお開き願います。当年度の繰越金は314万4,341円となったところでございます。

次に、平成28年度の事業計画でございます。31ページから37ページまで、本年度の事業計画が記載をされております。31ページをお開き願います。本年度は、既存事業の進化を図り、世界と結びついた地域社会の実現に努めることとし、各種事業を行う予定となっておりますので、内容につきましてはお目通しを願いたいと思います。

次に、平成28年度の予算でございます。38ページ、39ページをごらんください。38ページ、一般正味財産増減の部の事業活動収入計につきましては2,678万3,000円でございます。経常費用につきましては、39ページの経常費用計3,078万3,000円となっております。

して、事業活動収入計と経常費用計の差額の４００万円につきましては、投資活動収入、いわゆる基金の取り崩しと前期繰越金を充てております。

以上で報告第１号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第１号は、報告済みといたします。

◎日程第４ 報告第２号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議長 長 日程第４、報告第２号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第２号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定によりましてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。初めに、平成２７年度の事業報告でございますが、学習機会の提供に関する事業としまして記念事業、講座の開催、資格検定などが行われました。平成２７年度は生涯学習振興会の設立３０周年の節目の年であったことから、記念事業としまして記念誌の発行、記念講演会が実施されております。また、講座の開催につきましては６ページまでにわたり記載しておりますが、２９種類３５講座、延べ１７０回にわたりまして開催をいたしたところでございます。講座の内容につきましては、教養講座から体験、趣味、実用、語学など幅広く、多様なニーズに沿うよう多くの事業に取り組まれております。

以下９ページまでに学習機会の提供以外の事業、会議の開催状況について記載をしておりますので、お目通しを願います。

次に、決算報告でございます。１１ページの収支計算書をお開き願います。事業活動収支の部の事業活動収入計、これはＡの欄になりますけれども、予算に対しまして５９万９，４４７円の減となったところでございます。主な要因としましては、会員数の減によります会費収入の減であります。次に、事業活動支出ですけれども、支出計、これはＢの欄になりますけれども、予算に対しまして１２１万１，３９４円の減となっております。これは、３０周年記念事業の経費の節減と管理費のうち、９月末で退職しました職員の補充を臨時職員で対応したことによります人件費の減によるものでございます。事業活動収入総額としまして、Ｃの欄になりますけれども、マイナス３２６万６，２１３円となっております。

次に、投資活動収支の部でございますけれども、基本財産取崩収入が４５０万円、これは定期預金の取り崩しでございます。支出計、これはＥの欄ですけれども、１１０万５，８４０円、このうち１００万円は定期に積み戻しをしたものでございます。投資活動収支差額といたしまして、Ｆの

欄ですけれども、３３９万４，１６０円となったところでございます。予備費の執行はございませんでした。これによりまして、当期収支差額、これはHの欄でございますけれども、１２万７，９４７円となりまして、前期繰越収支差額４８万３，６５２円を加えた６１万１，５９９円が次期へ繰り越しとなったところでございます。

なお、１２ページから２３ページまでは、収支に関する資料ですので、お目通しを願います。

２４ページは、監査報告でございます。

次に、２６ページをお開き願います。平成２８年度の事業計画でございます。これは２７年度と同様に講演会、講座の開催などが予定されているところでございます。講座につきましては、会員の方々の意見を反映させまして６種類８講座を増設しまして、教養及び健康、運動と趣味、実用講座などを中心に３４種類４２講座が計画されているところでございます。その他の事業も含めまして３０ページまでに記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、平成２８年度収支予算でございます。３２ページをお開き願います。事業活動収入では１，１０８万４，０００円、事業活動支出では１，３３７万１，０００円、投資活動収入では１，０００万円、これは定期預金を取り崩す予定でございます。投資活動支出では８００万円、これはこのうち８００万円を定期へ積み戻す予定でございます。予備費で３０万円を計上しまして、これに前期繰越収支差額５８万７，０００円を充てる予定となっております。

３３ページ以降につきましては、収支予算に関する資料でございますので、お目通しを願います。

以上、報告第２号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第２号は、報告済みといたします。

◎日程第５ 報告第３号 監査報告について

報告第４号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第５、報告第３号 監査報告について、報告第４号 例月現金出納検査報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第３号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査及び同条第７項の規定に基づく財政援助団体等の監査を行いましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

最初に、定期監査のうち工事監査報告ですが、監査対象工事については建設部所管の平成２７年度執行の工事のうち、記載の７本の工事を対象に実施いたしました。

監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願

ます。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行、管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、内部の決裁文書であります工事施行決定書に当該施行工事に係る予算額の記載漏れがあること、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく受注者から発注者への完了報告書の提出が漏れていたことなどを所属に対する講評において指導いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、株式会社滝川グリーンズを対象として監査を実施しました。

監査の範囲は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期と平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期の事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりありますので、お目通し願います。

監査の目的は、監査の範囲の事務を対象として、これらの事務が適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約関係では施行伺における予定価格の省略の取り扱い、契約書における添付書類の取り扱いなど、請求支払い事務では支払いのおくれ、請求書の内容表記誤りなどが見られることから、監査講評において改善指導を行いました。

なお、監査意見といたしまして、第14期、平成20年度に第15期、平成21年度から第24期、平成30年度までの第2次経営改善計画、10カ年計画を策定し、借入金の全額返済と累積損失の解消を目標としましたが、初年度である第15期及び翌年度である第16期においても赤字決算となったことから、第17期において計画の見直しを行い、滝川市から介護保険事業を受託するなど新たな取り組みを実施したほか、経費節減などにより第17期から第19期までの決算では黒字決算となったものの、第20期においては赤字決算となり、滝川市からの3,500万円の借入れも継続しており、依然として厳しい資金繰りが続いている状態であります。

平成26年度以前過去5年間の売り上げを見ると、第17期をピークに年々売り上げが減少しております。特に温泉部門の売り上げが大幅に減少し、第17期と第20期を比較すると売り上げが約1,800万円、入浴客が年間約4万1,000人の減少となっており、消費税率が8パーセントに変更となったことや長引く不況により消費が落ち込んでいることが原因と思われます。

入浴客の構成割合では、券売機による入浴客が30パーセント弱で、回数券と定期券利用者が50パーセントを超えており、第19期及び第20期の定期券利用者の平均利用日数が160日以上で、券売機による入浴客と比べ入浴料金の大幅な不均衡が生じていることから、利用者へのサービスという一面はあるものの、利用回数に応じた負担をしていただく検討もしていただきたいと思います。

第2次経営改善計画の計画期間も残り3年余りとなり、これまで売り上げを伸ばすためのさまざまな取り組みをされていると思いますが、思うように売り上げが伸びておらず、貸借対照表純資産の部を見ると相当期間債務超過の状態が続いており、支払い能力を示す流動資産比率を見ると平成

24年度14.8パーセント、平成25年度16.1パーセント、平成26年度12.5パーセントで、未払い金を支払う財源が残っていない状態であります。損益計算書の売上高である指定管理受託料は、電気料金値上げ分と収入減を補填するため年々増加しており、これらのことを考えると自力再生は景気の好転以外によい方法が思い浮かびません。温泉施設が住民サービスに不可欠と判断し、存続を望むのであれば、組織再編成などの新たな手法による経営の見直しが必要であると考えます。

健康志向や高齢化が進む中、滝川ふれ愛の里を創設した当時のコンセプトである市民の食と健康に寄与し、農業と都市との交流事業を通して農業後継者を育成するという目的に向かって立て直しを図っていただくことを望みます。

次に、定期監査ですが、最初の定期監査報告ですが、監査の対象は保健福祉部の福祉課、子育て応援課、子育て応援課にはこども発達支援センター、保育所、こどもセンター、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターを含み、介護福祉課、介護福祉課には地域包括支援センターを含み、健康づくり課の4つの課を対象とし、監査の範囲は平成26年度の執行事務を対象として実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では支払い遅延違約金の率の表記が誤っているもの、施行決定書などの根拠条例の表記が誤っているものなどが散見され、団体事務関係では会則などが整備されていないもの、経理事務が市の内規に準じた扱いとなっていないもの、市の文書と他団体の文書が混在して管理しているものがあり、負担金、使用料等の歳入についてその積算過程の計算誤り、未納金整理の取り扱い、備品出納簿関係では所管がえとなった備品について備品出納簿への記載漏れ、その他として市内旅費の支給漏れなどがあり、これらについては関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

続きまして、次のページの定期監査報告ですが、監査の対象は議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、会計課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成27年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では担当者と検査員が兼任しているもの、請書が作成されていないもの、決裁文書、契約書等の根拠条例の表記が誤っているもの、予定価格の積算根拠となる書類が添付されていないもの、見積書の記載内容が不十分なものなどがありました。前渡資金関係ではその精算について月単位で行っていないこと、団体事務関係では経理事務が市の内規に準じた取り扱いとなっていない、旅費の運賃及び日当の積算に誤りがあること、文書関係では決裁が事務決裁規程に定められた決裁を経っていないもの、受け付け印、査閲印が漏れ

ているものが散見されることなどがありました。これらについては、関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第3号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第4号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成28年1月分から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきまして、旅費の支給の一部において算出に誤りがあったことから、講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、内容は省略いたします。

以上で報告第4号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号及び第4号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

○議長 長 日程第6、意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）であります。

意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書。送付先は、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中の継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 平成28年第2回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきましてご挨拶申し上げる次第でございます。

6月15日に開会されました本定例会でございますが、本日までの9日間、議員各位におかれましては積極的にご議論いただき、上程させていただきました各議案全てにおいて可として議決いただきましたことに改めてお礼と感謝を申し上げる次第でございます。一般質問等でいろいろいただきましたご指摘、ご意見等につきまして、それを参考にしながら今後より一層地方創生に向けて職員一丸となって努力する所存でございますので、今後とも議員各位のご指導、ご協力を心からお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とします。

まことにありがとうございました。

◎閉会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

よって、滝川市議会会議規則第6条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会宣告

○議 長 これにて平成28年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時47分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員